

稻荷山西光院天福寺

堂塔を再興す寛永九年申壬僧尊庵中興開山と爲り宗風を喚起し以て舊觀に復す安政中火災に罹り本堂庫裡山門阿彌陀堂其他の支坊悉く舞馬の勢を逞ふせらる後復之を再建す寺域内に區人佐藤滿太郎の碑あり黒川眞頼の撰文を刻す

同村窪野谷區字作畑に在り城内四百八十四坪眞言宗にして阿彌陀佛を本尊とす寺傳に曰く聖武天皇の時僧行基の建立に係ると

須賀山鏡智院東福寺

笹川村須賀山區字根方に在り城内千八百九十七坪眞言宗にして藥師佛を本尊とす寺傳に曰ふ仁安二年丁亥之を創し徳一僧都を以て開山とす本尊は傳へて千葉龜丸の依信せしところにして古へ森山城中に勸請せしものとす寺藏に天正六年戊寅十月十八日千葉邦胤千葉介海上山城守原若狹守本寺に於て灌頂會の事を記るせし文書あり

龍神山慶瀧寺妙幢院

同村鹿戸區字東に在り城内七百廿二坪眞言宗にして本堂に十一面觀世音々安んじ客殿に不動佛を安置す寺傳に曰ふ貞應二年癸未東胤頼の孫胤景左衛門の開基する

圓覺山藏福寺

ところなりと胤景創製して妙幢又慶阿彌と名く中世衰微に屬せしを文明中僧惠胤之を再興し寛永中長胤なるもの又紀伊根來山より來て本寺に主たり寺は初め郡村即ち今の橘村羽斗區に在り其他を字慶阿しを後ち本村に移し今の地より南方に位す火災に罹りしを以て假りに舊支院なる龍光院を堂宇に充つ往時は東莊四箇檀林の觸頭と稱せらる城内佛堂一字あり

補陀落山福聚寺

同村小南區字上宿に在り城内千二百三坪眞言宗にして大日如來を安置す弘安九年丙辰東行氏六郎左衛門鎌倉圓覺寺無學佛光の上足歡了を此に招請し本寺を創す時に禪宗たりしが享祿元年戊子今の宗旨に改め僧長了開山と爲る往時天福妙幢東福及び本寺を稱して東莊四箇檀林となす

東城村小南區字城山に在り黃蘗宗寺傳に曰ふ僧鐵牛之を開基す鐵牛干瀉關田に關し功あり後ち江戸弘福寺より此に退去し以て終る本寺は其當時山門及び觀音堂等稍觀るに足るものありしが後世少しく衰頽に屬せしを以て復た舊時の如くならず寺に隱元木庵鐵牛の像幅及び其自筆並に伊達綱村稻葉正通等の送別詩歌

幅等を藏す往年文學博士重野安繹來遊し其蝕せるものを修理し之を本寺に寄附せり

詠草 鐵牛禪師元祿卯の霜月十日あまり四日の日世をのがれて下總國椿田といふ所へうつろひ給ふ冬立うら猶とゆやりて餞別の心を

侍從 正道

つたへこし法のみちまはあどゝめて浮世をよそにわかれ遊くらじ

祝

まめをきてこゝろもきよき玉椿かはらぬみちや猶さかふらし

詠草

伊達 宗基

君なくはあるゝ干潟と今も見んこの千町田も廣き家庭も

遊福聚寺

重野 安繹

割據紛争緒一邱夕陽蕭寺氣清幽民功永仰機和尚文雅尙傳東野州

同

河田 罷

高僧遺跡古庵存偉績猶傳拓敷村萬頃澄湖今那處惟看麥浪帶風飜

登小南福聚寺門瞰椿海

織田 完之

同

登臨福聚寺門前椿海變成黃稻田平氏古城山寂寂名僧偉績百千年

同

同

鐵牛高爾獨相尋蕭寺寒山夕日沈十有八村齊飽食誰知萬古一僧心

香取郡誌卷之二終

香取郡誌卷之三

名勝誌

香取海

一に香取浦と稱す往古は本郡の北邊より常陸國行方鹿島に至るまで三里餘の間渺々として一大江をなし香取瀉等の名あり今や流域一變洲渚隨て生じ又昔時の狀を留めざるも小見川息栖息栖郡の地の間霞鰐二浦の水滙合の處に至ては一望瀾漫にして以て當時の狀を追想せしむるに足る河川

萬葉集

大

船

香

取

海

温

下

何

有

人

不

念

有

柿

本

人

曆

續千載集

藤原定家

夏衣かどりの浦のうたゝねに浪のよるくかよふ秋風

新續古今集

資雅

袖狭きかどりのうらのあま衣やとるほどなく月も明ゆく

同

後水尾天皇

誌

勝

名

白栲のいろもすゝしきなつ衣かどりの浦の月となみとに

同

光明寺大納言

明ぬれははやかけうすし夏衣香取の浦のみしか夜のつき

夫木集

光俊

浪あらきかどりの海の夕しほに渡り兼たる世を歎く哉

家集

藤原家隆

けふよりは幣とりまつる船人のかどりの沖に風迎ふなり

同

加茂眞淵

香取瀉千重のしほせをせきあけて浪穂に立てる神の御門鴨

同

橘千蔭

刀禰川の水せきあけてかどりかた神のみとしろゆたねまきけり

同

伊能魚彦

信太の浦を今朝こきくればかどりの海のわたの沖に綱引する見ゆ

同

永澤躬國

夏衣かどりの浦にとしをへてまつるときはの心なりけり

詠草

香取保禮

かどりかた浦のどまやの夕けふりとしもゆたかにたつ霞かな

同

伊藤泰歳

ほのみゆる沖の火影やかどりかた扇かしまのわたりなるらん

同

額賀大重

大船のかどりのうらのみをのほるほかけのどけき春のゆふくれ

同

緒方是常

かどりかた浦の百ふねまほあけてやすけにみゆる浪のうへかな

按ずるに一に古歌載するところ香取海は本郡に非ずして近江の國と爲し

加茂眞淵は斷じて本郡と爲す

利根川

一碧の長流遠く上野より來り武總を経て大洋に注ぐ其間凡そ七十里兩岸の風致江上の興味筆固より之を録するに遑あらず今其本郡に屬するの特勝を擧ぐれば小見川灣頭洲渚最も深き處笹川浦上遠く波山を望むの處山情水性自ら相俟て天然の畫圖に對するが如く此間長汀曲浦四時の變幻に隨うて萬態の佳趣を呈し眞

に關左の名勝たり河川

萬葉集

刀稱河泊乃可波世毛思良受多々和多里奈美爾安布能須安弊流伎美可母に按ずる利根川を詠ずるもの尤も多し然るに概ね今の上利根に關せしものにして本郡地方の事に非るを以て之を略す

利根川

宮本元球

雲氣南馳曉日紅只將一雨洗晴空不須遠駕垂天翼穩坐長江萬里風

曉下利根川

河田 隼

濃霧籠江曉色清船間殘夢不分明幽禽猶在蘆中宿遠樹漸從煙際生

明神山

滑河町西大須賀區の北邊を繞れる岡巒にして東部を明神山と稱し西部を淺間山と稱す翠松希疎として山腰を遶り巔に登れば則ち四望礙りなく利根川其下を流れて帶狀を爲し筑波は北方に秀て、突兀天を摩し富岳は西天に聳へて長沼湖上に倒映し飛雁鳧鷗風霞の中に點綴し景趣の絶奇なる本郡西部に冠たり

朝日淵

同町滑河區龍正院を距る西方三町許の水田中に在り傳へ曰ふ此地は往古常總二

名

勝

誌

名

勝

誌

州の國界にして小田川の深潭に屬し小田城主小田將治嘗て觀音像を潭中に得たるの事を傳ふ然るに後世地勢の變遷に因り埋没して遂に昔時の形を留めず利根國志唯數株の垂株を存するのみ樹下碑あり

朝日淵觀音應現碑

下總州滑川龍正院古名蹟也、舊安十一面大悲像矣、相傳仁明帝承和五年夏五月、香取縣大雨雪、穀蔬喪苗年饑、野有餓卒矣、有長者小田將治者、世系氏族未暇詳考也、將治能仁且惠、乃發倉米、傾庫財、以救凍饑、而鄉民疫斃、猶日充街衢、將治深患無濟之術、因遽構淨堂、朗誦法華經一千部、頓寫金文二十有八部、懇祈神驗、今妙典寺其遺跡也、結會之辰、有女逍遙乎、指問其名、則朝日、乃謂將治曰、我感于君之棄己、恤人、可拯其苦、言訖不見、但有光一道、而照小田川、尋至河岸、偶逢一僧、魁偉異狀、放船于水面、手施咒、詈須臾、似聞天樂、波底亦駭動、僧則網得十一面真容、授之將治、而身變爲地藏大士、光明赫々、今安遺像、稱船越地藏、將治業已得靈像、而喜躍無所措、即營泐堂宇、方面各十一間、及護摩之堂、鐵樓三層之塔、二王門、岑峙霞起、創立端莊、既而又感水之湧出、浪之草木、稿乾再活、正用施鄉民、而藥其病、凡嘗一滴者、所患頓痊、於是乎邑里荒野、無復僵伏之民也、嗚呼妙典之功、勳如彼、菩薩之應化如是、蓋長者貞仁寬厚、恩意洽加、感格靡

類職由于焉、錄其事刻石、繫以銘、々日朝日之淵、薩埵盪漿、朝日之淵、聖像入網、瀉瀑靈液、湧消人厄、感享者誰、長者將治、寛政九年丁巳七月、東叡山凌雲院住持探題前大僧正實乘選

菊水井

同區字内沼に在り菊水山麓に屬し縣道に沿ふて經五尺許の小井あり圍むに石を以てし清泉常に其中に滿つ上に碑あり觀世音菊泉と題す傳へ曰ふ小田將治朝日姫なるもの、靈示に由り此靈泉を感得し因て菊水延命の泉と名づく龍正院記

淺間山

高岡村大和田區字谷津に在り淺間社あり因て名となす利根を瞰し日光筑波富士及び武甲の諸山を望む往古松樹あり霞浦航海の目標と爲せしが今枯槁す

雙生山

神崎町神崎神社の社地なり二高丘相連なり其形相似たるを以て此名あり或は其狀の瓢瓜を縦割して之を横へたる如きの觀あるを以て瓢山又瓢草山の稱あり地は利根河に枕し全山樹木鬱乎として日光を遮蔽し其大なる者に至ては上は蒼天を摩し下は巨牛を覆ふべし種類は概ね雜樹にして松杉等は至て希なり利根航行中

天神山

此岡を望めば水上特に假山を築くが如く稱して神崎森と曰ふ夏時岡上に登れば絲蔭の下涼氣衣襟を拂て心神爲めに爽かに神仙界裏更に一樂境を得るの想あり

米澤村大貫區に在り縣道の北に位す上に天滿社あり山の名を得る所以のもの之を以てなり社を遷て巨松十餘株あり岡は甚だ高からずと雖も田畝の間に孤立するを以て眺望殊に佳絶なり南部は圍むに村内の諸岡を以てし田舎依々として煙樹の中に隱見し入會池其下に在り秋冬の候鵝鴨翔集す更に眸を放て東顧西眄すれば岩崎神崎の二城址斗出相對し此間に於ける北方一帶の地は悉く田畝にして利根川之を貫通し以て十六島を刻り常野の地勢亦指顧の間に入り眼界殊に濶然たり古人曰く地理を極めんと欲するものは宜しく孤山斷壑軒豁の地に登るべし山川の脈絡城邑の形勢より以て造化と人工との大概を盡すべしと此岡の如きもの則ち是れなり岡上碑あり其文に曰く

下總國香取郡藤堂氏舊封邑之碑

藤堂氏封邑、在下總者三千石、距江戸二十里許、按史慶長元年、我藩祖高虎公遣弟正高于江戸、奉侍秀忠卿、四年東照神君嘉其先諸將獻質、賜下總香取郡三千石於正高、

元和元年、大坂之役、正高有罪、放于伊勢、五年二月、宥正高、復原采、易以伊賀地、於是三千石之采地、遂入我藩、封額、其邑在陸者八、曰村田、櫻田、南敷、馬乘里、横山、片野、鳥羽、大戸川、沿川者五、曰今村、曲淵、沼谷、原飯島、石納、而大貫村在陸與川之間、置廳於此、遣吏治之、後數年、置奉行代官各一人、手代大莊屋屬焉、後置鄉卒數人、巡察部下、寬文十年、割今村地、爲四谷村、天保二年、納沼谷原於官、易以村田飯島兩新田、四年更以兩新田、易小見川之原地新田、新々田、兩村隔在香取社南五里外、由其地少水田多白田、納金爲租、村數凡十六、併算歷年所開拓地租、至四千有餘石、其在陸者、雖地有高低肥磽、要之除天災凶荒外、其所收穫、固足以充貢租、唯沿川諸村、方風雨時至、利根川暴漲、決堤破屋、埋沒萬頃、稻田、生民不葬、魚腹者殆希、其狼狽困頓之狀、有慘然不忍言者、我公速令有司發倉廩以賑恤、民賴以得蘇息矣、若遭凶年、饑歲、特減租稅、賜米及金、明救之、嘗舉養老之典、男女齡躋九十者、終身歲賜米二苞、奉行親至其村、以給酒饌爲常、故方公家有車、慶吊軍寶、爭出人馬、充使役、民忘其勞苦、可以觀平常恩澤之及下矣、安政四年九月、重弦奉命宰此土、日夜刻苦、欲宣公澤化民風、而才劣學淺、不能報萬一、荏苒經過十有四年、明治四年、廢藩置縣、而下總封邑合新治縣、今茲癸巳、舊封邑人某々等來請曰、十六村民浴舊君恩澤久矣、欲相地大貫村天神山、建一大碑、圖不朽、君在職最久、知

民情尤熟、願記其事、以副衆望、重弦不文、何敢當之、而義有不可辭者、乃歷考舊記、詳其沿革、又參之嘗所目擊、以序之、先是我詢堯老公、應衆民請、書於穆二字與之、因以此換題額、抑下總舊封、民俗剛健、以公顧私邑、犬牙交錯、動輒相爭、訟號難治、而其感恩趣義、亦出其天性、洵有可稱道者焉、則我公家之恩澤、與舊封人民之義舉、並可以傳無窮也夫、

明治二十六年十一月

藤堂氏家扶鹽田重弦撰、並書

十六島

洲嶼河身を點綴し之を繞らすに蘆葦を以てし中に稻田を開き縱横小渠を通じ農夫來往皆舟を用ゆ傳へ曰ふ此地開拓の當初僅かに七戸數なりしが今や田疇彌望間ゆるに村落を以てし水雲渺々の間行舟蒹葭を穿ち出沒踪跡なく水滸傳中梁山泊の想あり洲嶼を過ぐれば則ち右は常陸の潮來より牛掘地方に通じ左は霞浦に入るべし町観村

發津宮到潮來舟中

生田 精

樹影沈々屋欲浮、一洲々盡又生洲、農家不用耕牛力、垂柳門前各繫舟、

自香取舟抵潮來

河田 潔

十二橋

烟水二三里、葦田十六洲、板橋高似關、壁舍小於舟。

〔新島村加藤洲區〕十六の一部に在り津宮村より利根川を濟り常陸潮來に至る水路に屬す人家水の兩邊に臨み相架するに小板を以てす其數十二故に此名あり特に稱道すべきことなきも其潮來繁華の地に通づるの要路にして加ふるに兼葭深きところ吟情を促がすべきの境に在るを以て騷人詩客の之を歌詠に載するもの多く遠に一の名區となり潮來十二橋の稱あり螢狩は此地の特勝となす

十二橋

遠山澹

霜落菰蒲殘水清、碧琉璃上畫船行、外湖忽入裏湖去、十二橋頭盡月明、

同

河田羅

穢取津頭暮放撲、黃蘆無際水天遙、孤蓬小泊潮來步、箇々春潮十二橋、

諏訪山

佐原町諏訪神社の社地なり石階數十級高く佐原の西方に聳へ蒼鬱たる古松は刀稱の清流に臨み林園幽雅にして櫻樹の類を雜植す小泉あり石罅より漏出し潺湲として鳴玉の如く夏時市人の涼を此に取るもの多く呼んで佐原の小公園と爲す

茶亭を中腹に設く蕭洒愛すべし階側雙生竹の碑あり竹は今枯橋す

雙生竹碑

源與清撰

下總國香取佐原村乃諏方神社波信濃國留神靈乎齋鎮座參其世之建御名方神奈毛坐流此社乃地波最高久舞江多山乃頂奈刀稱河乎打渡之板來鹿島村眼中留隱天利面白支見遣叙利有留往之天明三年布刀伊歲乃夏能頃社廻傍乃松杉群立留中留種毛无支笱二本頓留生出之日乎經受志最節滋久珍加那體乃竹成奴里人群集天比波神乃靈驗乎示之給不古加志古美合其處斯其志日向守平信之朝臣冷泉大納言爲村卿乃風乎學天歌口於波志計留峨五首乃歌詠天其里留下之賜利其一波松杉乃常盤能色留契利天生出始羅竹乃二本此外乃四首今仁別當能坊密秘持有理此處乃里長本谷德隣波民乎惠美憐夫心深久公事就天勤支聞安江利信之朝臣乃孫今能信富朝臣乃仕人渡邊好禮登議利故君乃言迴葉乎石留鐫天後仁傳刀須武廻志余仁請天其詞遠撰無志余其忠心乎感天辭夫事無久懸天事乃由乎記之且詞作曰香取能夜佐原乃里仁瑞籬能久枳世豫理都怒佐波布齋比麻通利天人皆乃仰義恐牟道速振神能社爾玉匣二本乃竹野千玉能一夜乃加羅爾靈之久毛生出仁雞離會禮遠斯母里乃彌千代爾榮曳那牟驗能物登會固領須平朝臣乃喜

煩比言祝麻志々其言乎世爾毛顯波之其歌遠後耳母傳辭語繼言未之登百不足石
 仁錦世之木能臣乃人多運動志支也忠那流心貴幾也厚支心曾袁善力吾毛感乍言
 稱叙須留維時文政四年歲次辛巳秋八月己卯朔己丑源弘賢書正三位行式部大輔
 菅原朝臣長親題額渡邊好禮本谷德隣共建

龜甲山

香取町香取神宮の宮域を稱す中央高くして四方に低下し宛然龜甲の狀を爲すを
 以て此名あり志香取或は曰く之を遠望すれば大龜匍匐の形もあり因て地に名くと
 香取神宮小史域内往古は大竹林なりしが建永二年丁卯十月賀殿四面八町内なる大竹を伐
 採し又竹を脚取等の事を歴ること茲に久しく樹木亦變革の時に際せしを以
 て今は蒼鬱たる大杉林と爲り其最古なるは概ね千有餘年の物にして罷むに紫嵐
 を以てし隠然鬼神の之を呵護するあるが如し宮域外に接して七橋八坂十井等の
 名勝あり神宮に詣するもの必ず此七橋八坂の一を経過せざるを得ず七橋を大坂
 橋表五反田橋表中央宮表萱田橋山崎小山橋丁子下井橋今氷室橋吉原地口橋佐原と
 名つけ八坂を大坂表在り口龜井坂龜井より宮中若宮坂原町下井坂環前に依り安永
年間傍地を開墾して新坂を設く氷室坂氷室井下口に達す御手洗井坂山東南奴久井坂奴久井より

に達 幸若坂今環前と名つと稱す

香取神園

神宮域内に連り社後に屬す呼んで櫻馬場と稱す安永中香取神宮行事稱宜額賀重
 賢此地を購ひ櫻樹を植ゑ競馬埒を設く因て櫻馬場の稱あり其後稍荒廢に屬せし
 を明治六年癸酉香取保禮伊藤泰歳額賀大重等の諸氏衆社人と大に開拓の事を謀り
 榛莽を刈り荆棘を拂ひ略ほ庭園の區劃を定め八年乙卯稻葉正邦百株の櫻樹を栽ゑ
 清宮秀堅之に亞ぎ爾後逐次民地を購求し以て其規模を擴め巨松大杉の間梅櫻楓
 樹の彩紵を鬪はすあり春秋人をして遊賞去るに忍びざらしむ更に眸を放て北方
 を眺すれば利根は溶々として一練の布を晒すが如く十六島の風光は淡濃相待て
 雅趣を添へ潮來は相對して呼べば應へんと欲するに似たり鹿島日記本社を叙す
 るの條下に板來の里はいづこなるらんなどいひしらふほど遠方に煙のたゞひと
 ひすび立のぼりたるにぞ確かに其所と思ひどかれぬ云々是れ此地の眺矚なり
 頃ろ人あり香取土産なるものを篇し頗る神園の事を詳記す抄して以て本誌の記
 事に代ゆ曰く香取神宮に詣づるものは必ず神苑に遊ばざるべからず神宮は莊重
 にして貴ぶべく神苑は優雅にして愛すべし神殿を拜し茂林の間を過ぐれば直ち

に神苑に出づ苑の廣さ三千坪丘を負ひ川に枕む其左方には松林翁鬱として枝を交へ青苔逕滑かにして嵐氣人を襲ふ滿地の清陰夏を消するに宜しく其右方には櫻樹の茂りて新緑の清楚なる亦愛すべし春時花開くの時花下に吟詠するもの多しと云ふ左方松林の側一路を通するあり老櫻蒼然として其路を夾む名けて櫻馬場と云ふ毎年五月五日流鏑馬式を行ふ松樹の間憩ふべきものを三觀亭と曰ふ元老院議官土岐朝海曾て此地に遊び雪月花の妙を賞して此名を下せるなり又左方櫻樹のある所に梅林あり林畔に小榭亭を設く清香亭と云ふ亭畔の木橋を渡れば更に櫻樹の蔭を爲すあり四時朝暮の變幻に至ては殆ど極りなく朝霧漸く晴れて白帆分明に黄昏烟凝りて暮山紫色を呈し前岸の榭樓火を點するの時紅燈水に映して綺羅星の如く江風微かに吟聲を送り來る若し夫れ明月東嶺に出て、松林に轉じ碎影地に滿ちて水彩滴るが如く月は水田に映じて田毎の面影を寫すに至りては眞に此地の絶色と稱すべし筑波は右方茂林の間に現はれ清容楚々愛すべく秋天澄清の日に至ては常野の諸山も亦指點の中に在り之を概するに神苑の眺望は廣濶にして而して此景を成す所以は第一利根川に在り之に次ぐを潮來十六島となし近くは山崎の若丘稻荷山の青松香取浦の水田津宮の漁屋參差掩映して一

個の活畫圖を成せり伊藤泰歳十二勝を撰す曰く神苑の春曙船木山の松風新島の漁歌津宮の炊烟山崎の紅楓東光山の晚鐘八雲嶺の吐月御手洗の清泉神林の群鴉行方の晴嵐潮來の夕照利根の帆影と一丘一水皆詞人吟哦の料と爲らざるなし園内文久元年清宮秀堅建つるところ本州神祇式名社碑並に本郡征清從軍者碑及び森山村征清從軍碑等あり

從軍功賞碑

陸軍大將大勳位功二級彰仁親王題額

明治二十七年、我國與清國隙、王師航海、進軍征討、陷諸城壘、越二十八年、清國遣使來求和、我皇允其請、於是王師凱旋、尋大論功行賞、下總香取郡、與其賞者、實有七百二十一人、何其有功者之多、一至於此也、蓋本郡枕利根、隣印旛、香取神威、永留靈於此土、故俗皆勇敢向義、所以多出此有功者也、是焉知無非香取之神威、赫々桓々、其餘烈遺風之涵濡民心之所致乎、今茲八月、郡之有志相謀、建石於香取神宮之側、勒文欲傳其功名於後世、來請予文、予爲知于本縣有年於茲、今聞其美舉、安可辭其請焉、因叙其事、係以銘、曰、赴々干城、寧問生死、金鼓一聲、草木皆破、媾和茲成、六師旋師、生者負榮、死傷吊慰、鄉黨表誠、勒文金石、其功其名、千歲不朽。

千葉縣知事正五位勳四等兵頭正懿撰

詠草

正四位勳三等 巖谷 修書

正三位 長岡 護美

なつころも香取の宮居ちかつけばひとえにすゝしまつのした風

同

從四位 竹内 惟忠

見わたせば潮來のしまぞ霞むなる香取のうらの春もうらゝに

同

佐々木 弘綱

磯山のはなの梢にかすむなりかどりのうらの春のつり船

香雲館

櫻馬場の東隅に在り間口十一間四尺奥行五間四尺の二層館にして有志者の相醜して造營するところなり以て神宮賽詣者及び遊園者の休憩に充つ館に登りて眺瞰すれば常總二州の勝槩一目の中に盡くすべく築波日光の諸嶺は透達として相連り霞湖碧を凝らして渺茫空に接し山は水と相待ち水は山と相頼り或は平田遠く開けて翠巖隠見し黄鶴樓上吳楚を望むの想あり快然たる風致一として畫圖の好粉本ならざるはなし

神宮十二井

御手洗井は東方の山腹に在り飯篠長威の僕此處に至り乗馬を洗ひしことあり僕

馬共に死し其夜山崖自ら崩れて井を埋む因て之を他所に設くるも其水清からざるを以て更に此地に築くと志香取氷室井は氷室坂の傍に在り傳へて往時氷室を設けし古跡なりとす龜井は龜邊と稱する地に在り里人は詛り釜邊と稱す或は曰く龜甲山の地に在るを以て龜井と名づく大坂井は大坂の傍民家の宅地邊に在り八坂中此坂最も大にして加ふるに往古神宮神輿渡御の時此坂を過ぐるを以て其名著はれ其側に沿ふを以て大坂井と稱す之を神宮四井と爲す琵琶井は神宮の南方王子神社に至る路傍に在り傳へ曰ふ往古琵琶を善くする人あり神宮に詣するの時渴すること甚しく神に祈り携ふる所の琵琶を以て地を鑿ち水を得たり因て名つくと下井今は琵琶井坂に到る坂路の傍に在り水最も清かりしと眞稱井は字眞稱井坂に在り蓋し眞名井の轉ならむと西隠井今は宮域の西方に在り側高神陸奥より牝牡馬二千疋を取り來り此處に置く因て此名ありと東隠井は香取町丁子區に在り其説亦西隠井に同じ奴久井は奴久井坂に在りしが今廢す以上を六井と稱し前四井と合はせて神宮十井とし不淨の徒の之を汲むを許さず又別に又見の地に石井あり其水清冽にして常に流出す新市場に大刀洗井と稱するあり今形状を存するのみ古昔經津主命神宮御刀を洗ひしところなりと其説必ずしも據

るべからず

船木山

香取區の西方に在り軍陣祭の時山中より船材を伐り出すを以て此名あり耕地に突出し岬狀を爲す其地質赤土にして松樹茂生す香取浪逆の湖畔を眺望し松籟の聲は漁歌と相和し恰も琴瑟を調するが如く亦名區たるを失はず

稻荷山

津宮村の南方に位す岡上稻荷祠あり故に以て稱となす中腹より山嶺に至るまで翠松枝を交へて清蔭地を覆ひ俯仰四顧すれば兩野の山總常の水遠となく近となく皆秀色を送り倒影樹に在り茅屋水に臨み布置參差たるものを十六島となし鶯の斯に飛び鳥の斯に翔る如く洲渚の間に隱見するものを利根往來の船舶と爲し回汀曲灣出入綺錯し悉く寸眸尺幅の中に集り目數へて指屈するに追あらず風景の美なる登臨するものをして割愛して去るに忍びざらしむ

海上山

海上瀉

古歌夏ぞひく海上山に眺むれば霞に沈む信太の浮島を載す其地今詳ならず或は

名

勝

誌

名

勝

誌

海上山を以て今の海上郡の地と爲すものあるも地勢に因り之を考ふるに信太の浮島常陸國信太郡を眺むるの意に因れば今の太倉村側高神社の邊を稱せしならむ此地海上社後鬱蒼の間利根霞湖を眺し山影水色森樹清波悉く狀履の下に萃まり蟹屋漁舍其間に參差として昔時渺漫の狀を追想するに足る總國風土記殘本載するところ大高山も亦同所を指せしものに非るか夫木集頼政の歌にあきさるるうなかみかたをみわたせばかすみにかふしたの浮島あり其海上瀉は乃ち香取瀉の古稱ならむ然らざれば信太浮島と合詠すべきの理なし

淺間山

森山村の北邊にして岡脈縣道に沿ひ下飯田阿玉川の兩區に亘り延て笹川村須賀山區に及ぶ利根川其下に流れ煙巒倒影し湛碧藍を浸し松風漁歌參差相答へて以て河山の景を爲す山の一隅に淺間祠あり山名此に基因す里人は之を總稱して長山と呼べり刀根川繁昌記に曰く夫刀江勝地雖甚多廣袤里餘支流數派眺望絶倫四時無不佳者則此長山城址也蘆渚連於數里白帆明滅於縹緲之間漁舟隱顯於煙波之上筑波之山峰聳於雲烟杳靄之中常陽之沙漠橫於水天一髮之間萬里長流水色淵清與波山沙漠映映髣髴鏡面或爲嫩紫或爲金碧彩色爛然奪目具可謂刀江沿岸之勝地

也一睹望帶總兩野及駿之富山故呼曰五州一覽と此一節は即ち此山の眺望に屬するものなり

丸山

東條村船越區の水田中に在る孤山にして松樹之を被ひ遠く望めば圓球を半切したるが如し故に丸山の稱あり丘麓は民家連綴一部落を爲す上に熊野神社及び聖眞子宮皇産靈社等あり丘の位置は東條多古吉田日吉諸村の水田中に在り渺茫たる耕地中一假山を築くが如く遠地より之を望むべきを以て其名殊に著る参照

菰敷原

笹川村須賀山區及び鹿戸區に亘れる一帶の砂場にして銚子街道之を貫き一望漠々絶へて青草を生せず刀水碧を凝らして白砂と相點映し老松蟠屈して處々に畫趣を添ふ加ふるに前岸は常陸の砂山に對す同國風土記載するところ若松原即ち是なり是より下流橘村石出區邊に至るまで水を隔て、其山を望むべく風景の清絶なる近村に甲たり清宮秀堅擬するに舞子濱を以てす蓋し誇稱に非るなり或は曰く萬葉集載するところ山上憶良の歌に、わたの底おきつ深江の海上のこふの原にみてつからふかしたまひて云々とは乃ち此地と蓋し此邊舊と海上郡に屬した

ればなり

菰敷原

清宮秀堅

松妍水綠白沙明宛似關西舞子汀勝迹曾無人道出一篇歌詠答山靈

龍神山

笹川村の東方鹿戸區に在り縣道に接す登れば則ち大洋東に面し漁村山麓に連り烟波浩蕩の間沙明かに松青く遠帆空に入り漁歌互に答へ北方波山を望めば翠顔嫣然として恰も雲中の仙に接するか如く實に本郡東部の一佳境なり其勝之を遊記に詳にす

遊龍神山記

山田 慈

總州之東刀川之瀕有一小岡稱龍神山尤以眺望著矣地志載山上有龍神祠甚靈祈雨必驗故以爲名或曰地勢遶曲爲龍蛇之狀故稱龍山及後世建祠加神字云余常有登臨之念而世事纏綿未果其意今茲壬辰仲夏霖雨偶霽又得少閑於是拉童生熟地理者而遊取路田間迂回數曲山既在前矣仰望山巔峰巒突兀草樹鬱蒼山下有湖沼名柘沼澄泓如鑑山光倒涵殆爲神女洗髮於淨玻璃盤之態童子先導自北方小路而登細逕峻坂足指衝胸加以雨後土粘沙濕動欲顛墜間關崎嶇纔得達頂上果有小石祠

即龍神祠、巨松六七株、遶之、大二圍許、頽聲聒々、松下得平坦地數弓、藉草而坐、周覽遠眺、杳無際涯、山勢自北延東、委蛇屈曲、一峰特起、近掩映刀根、狀如伏龍、舉頭飲大江者、爲龍山極北之境、山脉漸東、或起或伏、如龍背出沒波間者、爲淺間岡、岡尾一角南轉、垂桁沼者、爲禿頭岡、培塿蟻垤、爲之警翼、宛然如一大神龍、卷舒絳霄、信或者之說、又有理矣、童子一々指點曰、藍光渺々、遠接天者、太平洋也、長流如練、滾々而注、銚港者、不問可知、爲刀川、沿流洲嶼、碁布、如有如無者、香取郡十六島也、風帆烟楫、明滅於蘆葦中、如白鷗翔空者、往來船舶也、一帶青松、林立平沙之間、東極波崎、西通二毛者、常州之野也、西北山脈連亘、雙峰崢嶸、深秀者、筑波山也、障巒一列、如屏障者、須賀山古城址也、千葉氏族、東教賴所居焉、蟹屋、遶山腰、漁網、隰長竿者、爲菰敷鹿戸等村落、至秋氣澄天之候、則駿之富士、與之金華、亦可掬掌中、時方際插秧、山水田一碧無際、真畫中之景矣、至是宿昔探勝之志始酬、有駕逸氣於鴻濛、御長風於寥廓之思、洒然忘登攀之勞、須臾晚霞四起、反映夕光、熹微之表、如畫外又生一畫、童子引裾曰、倦鴉還林、山路暗黑、乃相携而下、于時明治二十五年六月某日也。

右一篇余が曾て香取四勝記に載するところ時に文學博士末松謙澄君題詠あり藉りて以て龍山記事に附す

東莊神林

題香取四勝記

羨君生得愛文辭、健筆一枝任手揮、讀到龍山登眺記、筑波刀水入眸飛、

末松 謙澄

橘村宮本區東大神の社域なり、其地古松老杉最も多く、社前の兩杉社傍の槻樹の如きは殊に其著はるゝものなり、加ふるに城内櫻樹林を爲し、春花の候杖を曳くもの少からず、古昔東莊の地なるを以て、東莊櫻花の稱あり、社側征清紀念碑及び軍人招魂碑等あり、南北の岡麓より清泉湧出し、橘豐里二村内水田灌漑の用に供せり

征清軍紀功碑

正二位勳一等 陸軍大將 大山巖題額

正四位勳四等文學博士重野安釋撰并書

下總香取郡橘村內宮本、有東大社焉、祀玉依姬、稱王子宮、景行帝巡覽日本、武尊征服之蹟、至此創建斯社云、肇祀之舊、亞香取神宮、明治初列爲郷社、所鎮護八村、曰橘、曰豐里、曰東城、曰萬歲、曰神代、曰瓦文、曰森山、曰笹川、分爲四十二區、凡二千八百三十二戶、即古東莊之地也、二十七年、皇師征清、八村人從軍者、百三十人、迨役罷、社司飯田君胤隆、與郷人謀、樹石社側、勒姓名以紀功、介岩堀角治郎請予文、古昔香取神勳、鑄群兇、平定下土、武功赫々、居開國諸神之先、而本社則祀太祖之皇妃、景行帝所創始、日本武尊

名

勝

誌

所經略宜乎其威烈之顯著也鎌倉幕府時東胤賴始領東莊子孫相承十數世士馬精強威振隣近古稱士風勇敢必推關東八州蓋上古神蹟之所基啓其風氣之先豪強有若東氏承後以導之也抑征清之師所向皆克席卷遼東進逼二京遂使清國割地納幣以乞和聖天子豐功偉烈軼古超今炳耀海內外而以八村二千八百餘戶之衆能出百三十人熊虎之士或進戰或居守于土木于糧餉凌炎熱冒冰雪分職服役鞠躬盡瘁奉君之節報國之誠卓々如此原始要終其所由來豈偶然哉嗚呼時有古今氣運遞變而其浸乎民心存乎風俗者竟不可泯滅有時乎勃發流風遠澤遠矣哉飯田君在職六十年齡既七十購石以飲費予嘉君與鄉人之並篤於義也略叙其由並及土地沿革之故係之以辭曰維忠維勇致身奉公維神之德乃民之功爲干爲城熊虎驅虎遠矣遺烈定疆靖蹟

明治丙申歲四月下總香取郡福村有征清紀功碑建設之舉以予撰碑文往會之館于祠官飯田氏賦一絕錄其情況

民情淳樸古風存名社管來冊二村巍立桓碑銘戰績齋塲高處旭旗翻

雲井崎

同村同區に在り東大神社地に接し北方水田中に斗出す青馬今郡谷津數區の岡巒

名

勝

誌

東西南を圍繞し勢ひ羽翼を張るが如く八崎角あり其間に繡錯し又自ら鳥尾の状を爲す故に八尾山の稱あり北方一面山脈相合はざること環口の缺けたる如く缺よりして遠望すれば水田萬頃杳渺として際なく波山の烟靄霞浦の風光虛無縹緲の間に明滅し岡上又松櫻楓樹を培植し雜るに躑躅の類を以てす花時遊客塵集す傳へ曰ふ此地古へ荆棘丘を被ひ榛莽路を塞ぎ復た之を顧るものなし海上郡横根村溝川善兵衛之を創し東大神社司飯田胤隆之に亞ぎ經營功を畢り昔日狐狸の巢窟に委するものは乃ち變して今日士女遊觀の境となり美竹露はれ嘉木立ち雲の浮べる溪の流るゝ漚々然として巧を廻らし伎を獻し柳子の所謂悠々乎として瀨氣と俱にし洋々乎として造物者と遊ぶを得るもの殆んど此境の類か石上貞淳雲井勝樂詩碑あり往年重野文學博士等亦來遊句あり

雲井崎眺望歌

伊能 頤 則

足引のみやまのおくに杣立て眞木きりおろす斧の音のとうのあかたの神山にまゝに榮ゆる松蔭の道ゆきはてゝ千まち田のれもにのぞめる山涯の塙に立てうちわたし吾見さくれは行水のを糸の川せはこの山のしたゆきめぐり霞ふりかしまのさきと行方の乎ちのみさきとこちぐの中流るゝ遠しるき浪逆の

うみに垂乎ふねはらゝはらゝに玉藻刈魚つり遊ひうちむかふ矢田部のさどに
ほとゝきす夏は去ばなき秋さればもみち色つき雪積る筑波の峰は冬の夜の月
に照合みれとくあかぬはなはに花くはし櫻うゑなみ春毎にえださしかはし
さく花乎さくら井の津にこく舟のうちよりみてや白栲の雲のさきと名つけ
そめけむ

反歌

玉櫛けふたらの山の直向ふ此岡のべに家居せまほし

詠草

月かけは田毎に落ちてあやしくも吾は雲井の岡にのほりつ

詠草

船人の沖こくそても句ふらし雲井が崎の花のおひかせ

雲井勝槩

層岡如壘鬱崔嵬屏障嶂巒左右開岬迤遊人芳展蓐花園古廟錦成堆征帆近映東寧
面驚雁遠迷霞浦隄射眼波峰何所似蔚藍天上聳瓊臺

丙申春晚遊北總雲井崎

河田 熊

浦淑回環書筈開筑山香鳥翠成堆天風一拂松濤起身在神仙界裏來

遊雲井崎河田柳莊詩先成因用其韻相對有旭岡三四句故及

重野 安 繹

山影湖光鏡裏開翠微亭榭白雲堆旭岡新植櫻千樹更待劉郎再度來

陪重野河田二先生遊雲井崎

濱村 裕

筑山刀水樹間開眼底青田翠霧堆兒輩傳呼迎且拜爲言李杜二翁來

陪重野河田濱村諸先生遊雲井崎次其韻

山田 謨

萬頃青田一望開四圍山際白雲堆叨陪杖履聞詩賦花下黃昏去又來

白旗山

朝日岡

同村青馬區字白旗の地なり東大神を距ること二町雲井崎と相對す今民有山林と
なり其一隅に小祠を建て之を白旗神社と稱し景行天皇を祀る地高燥にして北
方利根川を隔て常陸國地方を望み又遙に鹿島神宮と對し霞浦の勝北浦の景歷
々眸中に入る傳へ曰ふ天皇東巡の時驛を此地に駐め二州の地を望み以て日本武尊
の征蹟を按ず時に侍臣幡旗を取て假りに帝座を設く白旗山の稱此に起因す東大記

明治廿八年征清の役畢るや近傍里人此地を拓して朝日岡と稱し櫻樹を植ゑ以て祝捷紀念と爲す朝日岡植櫻碑あり

朝日岡植櫻碑

河田 熊

北總橋村有阜焉鬱然深秀爲東大神祠祠後丘陵回互崢嶸開曠其西岡爲山本與五左衛門飯田又平飯田助三郎諸子有明治丙申社司飯田君胤隆與諸子謀關之植櫻數拾株以資衆游觀名曰朝日岡取諸本居鈴屋翁歌辭也會征清役畢以里人多從軍又建碑祠域請成齋重野博士紀其功四月碑成邀博士落之余亦與焉因獲登岡徜徉盡其勝概岡畔有小祠祀景行帝蓋帝東巡駐驛于此云北望則利根川自西來益大以肆隔水覽鹿島潮來及地志所稱香澄里浦樹湖村之所隱見煙帆沙禽之所明滅此非帝之低徊顧念於倭建尊武功者耶夫本居氏之歌以邦俗粹美喻櫻花煥發於旭日而所謂日本心者與尙武重義之風相爲表裏亘古迄今有不知其然而然者焉凡遊此岡者觀櫻花爛開雲蒸霞蔚又望江山秀麗之勝願瞻軍人功績之碑俯仰乎今古將慨然有所興起矣飯田君之意儻在斯歟君將勅其由於石以貽後首刻本居君豐顯歌及博士詩俾濱村君藏六篆額屬余記之余既遊此地烏容辭因叙其梗概如此

朝日岡

本居 豐顯

名

勝

誌

名

勝

誌

さしそうる朝日も高しさく花の花の雲居はてなき御代の光を

同

重野 安釋

萬樹芳艷映晨光刀水西頭朝日岡兩地相望競名勝櫻川遙在月峯陽

盃井

同村宮本區東大神社地の南麓に在り方形にして石を疊みて之を圍めり即ち東大神七井井は同村青馬區に在り石井は羽計區に在り築井は神代村高部區に在り龍郷村松谷區に在りの一にして區人の飲用水に供す或は曰く秋の寐覺に載するところ東路にさしてこんどは思はねと盃の井に影をうつしての古歌は此井を詠せしなりと説の當否を知らず

琴平岡

同村東今泉區に在り岡上琴平社あり故に稱となす刀川東に流れ遙かに銚港に注ぎ兩岸數十の村落出入繚錯し危檣林の如く岸に依り潮を候し潮應し風發すれば千帆齊しく張り疾きものあり徐なるあり歎くものあり正しきものあり征船歸舶各其態を異にし碁の如く梟の如く景致攢めて一目の中に屬す且秋夜の觀更に奇なるものあり返照已に收まり冥烟四もに合し吟蟲唧々として清涼人を襲ひ仰

で前山を看れば一輪氷の如く煜々波を射り一睹悠然其涯を定め難く近ふして本城松岸^{並に海}の濃淡を分て東南に折るゝもの遠くして波崎矢田部^{共に常陸の斗}出して嘴状を爲すもの皆奇を前に呈し千里の景攷盛累積境として幽且新ならざるなく社籬夜雨鮫港帆影波崎雁陣岡上秋月洲渚漁火雙峰瀑布大洋濤聲沙山夕照等の八勝あり

淺間岡

同村羽計區字淺間に在り岡上淺間の社あり因て稱となす地勢遙かに龍神岡に連續す東は利根川に枕し太平洋に面し眼下直ちに橋豐里の諸村及び常陸國鹿島郡輕野村地方を瞰し乾坤澄清の時に際すれば四隣殊に豁達にして勢ひ水陸を盡し突なるもの窅なるもの抵の如く嶼の如く丹靄を罩むもの翠靄を施くもの參差出沒躍として脚底に集まり山容水色自ら一段の風致あり此近傍に於ては實に龍神に亞ぐの勝地たり社前區人羽斗文記の撰するところ長歌篇の碑あり鹿島灘を航するもの其森林を望て以て目標と爲す

雙峯飛泉

同村東今泉區字雙峯の山間に在り高二丈濶一尺許夏時來り浴するもの多し此飛

干瀉

泉の知きは本郡に在りては見ることを稀なるものなり

本郡の東南境より海上郡の西境及び匝瑿郡の北境に亘る傳へ曰ふ此地古は椿海と稱し一大湖沼を爲す寛文以後關田の舉あり凸凹を平かにして高低を齊ふし汚下の荻蘆之を塞ぐに土を以てし流水の淺瀬なるもの之を鑿ちて舟を通じ白沙黃茅絶へて人烟を見ざるの地今は乃ち田疇斯れ舊し稗稻斯れ苗し禹功全く成るを告げ良田を得ること數千頃畝畝經界極めて嚴にして井然其面の狀を爲す古城^古村^城木^區珠^見萬^歲村^淺間^城山^村小^南區^諸岡^に登^{れば}乃^ち一^望瀾^漫にして三郡の岡巒は左右に綿亘し遙く野綠を延き遠く天碧に混し嵐を聯ね輝を含み瀨氣廻合し白里の濱珠浦の灣皆指顧中の物に屬し東總の勝景を語るもの先つ指を干瀉に屈せざるなし挿秧の候其觀更に奇なるものあり沿村の男女悉く南畝に従事し三々隊を爲し五々群を爲し右に水を灌ぐの壯年隊あれば乃ち左りに苗を挿むの娘子軍あり雨を樹下に避け危居して茅容を學ぶあり隴に息ひ悵然として陳勝を象るあり田間背を隠すの老翁圃上兒を乳するの新婦或は耘ざり或は植ゑ前者は後者を顧み後者は前者を尾し狀恰も鬪争場裏に在るが如し若し夫れ秋天雲なく

明月高く懸り鴻雁陣を爲し哀音嘹唳の時に至ては登臨の景丹青亦能く及ぶ能はざるものあらむ

名木誌

傳に曰く所謂る故國とは喬木あるの謂に非すと夫れ喬木の存否固より一國の新舊を證するに足らずと雖も亦其謂れなきに非ず且歴史の参照に供し或は騷人の詞料と爲すべきもの少なきに非るを以て茲に名木誌を篇す

王子櫻

小御門村小御門神社城内社殿の傍に在り雉櫻分れて數幹となり繞らすに木柵を以てす伏見若宮殿下邦芳王往年本社に詣せられしとき御手栽あらせられしとてるなりと

小帝櫻

同所藤原師賢墳墓の冢上に在り垂絲櫻種なり里人呼で小帝櫻と稱す栽植年月を詳にせず

日櫻

同村名木區字神樂窪に在りしが後損木となりしより其萌蘖を取り之を字不動前

の地に移植す今の樹即ち是れなり傳へ曰ふ其神樂窪に在りしや藤原積善來遊して觀賞已まず評するに名木を以てす是れより南城の地名を改めて名木村と稱せしと寶曆中井上筑後守亦來賞し其香遠く溪谷を隔てゝ至るを以て谷越櫻と曰ふ

詠草

藤原 積善

日櫻の香迺深きにもおもふかなけふ皇の深き恵を

なんじやもんじや

神崎町神崎神社の社傍に在る一大巨樹なり圍二丈許蒼々として天を摩す利根川圖志に曰く本草綱目載するところ山桂樹の類なりと傳へ曰ふ里人其名を知るものなく問ふにナンジャモンジャの語を以てす是より遂に稱となるナンジャモンジャとは方言にして如何なるものゝ意なり或は曰く此樹南土温暖の地に尤も多く薩摩地方にてイヌ楠と名づくるものなりと一に以て樟樹となす鹿島日記に神崎の神社に詣づ社の前になんじやもんじやとよぶ大樹ありいと年へたる大桂の木なりと是に因て之を見ればナンジャモンジャの俚稱は其起因久しきに在りしを知るべきなり

鹿島日記に

神代よりまげりてたてる湯津桂さかえゆくらんかぎり知らずも

神崎祠 河田 羅

大江盤曲一丘横祠宇沈々祠樹明爲問豫樟千載古不知名處却傳名祠頭有豫樟呼樹云

曲松

同町神崎神宿字カタ塚に在り縣道に沿ふ圍一丈に垂んとす分れて二幹と爲り南北に偃蹇屈曲し横臥の状恰も虬龍の如し故に曲松の稱あり碑あり俳句を刻す近年枯稿し名樹化して薪材の用に供せられんとす惜むべきの至りなり

御床几松

佐原町横宿伊能權之丞の庭中に在り圍三尺許傳へ曰ふ往年徳川齊昭香取神宮に詣せし時途次伊能氏に宿し床を樹下に置き庭園後圃の景を見て和歌を扇面に題す扇面尙存す

しばしとてたちよる軒の忍ふにもあまるむかしのことをぞ戀しき
人間はぬ荒たる庭を來て見ればはなはむかしにかはらすやさく

鞍掛松

大須賀村櫻田區熊野大神域内に在り圍一丈に垂んとす社記に源賴朝馬鞍を掛くるの樹と爲すも眞偽を詳にせず

同向杉

本大須賀村吉岡區大慈恩寺門前に在りしが往年火災に罹り枯木と爲り今朽株を存するのみ其圍二丈餘あり寺傳に曰ふ禰道貞香取社に祈請の時神靈の此樹に降りしを夢む因て此名ありと或は曰く本寺は香取例幣使の宿館たりしに因り此樹を植ゑ紀念と爲せしものにして迎候杉と稱せしを後世謬て同向の字を用うと

小山巨松

同村前林區字小山の路傍に在り周圍二丈餘にして椎の寄生樹あり亦奇古の物と謂ふべし

木母杉

香取町香取神宮域内に在り今枯稿し朽株を存す圍四丈五尺許其址に椎樹の寄生するあり圍一丈二尺餘に至る傳へ曰ふ貞享中水戸侯徳川光圀數ば神宮に詣し此樹を見て曰く其巨大なること他杉の母樹と稱すべしと是より遂に木母杉の名ありと社記

弓掛杉

同宮域内に在り今詳ならず傳へ曰ふ桓武天皇の時坂上田村九勅を奉じて陸奥の賊を討するの時神宮に詣拜し其弓を樹に掛くるを以て此名ありと香取志下同

斥候杉

同宮域内の東隅に在り社殿の右方に位す明治七年甲戌八月風災に罹り折損枯槁し今朽株を存す圍四丈許傳へ曰ふ永承中源頼義陸奥を討するの時武總房常の兵を徵發するに應ずるもの少なし頼義因て神宮に詣し神助を祈る時に靈鳥あり忽然として林中に出て陸奥に向て去る頼義感激に堪へず社頭杉樹に登り之を望ましむるに諸國の兵來り集まるもの雲霞の如し因て此名ありと

三本杉

同宮域内正殿の西方に在り中間より岐れて三大幹となるを以て此名ありしが或は成曰く古へ三株なりしが樹の生長に従ひ合して一となりしと安政三年丙辰八月暴風の爲めに其中幹を折損せり傳へ曰ふ頼義の神宮に詣するや靈鳥の瑞あり因て其傍樹を祝して曰く天下太平を來し社頭後榮子孫長久の福あらしめば杉樹必ず分れて三岐とならむと後果して其言の如しと

黄門櫻

同宮樓門外に在り巨幹數本に分る天保五年甲午三月廿五日徳川齊昭本社に詣し櫻花の爛熳たるを觀賞し和歌一首を扇面に題して曰く

詠草

めぐみある風にまられていちしるし加とりの宮の花のさかりは

坐論梅

同區大宮司家の庭中に在り元祿中徳川光圀神宮に詣し本邸に宿せられし時手裁せしものなりと其實相合して附着し衆人の坐を共にして語談するが如きの趣あるを以て坐論梅の名を賜ふと

鞍掛松

同町返田區返田神社の南方五六町許の曠野に在りしが今枯槁す建仁中國分胤通五耶矢作城に在り一日神宮に詣し此社前を過ぐ從者之に告て曰く此社に直面する時は必ず下馬すべしと胤通可かず馬俄かに驚跳し遂に墜落す胤通恐懼急に鞍を以て杉樹に掛け返田神社を拜し其罪を謝し徒行して神宮に詣す是より以て例と爲す後人其處を下馬谷と稱す香取誌

旗立松

同町九美上區の路傍に在り圍二丈餘の大樹なり里人呼んで旗立松と稱す或は曰く千葉常胤旗立の松なりと

木内兩樹

一は柗樹にして一は茱萸樹なり共に神里村木内區字權現に在り小祠前二樹相並びて植す柗樹は中段より腐倒横臥し更に根幹を生ず茱萸樹は圍三四尺許傳へて舊樹の萌蘗なりとす二樹共に一見して其古木なるを知るべく稱して木内の奇樹と曰ふ

七本樹

八都村小見區德聖寺域内に在り公孫樹は即ち其主幹にして圍一丈七八尺許に及び樹上に樟松城南天燭竹うしろし等六種の寄生樹あり是れ其名を得る所以なり近年漸く枯槁の狀あり其生繁舊時の如くならず

四季櫻

其文村五郷内區樹林寺庭中に在り圍五尺許分れて數幹と爲る單瓣種にして四季花を着く周圍繞らすに石垣を以てせり往時小見川に在りしを移植せしものなり

傘松

同村久保區菅谷勘左衛門の庭中に在り同氏老母の曾て栽ゆるところなりと其樹未だ巨大ならずりしと雖も枝葉四垂平敷して地上を覆ひ其狀恰も翠蓋を張るが如く殆んど印幡郡飯岡故神山魚貫の庭中に在るものと相追隨すべく傘松の名實に空しからざりしが同家火災の時大に之を損傷せり

府馬楠樹

府馬村府馬區字奥山の臺宇賀神社域内に在り大さ七圍餘に及ぶ中間分れて數幹となる幹の圍皆丈餘なり其一幹地上に低垂し根を生じ更に一株と爲れり土人傳へて神代の物なりとす或は曰く經津主命の手栽するところなりと説の如何は容易く信すべからずと雖も其千載以前の樹なることは疑を容れず且神崎巨樹と並び稱して本郡の二大樹と謂つべく又以て本村建置の舊なることを證するに足る

山倉楓樹

山倉村山倉區民家の一隅に在り圍一丈五六尺許枝の低垂するもの更に地中に入ら根を生じ見るものをして其巨樹なるに驚嘆せしむ植栽年月等は之を詳にする

能はず

能満寺楓樹

常盤村東松崎區能満寺後庭に在り池水に臨む圍七尺許坪井咬菜嘗て老楓吟を撰す其引に曰く堂背有楓樹翳鬱陸地數畝老幹生五大枝其圍各合抱或有屈盤旋空者或有蜿蜒橫地者宛若巨擘相戲乎林下蓋五百年外之物也其年代の如何は未だ考ふべからざるも偃蹇屈曲の狀に至ては眞に怪奇にして徒らに他の老大樹を以て誇るものと同一視すべからず同氏の句に今覺箕樹伴斗筲一株磅礴敵其百と蓋し虚言に非るなり

逆銀杏

同區松崎神社域内に在り圍二丈許傳へ曰ふ僧空海本社に參籠し紀念の爲めに携ふるところの木杖を逆植す後ち根を生じ巨樹と爲る故に逆銀杏の名ありと

澤櫻

栗源村澤區宇寺谷眞淨寺域内に在り垂絲櫻にして圍一丈八尺許開花の候殊に奇觀なりしが近時幹枝の枯損するものあるを以て又舊時の如くならず近郡中著名の櫻樹なり樹下碑あり俳句等を刻す

名

木

誌

八股松

久賀村字次浦西の臺に在り即ち兒墓の墓標なり周三丈二尺長六七丈中間岐れて四幹と爲り幹ごとに更に一幹を生じ八幹矗立衝天の勢を爲す故に之を八股松と名づけ或は兒の松と稱す實に郡中其比を見ざるところの大樹なり墳墓

磨墨櫻

日吉村市野原區馬頭觀音堂側の耕圃中に在り圍み三尺許里人傳へ曰ふ病馬あるものは此堂に賽し樹下の芻草を取り之を食せしむれば必ず効ありと又曰く梶原景時嘗て名馬を此樹に繋ぐ今の樹は前故に此名ありと固より附會の説に過ぎず

善光寺榎樹

日吉村新善光寺庭中に在る大樹なり圍一丈八尺許挺然として聳立す寺記以て僧空海の栽るところとなす寛政中本寺の火災に罹りしとき樹亦傷損し殆んど枯槁せんとせしも後枝葉再び繁茂し舊狀に復せしと曰ふ傍らに海棠二株あり亦古木にして開花の候嬌艶賞するに堪ゆ

手植楓

飯高村飯高區飯高寺庭中に在る巨樹なり圍八尺許樹は徳川頼宣頼房二人の母堂

名

木

誌

養珠院の手栽するところなり孫光圀曾て遺跡を訪ふて本寺に至り命じて厚く保護を加へしめしと曰ふ

院は正木邦時親鸞の女頼忠の子にして蔭山氏廣の養女となり土屋御満方と稱し徳川家康の側室たり記殊寵あり承應二年巳癸八月卒す年七十七妙起日心と謚す略其駿府に在るの時塙直次の勇武を聞き曰く刀劔奇寶を諸公子に貽るも以て珍と爲すに足らず苟も將帥の寶と爲すは勇士に若くはなし聞く塙圓右衛門故主の逐ふところとなり浪居す海内若し事あれば一夫と雖も尙益あり苟も雄武のものあれば公子に附せしむ是れ我の願ひなりと嘗て鏡臺金と稱するの賜金五百金あり其二百金を割て毎に直次に給與すと武邊咄

長者松

豊和村飯塚區に在りしが明治十年之を伐採し僅かに其朽株を存するのみ傳へ曰ふ干潟開墾の時測量標と爲せしと

傘松

中和村南堀之内區字館の臺に在り圍丈餘に及べる巨木なりしが枯損して其形を留めず當時枝葉繁茂低垂して傘狀を爲す故に此稱あり矢挿浦漁魚の船舶望て以

て航海の目標と爲せしと

飯器松

榎村宮本區東大神域内本社の左方に在り圍一丈四五尺許龍髯虬鬚蒼々として一見其古木たるを知る傳へ曰ふ文明十五年卯癸本社改造の時海上郡松谷今榎村の里人土木を運搬し携ふるところの飯器櫃上に稚松を載せ來り遂に社側に栽る後生長して巨樹と爲る古人飯器を保加比と訓す松の名を得る所以は即ち之に基づきしものなりと因に言ふ往古は松谷も亦本社の氏子たり故に王子神社永祿年中祭事記に岩井松谷郷を列記せり松谷に存するところの井泉を東庄七井の一と稱し王子井の名あり又此松と相距る數間の地に槻樹の古木あり中身朽腐して窳空と爲り僅かに外皮の上部分を存するも丈餘にして一大幹を爲し枝葉殊に繁茂し其形状尤も奇趣あり

紀念樹

同社域本社の後に在り榎村青馬區昭文逸生が征清軍人四十人を其愛に招き慰勞の會を開きし時紀念の爲めに栽るしとてころなり

紀念樹歌

山田 愷

明治二十有七年八月、皇師外征、延及翌年、所向莫不風靡、役畢、昭文塾生相謀、設軍人慰勞之宴於其發、尋移植楓樹一株於北總香取郡橘村東社社域、以爲紀念、樹余舊庭中所栽、聞之古老、蓋二百年外物云、余賦國風一篇、以爲饗軍歌、偶如楓大鳥君、圭介、賜以丹心千古四字、

千早振神の御代より四方の海をめぐめましけん我國の梓の弓のなりはづに何かはまかん唐人が筒にこめてし石火矢も高てらします日の本の光りをたてにますらをが向ふてゝろはもみぢ葉の錦の色にいやまして遠き海路に舟出なしあつさ寒さのいとひなく君の御爲國のため心つくしの勳功を後の世までも傳へんとかちしいくさの祝ひ日に紅葉のふる木こゝにうゑ千代萬代に動きなき皇御國の御稜威をば神の御庭にうたふうれしさ

返歌

ものゝふのたけき心はもみぢ葉の錦の色にいやまさりけり

袈裟掛松

東城村小南區福聚寺後に在り一圍丈八尺許傳へて僧鐵牛袈裟掛松と稱す西天日の春く處緒鱗斜暉を留め東山月の生ずるとき蒼髯清風に吟じ樹下禪味を養ひば

眞に機老を追想せしむるの想ひあり墳墓

三本松

同村青馬區字下關の溜池堤上に在り往古三株あり故に其近傍水田を稱して三本松と唱へしが今其一を存するのみ溽暑の候農人の田圃に耘ざるもの毎に樹下に休憩して以て涼を取り呼んで納涼松と稱す

舊蹟誌

梧窓漫筆に曰く東鑑に載すところ諸國の武士にして家人國士幾數十人と記しあるもの元龜天正の頃まで各地に城館を構へて住居せり近時儒者の謂ゆる土著の士なるものは是れなり其領するところ概ね千石より二千石以上及び武備常に具はり一朝事あるに臨んでは領内の百姓を引率し兵卒も亦乏しからず故に千石二千石の士にして兵を擧ぐる時は實に一國の動亂なり云々と要するに古の城郭は一時籠居の用に過ぎざるを以て位置廣袤等今の所謂る城郭なるもの、百一に及ばざるも其隊伍を組織するに及びては山谿岡巒の要害に據り各村悉く城郭を爲すが如きの觀なきに非ず隨て其關係も大なるものあり今本郡に於ける英雄割據の位置及び現狀を

録し舊蹟誌を作り附するに驛址寺址館址等の雜項を以てす其遺漏は見るもの之を増補せむことを

西大須賀砦址

滑河町西大須賀區字谷津より淺間作の間に亘れる岡巒にして地勢南北に長し今社域及び山林となり下は直ちに利根川に臨む東國戰記大須賀城主大須賀六郎なるものを載す或は本城に居りしものか

按ずるに千葉系圖大須賀六郎左衛門尉爲信を載す或は以て本城城主と爲す東國戰記及び印旛郡久住村大室區圓通寺記に大須賀氏の臣西大須賀宮内を載す蓋し亦本城に在りしものならむ

西大須賀古窟

同區字淺間作に在り即ち大須賀城址の一部に屬す其位置は岡の西北麓に沿ふて一列に相並ぶ遠く之を望めば連珠形を爲す窟口廣さ二尺或は三尺にして窟の大形狀一様ならずと雖も概ね入ること二尺餘にして更に一大圓室を爲し正面一段の高處あり恰も棚臺の如し全窟の高さ大約八尺幅一間半より二間許に至る利根川圖誌耀窟神社の項に社後巖屋あるの事を載す往時已に其一二を發見せし

ものありしならむ明治年間に至り利根川安西堤の決潰せしより里人土壤を此に取らむとし又數窟を發見す人骨を納在しあるあり刀劍矢鏃の鏽蝕せるものを出すあり土器を發見するあり土器中菊草を印せしあり是より逐次發掘し今四十餘窟あり尙幾多の伏在窟あるべし蓋し武藏松山の百穴と共に同一種のものにして考古學者の研究材料に資すべきものなり

東三井寺址

同區字荒屋敷に在り本寺は天台宗にして千手觀音を本尊とし瑠璃山千手院と號せしが今廢寺となり藥師堂を存するのみ堂側三井水あり寺號の起因せる所以にして本邦三三井寺の一となす創建等の事に至ては舊記の證すべきものなきも往古は幾多の堂宇を有し頗る輪奐の美を盡したるが如し寺後山間に佛具殿谷と字する地あり中央屋敷跡の字あり又當寺の寺田なりと稱して區中佛具殿田と唱ふる田圃の多き等徵すべきなしとせず寺の寶物に平將門の壁姜桔梗の持する所と稱する鏡劍を藏せしが廢寺後村人の保管する所たり里老の説に此二品數次紛失のことありしが持するところの家必ず崇ありしを以て常に本寺に歸すと

菊水山城址

同町滑川區の東北方字城臺に在る高阜なり總稱して菊水山と曰ふ今概ね山林となり地勢南北に延亘す臺に小田右京大夫將治古蹟と題せる碑あり丈四尺三寸俗傳へて南朝の忠臣小田氏の故城址なりとす其據とてを知らず蓋し菊水山の地名に基づきしものか按ずるに小田氏は關白道兼に出て五世八田宗綱源義朝の子知家を養ふて嗣となす知家頼朝に仕へ寵あり終に食邑を常陸國筑波郡小田に受け因て小田氏と稱す七世治久北條氏の末世に在り藤原藤房の常陸に配せらるゝや治久に依る尋て楠正成等勤王の兵起るに及び治久其子高知と共に北條氏に屬し新田義貞の鎌倉を亡すに及び王師に降れり足利尊氏の反復た之に屬し北畠顯家を陸奥に攻め利あらずして再び官軍に降り伊佐眞壁關中郡の諸城主と共に顯家の父親房を關城に迎ふ親房關城に據り賊と交戦すること數年其間小田氏官軍に屬するの事ありしが高師冬の來攻するに及び治久亦之に屬す世人其義に乏しきを譏る南朝忠臣の説果して何の故あるや日本名勝誌 治久の七世政治左京大夫相尋て小田城に居り其子氏治近郷を略し筑波田土邊土浦眞壁六戸行方海上矢田部牛久等皆其支城たり蓋し當時領するところ此地に亘れるを以て又特に支城を設けしならむ佐合風土記

藤原師賢館址

按ずるに東國戰記滑川城主小田政治左京大夫を載せ北條記小田政治相其臣菅谷藤岐守をして兵を率ゐ氏康に屬せしむるの語あり常陸小田城主政治と同人ならむ龍正院記承和中小田將治相を載す恐らくは政治を附會せしならむか

小御門村名古屋區字小帝に在り小御門神社の南方一町餘にして今社屬地と爲り松櫻等を雜植す西南二方湮壘の形尙存す傳へ曰ふ師賢の千葉氏に寄寓するや此に館すと蓋し千葉氏胤北條氏の命を奉じ師賢を幽するの時族大須賀胤時に命し館を此に設けて以て之を護せしならむ址後ち民有と爲りしが官司澤田氏購ふて神園と爲せり師賢配所蟲聲を聞くの詠にいにしへは露わけをびし虫の音をたつねぬ草のまくらにぞきく南方記傳〇一に比叡山を下りてと此地に至り此歌を誦し師賢謫居の當時を追懷すれば實に感慨の情に堪へざる者あり

文貞公の祠畔にやとりて

井 上

毅

助崎城址

同區字助崎に在り一に登城と稱す之を本丸とす城址尾羽根川の上に屹立す今山

林及び芝地たり高四丈許東西五十間南北三十間塹壘等の跡尙存するものあり區中乘願寺は傳へて大手門の址となす西方字二丸に二丸の址あり東西四十八間南北三十間千葉常胤の四子大須賀胤信初て本城を築き以て子孫に傳へ天正十八年庚寅小田原陷落後本城亦從て廢す城主城墟多く獨活を産す土人傳へ曰ふ昔時村僧之を採り庵に返る其夜戶外に聲あり頗りに獨活を還せと呼ぶ僧驚怖終夜眠りに就く能はず明晨に至り之を舊地に還す今に至るまで之を採れば必ず祟ありと稱し怖れて採取するものなし佐倉風土記

按するに東國戰記助崎城主大須賀信濃守信景を載す蓋亦胤信の裔ならむか系圖見るところなし千葉家臣記には大須賀氏の支家となす印旛郡久住村大室區圓通寺記に胤信初め本城を築き後松子城を築き之に移り尋て子通信をして之に主たらしめ再び助崎に移り數邑を分食し享徳中四世の子胤輝歌道悦歌に至り宗家と隙あり家臣と共に圓通寺に退去す云々を載す大須賀の族に奈古屋重信七郎左衛門同信常信貞及び胤胤七郎左衛門等あり奈古屋は即ち名古屋なれば亦此地に居りしものならむ

名木砦址

同村名木區字芝山に在り東西五十間南北四十間今芝地たり傳へ曰ふ芝山彈正なるもの之に居り天文二十一年壬子五月久留間丹波守なるものと戦ひ之に死すと傳佐倉風土記に東國戰記を引き同書に所謂る名木彈正を以て其人なるべしと載す二説共に確證を得ず

按するに名木村古へ南城と稱す千葉系圖に南城胤時八郎同胤俊二郎あり蓋し本城に居りしならむ往年城址の近傍より石槨を得たることあり人骨二體及び刀劍の類を出せり久留間丹波寺の事蹟詳ならず大須賀氏の族に塙丹波守あり或は是等を附會せしに非るか

高倉目代館址

同村高倉區あり區に櫻井氏あり其宅地は傳へて高倉目代の居址となす清宮秀堅曰く高倉は高倉宮の領地に基づきしものにして源頼朝高倉宮の令旨を奉じて家を起せしより覇權を握るの後爲めに其名跡を存せしものに非るか香取新志按するに千葉常胤の季子日胤律師房と號し近江圓城寺に住し治承四年庚子高倉宮南都に赴くの時日胤之に従ひ命を殞す常胤一寺を印旛郡に建て冥福を吊し之を圓城寺と號す是より先き常胤領地を日胤に授け復た氏族をして其後を嗣

かじめ其裔圓城寺と稱し千葉家臣に列す千葉清宮秀堅曰く日胤既に高倉宮と
 危難を共にし高倉區亦印旛郡を距る遠からず高倉宮冥護料地の本郡に存する
 蓋し偶然に非るなり或は曰く香取神宮の社職に高倉目代あり此地は其館址に
 して高倉宮に相關せずと

高岡陣屋址

高岡村高岡區字羽ヶ塚に在り今山林及び耕圃たり井上正重封を此地に受くるの
 後陣屋を此に置き其臣をして之を管せしめ明治五年壬午に至り之を廢す

大和田砦址

同村大和田區字要害に在り今民居及び山林耕圃たり東南空湟の跡を存す往年圃
 中を鑿ち石棺を得たることあり傳へて千葉氏の族大和田内膳の居城となす龍安寺
 或は曰く大和田行長門太なるもの、砦址なりと千葉家蓋し同族ならむ

神崎砦址

神崎町並木區に屬し地勢東西に延亘し長蛇形の山脈を爲す其一部轉して南方に
 突出し水田を敞す分て東城中城西城田向城の四區を爲す其大部分は並木區に屬
 するを以て呼びて並木城と稱す頂上平坦の地は悉く芝地と爲り餘は山林たり神

崎師時初め千葉七郎太左衛門尉及後に神崎左衛門尉及び其子師重太左衛門尉義胤左衛門尉
 義胤の子景胤左衛門尉胤秀等之に居る千葉冬父區迎接寺記に貞觀中神崎城主神崎
 政吉多五云々を載す年次甚だ相懸隔す恐らくは誤あらむ神崎神社正元二年中神
 崎師時の文書あり

社記に師時を北條師時と爲すは同時代同名ありしに因り之を誤りしに非るか

小松砦址

同町小松區字要害に在り今耕圃及び山林たり空湟の跡尙存す千葉氏の族小松爲
 胤四郎及び其子佐胤四郎等之に居る千葉

香取郡家址

米澤村中に郡區あり此地古へ本郡の中央に屬し總領村と稱し神崎神社後郡村と
 改む或は曰く古昔の本郡郡家は即ち此地に在りしものにして郡村の稱之に基因
 すと一に曰く香取郡家は香取郷の地に在り往時同郷に南應北應あり一は社祭等
 の事を管し一は政令等の事を理むと今同區に南町等の字を存す即ち南應なり之
 に因り是を見れば本郡郡家は香取に在りしと爲すもの是ならむと二説擧げて後
 考に備ふ

武田砦址

同村武田區字城臺に在り面積大約三反歩許今耕圃と爲り山林之に沿ふ城墟は桃實狀を爲し南方に廣く北方に狹し武田信光信濃守なるもの之に居る高源院齋孫石見守の子四郎なるものに至り天正中小田原役に従ひ城遂に廢す傳一に曰く本城は千葉氏の臣原豐前守の番城たりしと千葉家臣記澤田長左衛門其下に住し郡の老農を以て聞ゆ

大貫陣屋址

同村大貫區に在り今民居と爲り之を陣屋跡と稱す徳川氏の時津藩藤堂氏本區及び近傍諸村の地を分領せしとき陣屋を此に置き以て之を管し維新に至り廢す

古山砦址

同村古原區に在り往時此地は古山原宿の二村たり東國戰記に古山城主秋山内記宮小四郎等を載す其址今詳ならず

鍋島氏陣屋址

同村郡區に在り今は耕圃或は宅地たり慶長十年未鍋島氏分領五千石を此地方に給せられしを以て陣屋を此に設け元祿十一年戊辰三月に至り之を廢す

鴛崎砦址

瑞穂村鴛崎區に在り字を城山と稱す地勢高ふして下は水田に臨み岡上松樹林を爲す城主詳ならず按ずるに西坂神社社家に鴛崎氏あり或は是等氏族に關するの事なきか又東國戰記に栗林義長寺内の砦に入るの項あり然るに其砦址今詳ならず寺内鴛崎實に相隣して一村の中に在り當時義長の砦するところは本城址を指稱せしに非るか記して後考を俟つ

岩崎城址

佐原町字岩崎に在り岡巒南方より來り北部に至て止まる之を城址となす岡上樹木鬱葱たり東に稻荷祠を祭り中央愛宕祠あり稻荷祠地勢延て西方に及ぼし其間凹めて圓形窪地を爲す之を馬場跡と稱す稻荷祠後丘岡殊に高く刀水を瞰し波山に對し又遙かに富岳を望み最も景勝に富めり明治年間城墟の南部を開鑿して縣道と爲し北麓鐵道線路を通す城の沿革は永澤仲之亮の撰稻荷祠碑記に詳なり千葉家臣記に本城は大須賀氏及び原

稻荷祠碑記

長澤仲之亮

佐原町西北字岩崎有一丘曰城山丘東隅有一祠稱子安稻荷神社、合祀大已貴尊稻

倉魂命太田命大宮姬命保食命五神岩崎之未屬佐原、祠實爲其村社、攘災招福、一鄉舉崇信之、飲食必祭、每歲二月行式祭老壯相會、歡飲終日、至今不曾廢、鄉之父老傳云、祠之創建、距今一千七百八十年、在景行天皇之御宇、與香取郡久井崎及東松崎之稻荷祠同其祭神、又曰岩崎昔者稱磯田、後稻荷祠官岩崎某有鄉望、鄉人不忍、遂終至以其姓爲地名、或傳元龜、天正之間、常陸豪族小田天庵、使謀臣栗林義長侵略下總、義長入香取郡、案地勢築壘於岩崎、乃以崇信稻荷神之故、建祠于壘中、是爲子安稻荷祠云、歷年既久、記簿四散、無事蹟可徵者、未知孰真、謂蓋義長創新祠以次舊祠也歟、天正十八年八月、東照公入江戸也、封鳥居元忠于下總、矢造、當時岩崎四隣之汎稱、元忠築城於岩崎、蓋栗林義長之壘址、今所謂城山者是也、工之未竣、偶有伏見之變、元忠之子忠政、移封于磐城、城遂廢焉、慶長九年、德川氏以岩崎與麾下之士西尾因幡、後歷百五十六年、至寶曆十年、轉爲小笠原外記之采地、大政革新、屬宮谷縣、宮谷縣廢、新治縣管之、明治八年五月、轉管于千葉縣、岩崎之地、與佐原相隣、無事不交涉、日夕相往來、吉凶相慶吊、於是父老相議、請官舉岩崎村合佐原町、明治八年十一月、官聽之、以迨于今云、明治廿五年五月

大戸砦址

東大戸村大戸區字瀧下に在り、今山林となり、古井を存す、國分常通の弟大戸親胤大此地に居り、大戸莊内六ヶ村の領主たり、千葉系天正の末、大須賀氏の族某亦此地に居りしことあり、千葉系臣記家

伊能砦址

大須賀村伊能區字城山に在り、高丘を爲し、上部平坦の地は悉く耕圃となり、山林之を圍み、其外部更に水田を繞らす、伊能式部初めて之を築き、其子安藝大須賀氏の女を娶り、東國記は式部相亞て之に居る、子信月に至り、大須賀氏の命を以て、國分竹若丸を助けて、矢作を城守し、城隨て廢す、朝辰の子孫伊能に留まるもの世々大須賀神社の祠官となり、佐原に移るもの分れて、數家と爲り、皆名族の聞えあり、伊能系人物、同區中又大野氏あり、伊能氏舊客臣の裔なりと、人物

塙砦址

同區字塙山に在り、面積大約三町歩に亘る地勢高ふして、概ね耕圃山林たり、土壘の形尙存するものあり、往時塙中より、平面石を掘取せしことあり、里人傳へ曰ふ、大須賀氏の族塙常久丹波之に居り、天正十八年、慶長退城すと

村田砦址

誌 蹟 舊

同村田區字登城に在り今山林たり地勢漸高かして四方に渥形を存す天正中村

東國

田兵衛之に居り栗林義長の攻陷するところとなる東國
按ずるに千葉系圖に國分常通の二弟有通一に村田小五郎と稱し横山櫻田の祖
にして其二子信胤五師泰五及び師泰の子孫皆村田氏を稱すと蓋し本城に住せ
しものにして兵衛は其裔孫ならむ

所砦址

奈土砦址

同村所區字根古屋に在り今畑地たり天正中大須賀氏及び粟飯原氏の番城たり千葉家臣記
同村奈土區に在り今詳ならず東國戰記に小泉左京荒海左衛門一鉄田十郎等本城
に在り栗林義長の攻むるところとなるの事を記す

眞敷荒海兩驛址

延曆二十四年辛巳香取郡眞敷荒海の兩驛を廢すと日本後記眞敷は即ち本村南敷區の地
にして荒海は今の印旛郡久住村荒海區の地なり二驛は當時香取例幣使の爲めに
之を置きしならむ

清宮秀堅曰く和名抄驛語は驛家の誤りにて即荒海驛の事ならむ今の油田村神里

舊

蹟

誌

舊

蹟

誌

取香牧址

村清里なるべし村の近傍スグモ塚と稱する地あり且荒海は神ヶ野の訛音にし
て接近地神生八都村は神野なるべく然らば此邊は往古一圓に神野香取なりし
ならむと新誌香取今按ずるに荒海は訓讀アラミにして音讀と爲すべからず荒海區
と爲す是なるに近し驛路とは往古遞送を便にし且機急に備ふるの用たるもの
にして驛あり驛家あり驛使あり驛は驛程停宿の地にして驛家は郡に郡家の有
りしが如く驛戸内の家富み且才幹あるものを以て之が長とし世襲す俗に長者
と稱するものなり南都東大寺天平勝寶二年庚寅十二月二十八日文書に下總國香
取郡神戶大槻郷戸主中臣部眞敷あり或は眞敷の地より出でしものにして因て
以て名づけしものに非るか

印旛郡遠山村取香區あり即ち其本土なるも其址は同郡及び上總國山武郡と本郡
大須賀村地方に亘れる曠原にして東西二十七町南北二里周回八里十町六間あり
徳川氏の時馬を此に牧し牧監牧士を置き毎歳六月衆を發し之を捕ふ當時以て一
偉觀と爲す維新の後逐次開拓して耕圃と爲す有名なる三里塚種畜場も此區域内
に屬せり

取香牧

村岡 其彌

鋤犁如雨拓爲田南陌東阡望井然豈思當年風牧野午鷄聲裏見炊煙

松子城址

本大須賀村松子區字要害に在り東西百五十間南北二百間今耕圃たり地勢東西に長く南北に低下せり西方劃るに湟形を以てす幅三間餘其西方又一段の平坦地なり蓋し二九の跡ならむ千葉常胤之を築き傳大須賀胤信城主となり其子通信以下世々之に居る系千葉大之を大須賀氏の本城となす千葉家天正十八年庚辰小田原落城の後徳川氏の兵之を陥れ遂に廢城に歸す城主

前林砦址

同村前林區字城山に在り今山林たり湟形尙存す何人の居なるを知らず

久井崎砦址

同村稻荷山區字宮の臺に在り今耕圃或は山林となり一隅に稻荷祠あり地勢漸高し里人傳へ曰ふ其創建古昔に在りと蓋し城の鎮護神なりしならむと或は曰く成毛孫四郎なるもの之に居りしと東國近傍要害及び東門西門等の字あり其久井崎砦址の名あるは本區古へ久井崎村と一村たりしに由るを以てなり

中野砦址

同村中野區に在りしと今詳ならず東國戰記中野城主木内壹岐久幸伊賀等を載す

多寶塔址

本大須賀村吉岡區大慈恩寺域内に在り足利尊氏志を得るの時各州名寺に就き多寶塔を建つ其數六十六名つけて安國寺と曰ふ梅松塔は三層にして莊麗殊に觀るべかりしも維新の後保存其道を失ひしを以て壊破に屬し今や纔かに基礎を荆棘中に認むるのみ址側に弟直義建つるところの碑あり曆應四年の字を刻す寺院

平將門館址

香西村牧野區に在り佐原町に沿ふ即ち區人小貫氏の宅地にして呼て御宿と稱す傳へ云平將門嘗て此地に至りし時牧野庄司の家に館し其女小宰相なるものを嬖し之を其支城印旛郡竹袋城に置きしと利根川或は曰く俗傳ふるところ將門の愛姫桔梗なるものは乃ち小宰相なりと里傳説の眞偽は未だ確證を得ざると雖も本郡中將門の事蹟を傳ふるもの各地に存す之に因て是を見れば蓋し其謂れなきに非ず小貫氏は即ち館主の裔と稱す

矢作砦址

誌 蹟 舊

誌 蹟 舊

同村本矢作區字館に在り今民居たり國分氏初め此に城し後大崎砦に移る城主
大崎城址

蹟 舊

同村大崎區字城畑に在り今耕圃及び山林と爲り本命寺域に亘る位置最も廣く南方大手の址と爲す諸所尙遺壘の形を存し又屋敷址の如きものあり以て當時本城規模の大なるを證するに至る千葉氏の族國分胤通初めて矢作城を築き近傍の地を領し裔孫泰胤に至り本城に移り後世々之に居り舊名に因り呼ぶに矢作城を以てし矢作の舊墟を本矢作城と稱す天正中里見氏の陥るところとなり城遂に廢す城主

大根氏宅址

誌 蹟

同村大根區字館に在り今耕圃となり空漚の跡尙存す天正中大根源七郎及び同時光新九なるもの之に居る千葉家臣記
矢作牧址矢作原

香西村に本矢作區あり舊記古文書の徵すべきものなきも里人は之を矢作莊又は矢作郷矢作領等と稱し往古は國分氏の領地に屬し降て天正中に至り鳥居氏此に封せられ四萬石を領すと其疆域の廣きこと從て知るべし蓋し今の香西村全體及

蹟 舊

ひ其接近地を總稱せしものならむ里人は之に接する原野を稱して矢作原と名けたり東西二里南北一里許徳川氏の時牧場と爲し牝牡馬の數大約五百頭に下らざりしと曰ふ

香取砦址

香取町香取區字坊主山に在り今山林たり傳へ曰ふ内山中務の家臣岡澤長吉の居るところと其詳傳を知る能はず後年居所を以て寺院と爲し長吉寺と號すと古碑
一に曰く高橋駿河なるもの之に居る千葉家臣記

香取山金剛寶寺址

蹟 誌

同區字宮中臺に在り神宮寺と稱す即ち神宮の鳥居前にして今祖靈社地及び耕圃園地たり維新前は本堂丈六の十一面觀世音并三重塔樂師如來庫裏山門共に元府の造等あり神領配當地の外に幕府朱印地二十石を有せしが明治元年戊辰神佛分離の令により之を破却し其址を以て民有と爲せり本寺の詳歴は得て知るべからざるも孝謙天皇の朝に僧滿願なるもの鹿島に至り發願して一寺を創め官司等力を協はせて伽藍を建て天平勝寶元年己丑に至て成る是を神宮寺と稱す是より諸大社に神宮寺を建つと常陸國史本寺も蓋し其時の創建なりしならむ寺に至徳四年の古

經堂址

神宮正殿の後に在りしが今亡ぶ相傳ふ千葉氏の本願に因り一切經を納め建保の頃平常重亦宋板の大般若經を納めたりと或は曰く常重は常胤の父常重なりと然れども常重は治承四年庚を以て卒去し建保中生存の理なし蓋し同名異人に非るか

梅木山不斷所址

同區宮中西南隅に在り舊寺院なりしが今道路下井坂坂路を此に開通しにより安永中新に及び民家の宅地たり往昔飯笹長威が香取神宮に祈請せしとき此に籠居し日夜庭中の梅樹に因り刀鎗の秘術を學びたるどころなりと香取村誌

護摩堂址

同區字ゴマンド屋敷に在り今耕圃と爲れり中世佛法隆盛の際香取神宮の日護摩を修せし處なり神林中東北に在りしを享保中今の跡に移し文政天保の間漸々破壊す

星塚

祈雨塚

香取神宮第二鳥居前神宮道の東隅に在り靈壇を築き方二尺許の瑞垣を設け中央柳樹を植す香々背男を祀る日本書紀に曰く時二神曰天有惡神名曰天津彥星亦名香々背男請先誅此神然後下撥葦原中國此時齋主神號齋之大人此神今在乎東國穢取之地也云々と古例に毎歲正月十六日此塚の傍に射的を設け神官四人七日七夜潔齋して之を射る是を香々背男退治の遺則なりと香取志

香取山根本寺址

同區字宮中に在り木柵を繞らし之を表す聖武天皇天平四年壬天下大旱す紀朝臣主人詔を奉して雨を此壇上に祈り應ずるあり是より早する毎に以て例と爲すと長保二續日本紀に天平四年六月己亥爰陽旱百姓不佃雖數雩祭不得雨秋七月更令京及諸國天神地祇名山大川自救幣云々と蓋し此時の事ならむ俗に諸神塚と稱す

同區字新道山に在り今耕圃たり安永中破壊し舊記の徵すべきなし近年まで大門の傍らに槻樹二ありしが枯槁して株根を存するのみ

按ずるに鹿島神宮亦根本寺あり同寺記に創建後七百年を経て北朝後光嚴院の延文二年に至り勅宣により元僧得藏住持たり云々と本郡根本寺も亦同根本寺

と大略年代を同ふせしものならむ
割餘原ワケノハラ

香取町香取多田二區地方より神里村地方の間に亘れる原野なり傳へて正木時茂香取を攻むるの時香取大倉大須賀の諸氏と決戦の地となす東國

多田砦址

同町多田區字小城戸に在り今山林となり僅かに城壘の形を存す多田氏世々之に居る城壘

釜塚

香取町新市場區字釜田水田中に在り釜塚區の境界にして塚形を存す傳へ曰ふ側高神馬匹を捉り來るの時粥を煮て衆馬に喰はしめ後其釜を此に墜香取じ釜塚地名は即ち是に基因すと東國

笠塚

同町新部區字笠塚に在り水田に沿ふて方十三四間の冢丘を爲す傳へ曰ふ側高神笠を掛けたるの處なり故に今に至て白狀祭に笠を此塚に掛くるは其例に因るなりと香取此近傍より十三塚古墳に至るの間累々として古冢形を存す記録備はら

ざるも幸にして考證を得るあらば大に歴史の参照を助くることあらむ

百石沼址

同町香取區の西方佐原町に接したる耕地の總稱なり天正中徳川氏朱印地を定むるの時大戸神社領百石の換地たるに因り此稱あり

小野砦址

同町下小野區に在り今山林たり呼んで城山と稱す砦主詳ならず一本山室譜傳記に慶長十四年己酉天正癸卯香取近在小野落城山倉播磨守等五百人討死云々を載す蓋し此輩の居址ならん

大倉址

大倉村は和名鈔載するところ大倉郷の本土にして古より大村たり清宮秀堅曰く大倉は乃ち官庫の謂にして此地は古昔官庫を置きしところならん

大倉砦址

大倉村字代田に在り東西七十間南北百間に垂んとす方形にして分て三區域と爲す地勢殊に高く今山林と爲り東北隅に古井を存す西南及び西部に二坂路あり周圍に壘址等の形を存し宛然古城址たるを知るべし千葉氏の族裔大藏定胤治部に二條大

夫なるもの之に居る村人形七郎後栗林義長の攻陥する所となり城隨て廢す常

清寶院寺記には國分壽歡の孫胤親正初めて之を築き七子胤利繼ぐとなす定

胤は乃ち其裔ならむ

一分目砦址

豐浦村一ノ分目區字姫宮に在り今概ね山林となれり小石祠あり之を姫宮と稱す
或は曰く粟飯原氏の姫人胤壽を祀ると東北空渥の形を存す西南は逐次削鋤して
舊形を留めず傳へて高内匠なるもの、砦址となす一説に内匠は千葉氏の臣なり
と往時近傍を鑿ち石柳の類を得たることあり又、カゴ塚と稱する古塚あり

經塚

同村分鄉區字塚越に在り面積四十坪傳へ曰ふ天正中粟飯原氏祈念の爲めに小石
每一個に大般若經一字を記し此に瘞むと

小見川城址

小見川町と豐浦村分鄉區との間に跨る丘山なり總稱して城山と呼ぶ區域五十餘
町歩に及ぶ今山林となり頂上平坦の地往々開拓して耕圃となす滄壘の形尙存す

るものあり城は郡内咽喉の地にして常陸に對し又森山城に相並び要城を以て稱
せらる粟飯原朝秀此に居り遂に世々の居城となる千葉系圖天文中正木時忠の攻陥す
るところとなり正木家譜其去るに及び粟飯原氏復た此に城し天正十八年庚辰小田原落
城と共に廢毀せらる大門等の字名尙存す分鄉區字新屋敷に丸池と稱する古井址
あり傳へて城主の鑿つところとなす古墳主觀

按するに常總軍記に粟飯原左衛門小見川越前守等小見川に據るとなす左衛門
は粟飯原氏の通稱にして越前守は粟飯原胤俊の官稱なり同記或は壹人を誤記し
て二人と爲せしものに非るか東源軍鑑には小見川越前守を小田天庵の旗下と
爲す正木家譜に天文六年丁酉里見義弘其將正木時忠をして下總を攻め小見川城
を陥れ千葉新介の首を得て歸るの事を載す参考の爲め此に具記す

内田氏陣屋址

小見川町字館ノ内に在り今尋常高等小學校敷地となる里見氏の將正木時忠小見
川城を陥るの時假城を此に築き之を橋向城と稱す後粟飯原宗正の陥るところと
なる粟飯原金右衛門記萬治二年己亥に至り之を壞る元祿元年辰戌内田正衆邸宅を此に設け以
て飯管となし廢藩の後之と廢す城主傳

油田牧址

香取神宮藏嘉元二年^{辰甲}四月廿二日大權宜實綱與奪狀に香取社領葛原牧小野織幡加符二股大島左原津宮返田丁子小見木内福田大戸神崎村田櫻田云云見ゆ^文葛原牧は蓋し後世の所謂る油田牧と略ぼ同所にして今の香取町久美上區其本土なりしならむと或は曰く葛原親王庄園の地ならむ接近地八都村神生區に葛原親王の小祠あり以て證すべしと^{香取}油田牧は往古香海匝三郡の境界に亘れる曠原にして神里村清里區地方より香取町返田區栗源村高萩助澤等の諸區に連なり清里區に油田の地名を存す徳川氏の時牧司を置き牧畜を監せしめ毎歳八九兩月の間に日を卜し牧畜を調閱し役夫を近傍廿二ヶ村に課す享保十六年^{亥辛}周圍接續地を割て林地を殖し林畑と號し代官を置き租税を課し牧畜入場たること舊の如し之を野付九村と稱す維新の後牧地を廢し逐次開墾に着手せり^{返田區 古老區}

經塚

神里村虫幡區字皆畑^{カキ}に在り耕圃中僅かに一小丘を存するのみ上に親鸞上人の四字を刻する小石塔あり傳へ曰ふ僧親鸞書する所の一字一石の經文を瘞めて此塚を築くと後世信徒の之を掘り石を求むるものあるを以て逐次舊形を損するに至

れり

田部城址

八都村田部區字遠田部字稻屋敷等に亘ると今山林或は耕圃たり古塚一二を存す木内胤朝の六子胤胤^九之に居り田部氏と稱す^{千葉}以て世々に傳ふ^里一に曰く胤胤の兄胤俊^八より此に居城すと^西寺記本區は此地方に在て木内に亞々の舊村たるが如し

小見砦址

八都村小見區に在り其地未だ詳ならず或は曰く徳星院域内は乃ち其地と木内胤朝の二子胤時^四初めて此地に居り小見氏と稱し鎌倉幕府に仕へ胤直^四胤景^七胤持^太胤衛^左等に傳ふ後椎名胤光^六の四子小見胤澄^五亦之に居ると^{千葉}東鑑寛元四年^{丙午}の條に小見四郎胤時を載す即ち同人なり或は木内胤光を以て此に居ると爲すものあり徳星院記亦之に従ふ然れども胤光は川上に居りしものにして本砦に關せず

米之井砦址

同村米之井區字蛇峰山に在り東西三百間南北五百間地勢高ふして今山林たり木

内信重右馬之に居ると里人曰く初め字館に築城せしが其陋隘にして守禦に便ならざるを以て子信久宣岐の時に至り此に移城すと碑口尋て里見氏の兵之を陥る東國東國戦記に本城陥落を木内左馬助となし戸田神社記は木内駿河守となすも孰

是を詳にせず或は曰く壹岐守本城に戦死し其子右馬丞尙幼にして脱去し後鳩山村を開拓し其地に住すと然るに信久宣岐は神崎町に退去し以て終れり戦死の説誤りならむ

川上砦址

同村川上區字宮谷に在り今隆星院域内の地なり東西三十八間南北五十間繞らすに湟濠を以てす北部舊外郭の地は明治の初年開拓して田圃と爲す元亨中木内胤光大和田部より移り住すと胤光は木内胤朝六世の孫なり胤房國胤胤繼治部胤廣正胤胤貴掃部胤盛監將胤明少輔胤尙左京大夫胤元兵衛胤綱三郎胤時衛門の十一世に傳へ小田原の役後廢城と爲る胤時後髮を削て僧と爲り一寺を砦址に創す即ち隆星院なり川上高木東小門要害二ノ堀及び宿宿民居時城下馬場當時の等の字名尙存す近年區人高木堅其父七兵衛の遺志を亞ぎ碑を城墟に建て古跡を表す

川上城址碑

宮内大臣伯爵土方久元題額

總之香取郡川上村有一寺曰隆星院周數百步環以溝渠其西北松柏森蔚號曰御林宛然古城墟矣而無知何人所據者明治維新官命採訪舊誌村老高木七兵衛奔走効力遂得木内氏譜牒始詳其城主爲木内氏於是謁予錄其事於石以圖不朽按木内氏出身千葉氏支族東六郎胤頼胤頼次子胤朝領木内莊因氏焉承久之亂從軍有功加賜但馬磯部淡路由良二莊則分與磯部于長子胤家由良于次子胤時使五子胤長領木内莊胤長五世之孫胤光任大和守元亨二年始城於川上村子孫相續居此凡十一傳以至于藤左衛門胤時胤時屬小田原北條氏天正庚寅北條氏滅東氏亦俱亡胤時遁爲僧號圓村圓村敍建一寺于城墟今所謂隆星院是也嗟呼木内氏傳業十餘世閱歲二百七十餘年以絕方其盛時儼爲一州名族而數百年之後斷礎廢垣猶不可得蕩爲寒煙蔓草矣而七兵衛能探之乎既消以發其光於無窮碑文之請寧可辭哉因略次第木内氏世系參以口碑所傳若夫地勢之異同山河之變遷予將得他日一往然後有所述也

森山城址

文學博士重野安繹撰 東阜高木堅書

舊

蹟

碑

森山村岡飯田區字仲城及び字三城と下飯田區字仲城の三區域に分れ地勢東西に綿亘し長く岡巒をなし頂上平坦の部悉く耕圃となり其位置尤も廣く本郡城砦中の巨壁なり周圍は概ね山林に屬す舊濠及び土壘等の跡尙存し儼然たり仲城の間更に劃するに濠を以てす之を藤南堀と稱す傳へ曰ふ上總藤南の役夫之を鑿しにより此稱あり又城墟中大六天社は大手門の址なりと傳東胤頼初めて之を築き以て世々の居城となす本城の如きは本郡古城址中尤も規模の大なるものにして以て當時東氏の本郡に於ける一大勢位を有ちし之の狀を追想するに足る砦址の下に飯田太郎右衛門あり亦東氏の族裔にして舊家を以て稱せらる墳墓城主參觀○里人曰く天正中東某此地より鹿島に走り祠宮と爲ると

按するに清宮秀堅舊事考及び下總名勝圖繪に本城一に橘城の稱ありとなす未だ據を知らず同區に谷本嘉左衛門あり天正十九年卯柑子を徳川氏に獻じ正月十五日三月三日を以て例と爲す因て柑子氏の稱あり蓋し是等より附會せしに非るか

布野砦址

同村布野區字臺に在り東西二百間南北百五十間今山林たり里人傳へて曰ふ往時

舊

蹟

誌

藤原朝雄此地に居り平忠常と戦ひ利あらずして陥落し後世布野左近なるもの居城と爲り天文中里見氏の兵と戦ひ之に死す城遂に廢すと二説共に口碑に過ぎざるを以て信を置く能はず

按するに千葉家臣記に東胤頼の三世向後胤吉なるものを載す或は以て良文村和泉區に居ると爲す然るに和泉區中城址と稱すべきものなし布野は和泉と地勢相接し且つ森山城に相對す或は此地に居りしものに非るか

平良文館址

良文村阿玉臺區字本館に在り東西五十間南北六十間南方空渚の跡あり今耕圃と爲り四面山林を繞らす里人傳へて平良文の別館址となすも確證を得ず墳墓世俗東莊志なるものを傳ふ曰く良文大友に住し別に館を阿玉に營み以て居る千堂谷は即ち其墳墓の地なりと千葉系圖に曰く良文卒するの時子忠頼に遺言して白く子孫割て瓠瓜の中を見るべし即ち我化身ありと言畢て卒す後瓠圃中に於て觀音像を得たるを以て之を夕顔觀世音と稱し土人後復た瓠瓜を食せず

五郷内砦址

同村五郷内區字山内と字後谷の兩高丘の地なり里人山内に在るものを助右衛門

府馬砦址

城と稱し後谷に在るものを兵部城と稱し共に千葉氏家臣の居りしところとなす
同區中各所に古墳の散在するあり又以て其族黨を葬る所となす

府馬村府馬區字茶畑に在り地勢凸形を爲し概ね耕圃たり城址上に登れば乃ち八
都中和の村落を望むべし之を本丸の址とす其東方字奥野臺を西丸と爲す又耕圃
たり國分將頼の弟時常五郎前初めて之に居り府馬氏を稱す正平中北朝貞治千葉満
胤の幼なるを以て之を輔千葉時持左衛門尉府馬氏系圖に時持を時常のなる
ものに至り里見氏に屬し其將正木時忠と共に鎬木の諸氏と相闘ぎ尋て米之井城
主木内右馬介を滅し香取原に至り香取大須賀の諸氏と戦ひ之に死す城尋て廢す
石河城山天正の末府馬行定與治及ひ直信三あり千葉家蓋し亦此地に居りしな
らひ今村人石河氏其址に住せり

按するに時持の戦死及び正木氏本郡に入りしを以て一に明應中の事となし府
又天文中の事となし家譜或は天正中の事と爲す蓋し正木氏世々時茂時忠時
數ば里見氏の命を以て本郡に入りしを以て後世之を混じて一となせしに因る
ならむ

實川砦址

同區字三味谷岡に在り四面低下し概ね山林と爲り下は耕田たり府馬氏の臣實川
隼人平井和泉等之に居る共に米野井に戦死す里

千丈谷

府馬村及び神代其文八都四村の間に在る耕田にして總稱して千丈谷と曰ふ又往
昔千葉氏族黨の此地に住居せしより千葉谷と名つく利根川後誤て千乘と書し遂
に千丈と稱するに至ると里人

山倉砦址

山倉村山倉區字土道ノボに在り今宅地たり往時山倉常春四なるもの之に居る千葉家
或は曰く此地は府馬砦主府馬氏没落の後其族の移住せしところなりと區中に府
馬を氏とするものあり

新里砦址

同村新里區字要害に在り今耕圃と爲り周圍山林を繞らす地形最も高く要害の名
空しからず或は曰く本城は初め字館に在りしを後此に移せしものなりと東元胤
守野の二子素胤武藏なるもの之に居り此地の舊稱石田を以て氏と爲す今區内に

石田傳兵衛あり其裔を以て稱せられ舊家の名あり記字塚の前山林中石田氏世々の墓あり傳へ曰ふ素胤も亦此に葬る巨松樹あり以て墓表と爲せしが今枯損して舊狀を失ふ

松崎砦址

常磐村東松崎區字西臺に在り今耕圃となり中央に天神社あり或は曰く砦の鎮護神なりしと往時松崎助常衛門七郎左なるもの之に居ると千葉家近傍登城及ひ的場館下等の字名尙存す

南玉造砦址

同村南玉造區字南臺得城寺域の地なり傳へ曰ふ天正中野平伊賀守なるもの之に居ると七八年前本寺の焼失せるを以て舊記湮滅徴するに足るものなし荆棘中平面石の缺損するものを認め得たりしに速成日城大居士の字を刻し其上部は搜索するも得る所なし之を同區蓮華寺過去帳に考ふるに圓教院殿速成日城大居士野平伊賀守天正十六年四月廿二日の鬼録あり然らば則ち此斷碑は其墓塔なりしならむか北隣山林中に八幡小祠あり土人以て砦の鎮護神と爲す

岩部砦址

栗源村岩部區字妙見山に在り面積二百五六拾坪あり周らずに壘形を以てす耕圃中又空澗の跡を存す之を一ノ堀二ノ堀三ノ堀と稱す西北馬場跡及ひ射的塚あり塚上古松樹ありしが今斬伐す砦主詳ならず或は以て千葉氏又は大須賀氏の屬砦とす址に星宮神社舊稱あり妙見宮と稱す妙見は千葉氏の崇敬するところなれば本城は千葉宗黨中の砦址にして社は其當時の守護神なりしこと疑を俟たず按ずるに栗飯原常基初め岩部五郎と稱す或は本砦に居りしものに非るか里人は本砦を以て天正中の砦墟と爲すも是より以前已に城砦の設けありし如し區中に土物と稱する地あり往々古代土器を發見す且つ本區は此地方に在て舊村たるが如く之を考究せば歴史の沿革を徴するに足るものあらむ

荒北砦址

同村荒北區字妙見山に在り今山林及び耕圃たり東西大約百五十間南北百間許傳へて東朝胤伊豫の砦址と爲す

西田部砦址

同村西田部區字御城御城に在り東西五十間南北百二十間許今耕圃たり地勢尤も高く西南は水田を隔て、久賀村字御所臺三倉等の地方を望む砦主詳ならず或は曰く

千葉氏支族の居りしところと千葉家臣記に多部師時^次を載す蓋し本砦主ならむか區に押田氏あり以て砦主の舊臣裔なりとす墟中一塚あり方二間許圓形を爲す里人姫塚と稱するも亦何故たるを詳にせず

田部屯倉址

景行天皇五十七年^丁諸國をして田部屯倉を興さしむ^{日本書紀}本居宜長曰く當時國毎に公田を置き民を役し之を田し田の穫るところ擧げて官倉に納め別に衣種を給し其部曲之を田部と曰ふと栗源村西田部區あり隣村久賀村に本三倉谷三倉等の地名あり蓋し當時田部屯倉を置きしところならむか八都村内又田部區あり區中稻屋敷等の字名を存す亦田部を置きしものならむ

足利成氏館址

久賀村字御所臺區字御所内^一に御所落と稱す里人曰く此地陷落の時館主此路^{御所内と稱す}御廟^二今耕田中に一梵字を刻せる小片石あり往時巨松大楠城馬場^{御所内と稱す}と二説不詳^{御廟}大屋敷並木栗水氏舊堀合等の地名あり今概ね耕田を爲り位置尤も廣し字城に天御中主神社あり古へ妙見宮と稱す傳へて城の鎮護神と爲す本城の城主詳ならず里人單に御所様の館址と稱するのみ御所臺の地名も亦之に起因せしむ

のなり清宮秀堅は以て足利成氏の館址となす文明三年^卯五月長尾景信大軍を以て足利成氏を古河城に攻む城兵防戦利あらず六月廿四日城遂に陥り成氏本州に來奔し千葉孝胤に頼る^{鎌倉}孝胤之を此地に館せしならむ^{秀堅撰文貞}四年^{壬辰}春里見原那須結城の諸族成氏を奉じて古河を復す^{大草}と是れ成氏が來奔中の事蹟なり

按ずるに古河に成氏の墓あり呼んで御所塚と稱し御所臺の地名亦相關引するものゝ如くなるも成氏の本州に在りしは僅々たる一年の日子に過ぎざるを以て特に居館を營むべきの理なし且本郡に至るの事毫も據るところなし千田親政嘗て本郡に在り千田莊を領し威を此邊に振ひ後常胤の亡ぼすところとなる然るに其居址今詳ならず蓋し此地は往古千田莊内樞要の地に屬す或は親政の館址に非るなきか後考を俟つ

矢指塚

久賀村字次浦民有山林中に在り徑三間高一丈許傳へ曰ふ永承中源頼義父子安倍頼時其子貞任等を討じ凱旋の途次上總海岸に上陸し征矢百本を取り里毎に^一に當る^{五町許}一矢を挿置し九十九に至て止まり其殘矢一本を此地に留埋すと俚諺に

「九十九里矢指が浦に来て見れば一浦足らでそこが次浦と此地の舊村名次浦は之に起因すと蓋し寓言に過ぎざるべし

千田親政館址

親政は千田莊の領主なりしも居館の址今詳ならず多古町に千田區の舊稱を存するも往古千田莊の地は今の本郡南部の地に亘り數十村落を爲し必ずしも千田一區の稱に非るを以て之を確定する能はず郷莊人 物參觀

東漸寺址

久賀村字寺作に在り土橋山阿彌陀院と稱し往時域内七百五十坪あり眞言宗にして阿彌陀如來を本尊とせり寺傳に曰ふ天平三年辛未唐僧鑑眞の開基するところなりと本尊の彫刻は殊に古雅なりと中興以來火災に罹ること兩度なるを以て記録の徵證すべきものなし徳川氏の初め寺地數十石を給せられしが朱印書を燒亡せしにより之を没せられしと維新の後堂宇主なく荒廢の址空しく麥黍油々の嘆を起さしむ

村岡眞弼曰土橋蓋古名也浮圖所建呼之寺作方言謂谷曰璣玖寺作即寺谷也注書讀曰日蓮入土橋東漸寺讀一切經當時爲巨刹可想

源賴朝假館址

多古町千田區字假屋に在り今耕圃たり里人其地を呼んで御假屋と稱せり傳へ曰ふ源賴朝此地に至りしとき滯留すること數日に及ぶと或は曰く區中廣宣寺に舊記ありしが嚮きに同寺の火災に罹りしを以て之を失へりと賴朝の事信僞を保し難し

多古城址

多古町多古區字多古臺に在り里人呼んで城山と稱す即ち多古區市街の南方に屬する高地なり今概ね耕圃と爲り分て二區域と爲す其間副るに濠形を以てす蓋し本丸及び二ノ丸の址ならむ其一部東方に斗出し遙かに志摩砦址に相對す千葉胤宣の其父胤直と共に本郡に奔るや本砦を保ち以て馬加氏を拒き力敵せずして城遂に陥る垣臺後牛尾胤仲能登なるもの亦本城を修築し以て居城と爲し威を近隣に振ひ後上總飯櫃城主山室氏勝常一の亡ぼすところとなる山室 傳記同區字櫻宮あり今山林たり亦古城址と稱するも何人の居なるを詳にせず

按するに山室譜傳記牛尾氏落城を以て弘治中の事と爲すも妙光寺鰐口には胤仲の寄附を天正五年丁未と刻す之に因て考ふれば落城は天正中の事ならむ譜傳

記は想像説を記せしものにして誤謬頗る多し

志摩砦址

多古町島區字塙臺に在り地勢東西に延き方形を爲す西方大手跡あり全地今耕圃となり本臺二之臺三之臺鍛冶内小屋塙等の字あり千葉胤直の走て本郡に入るや本砦に據り以て原氏を拒くと云古墳相距る十町許字鍛冶内城内又城址と稱するものあり今民居或は耕圃たり此地に内匠屋敷と名つくる地名ありしが今誤て多古見屋敷と曰ふ未だ何人の居なるを詳にせず

松平氏陣屋址

同町多古區字高野前の地なり今小學校及び演武館敷地となる天正以後保科正直正光及び土井利勝等相亞で此地を領せしを以て陣屋を此に置き寛永以後久松松平氏の領有するところとなり陣屋を置くこと故の如く維新の後之を廢す諸侯

松平氏陣屋址

同町飯篠區字高野に在り今耕圃となる天保十三年定松平康盛左兵衛封を此に受け陣屋を設け其分領六千三百石を管す

大島砦址

東條村船越區字丸山に在り名勝千田胤貞之に居りしと中村砂興成二寺記 水田中孤島形を爲すを以て大島の名あり

稻垣氏陣屋址

吉田村吉田區字城に在り今耕圃と爲り里人稱して陣屋島と名つけ馬場跡等の地名尙存す即ち熊野神社の社後に屬す徳川氏の時稻垣安藝守封を此に受け陣屋を營し以て居り元祿中近江國犬上に轉じ營隨て廢すと神澤佐太郎談

吉田土窟

吉田村吉田區字大汝と淺間臺の間に在り兩地の間通するに一坂路を以てするも蓋し中世以後の開鑿にして往古は連続して一岡脈を爲せしものならむ山腹數十の土窟を穿ち已に崩壊せしものと未だ發掘せざるものと一様ならずと雖も狀は西大須賀古窟と同一にして古代穴居の址ならむか中に刀劍の腐鏽せるものと人骨等を出せしことあり

新福寺址

同村八邊區に在りしが今廢寺となり荆棘中古庵址を存するのみ維新前は朱印地數石を領せり

舊

蹟

誌

舊

蹟

誌

匠瑳郡家址

中村に在りしならむ然るに其跡今詳かならず村岡良弼曰く倭名抄中村郷今隸本郡案當時位匠瑳郡郡之中央而郡衙在焉と同氏六所大神を詠するの句に自祭六神歲月多、透祠喬木帶雲蘿、郡衙蹤絕千秋後無復人知古匠瑳神古蹟

中村砦址

中村南中村區字中城の地なり面積五町餘に亘る地勢概ね平坦にして東南に樓櫓の址あり高五丈餘の壘址を存し西北に空渚あり以て昔時の狀を追想するに足る享徳康正中中村但馬守之に居るとなす傳東北妙見社あり城の鎮護神たりしと更に溪谷を隔て、監物山あり共に南借當區に屬す傳へて其臣隸の屬城となす

南並木砦址

同村南並木區字城に在り今耕圃となり南は崖岸を爲し北に大手の址あり周圍は概ね山林となり空渚の跡尙存し宛然古城址形を爲す里人曰ふ千葉氏の臣飯田三左衛門なるもの之に居りしと

一本山室譜傳記に慶長十二年天正の誤中村飯土井沼中村多古町合戰飯田右衛門弟彈正并に平山四郎右衛門等十餘人討死す云云あり右衛門は蓋し三左衛門

の族ならん然れども飯土井沼合戰は何れの時に在りしを知らず

經塚

中村南中村區字經掘塚耕圃中に在り方四五間許の圓形丘塚を爲し上に巨松樹一株を植す傳へ曰ふ此地古へ天台眞言等の諸宗のみなりしが日蓮宗諸僧の一たび法を此に説くに及び地方風化せざるなく遂に他宗の諸經を此に瘞むと曰ふ

飯高砦址

飯高村飯高區飯高寺の地なり地勢南北に延き東西は低下せり初め千葉常重下總の二弟飯高政胤四胤廣五及び胤廣の子常道左衛門尉に居り千葉天正中飯高胤氏左馬同胤勝四同胤房内河同五郎なるもの亦此地に居ると千葉家又曰く天正の末北條氏の幕下に平山常時刑部なるものあり此に砦し千葉氏衰殘の後本村に退老し口里天正十九年卯辛三月四日卒し常勝院日勝と諡す延淨區中飯高内と稱する地あり古へ飯高内裏と稱し後之を省字す亦傳へて常時の居りしところとなす田畝を隔て、字公崎あり即ち内裏に對する地名なりと本大須賀村津富浦區に飯高を姓とするものあり傳へて常時の裔と稱す

百座說法塚

誌 蹟 舊 誌 蹟 舊

舊

同村飯高區字聖人塚耕圃中に在り墓域東西七間南北六間上に塔石を建つ高三尺五寸幅一尺五寸表面日祐聖人百座說法塚と題し其兩邊及び下部に飯高飯仗師妙福寺開山云々等の文あり享保二年西十月隱士通光なるものゝ建つるところなり傳へ曰ふ僧日祐此に百日間の說法を爲し以て教法を弘めしと曰ふ物參觀

六萬部塚

同村安久山區字六萬部塚山林中に在り方廿間許の丘塚を築き上に浮屠形塔石を建つ享保十七年壬子二月廿四日建つるところなり傳へて僧日賢妙經六萬部を誦するの古蹟と爲す故に近傍の地を總稱して六萬部原と稱す村岡良弼曰く田制歩數を以て之を計るものなり六萬部は即ち六萬歩の誤りにして原野の幅員を稱するものなり部歩國音相通するを以て後人遂に之を僧侶に附會すと蓋し或は然らん

左右王冢

豊和村大寺區字中野耕圃中に在り高一丈縱八間横六間二冢に分れ呼て左王塚右王塚と稱するも其何故たるを詳にせず近傍の地に古瓦等を出す

飯塚岩址

豊和村飯塚區字御城山イロノキに在り地勢高ふして概ね山林たり飯塚五郎なるもの之に

誌

蹟

舊

居りしと千葉家里人曰ふ飯塚左馬助なるもの亦此に居り某役に戦死す時に黒馬に乗じサ、メ獲を着す故に土俗今に至るまで黒馬を養ふを禁じ又サ、メ獲を着せずと碑往年同區人椿半兵衛椿氏亦區内の舊家に於て此地に住すの宅邊を崩壊せしとき一の隧道を發見せしことあり或は以て城の間道と爲す其西北字大久保あり村人寺本省三郎之に居る其宅地を陣屋跡と稱す其何の故なるを詳にせず此地に省三郎の父諱の壽藏碑あり南摩綱紀の撰文にして土方久元の篆額なり

鏑木城址

古城村鏑木區字古城に在り今耕圃たり東南は山林に屬し岡阜斗絶し直ちに干潟の水田に臨み西北は低下し居民の宅地たり古松ありしが雷火の爲めに枯損せり鏑木胤定及び胤泰等世々之に居る蓋し小田原役後廢城に歸せしならむ或は曰く蕪木志摩なるもの亦本村に居ると城主墳

鏑木城

村 岡 良 弼

奕世名門支族多、總房隨處據山河、椿湖當日譙樓影、變作稻田萬頃波、

長部岩址

中和村長部區字要害に在り今の性理教會所の接續地にして地勢最も高し國分朝

誌

蹟

胤の二子松澤光胤之に居る城主

諸徳持砦址

同村清和區字諸徳持外城に在り今耕圃たり四面繞らすに山林を以てす東胤頼の後裔諸徳寺胤直左衛門なるもの之に居ると千葉家

八石教會所

同村長部區字八石に在り山村中一庭園を設く即ち大原幽學其徒を集めし所なり往時一の叢林たるに過ぎざりしが幽學の没する遠藤良左衛門代て其徒を督し衆人を訓導す良左才學固より乏しきも一朝幽學の蒸陶するところとなり専ら徳行を以て人を率ひ教徒大に増加し諸村に支部を置き之を手習所と稱し男女日を替へて集會し倫理の道を講す三五年の間其徒已に千餘人に及ぶ偶ま水戸浪士の變あり近國騷擾止まず名を浪士に藉り教場に致り或は金錢を掠取するもの百餘度に及ぶ是を以て教場大に衰頽す良左奮勵其徒と再興の事を圖る徒衆男女身を雇役に賣り以て教場維持の方を設く苦情亦憫ひべきものあり教導復た舊の如し是に於て更に山上の地を平かにし山を崩し谷を埋め大に土木の業を起す工事皆之を門人の手に於てし毫も他人の勞を須たず教會所を建つる三屋教徒會餐の屋を

舊

蹟

誌

舊

蹟

誌

設くる四字其他各區劃あり庭園は悉く教徒手植の樹木を以てし山間僻地忽ちに瀟洒幽雅の園林と爲り教徒日に會するもの數百人時方に維新の初に在り戰亂の餘風尙存するを以て官其不規を圖るを疑ひ良左等を獄に下す事遂に白するを得たり然るに是より漸く衰頽を來すも其徒尙ほ之を守れり此地に至り其遺跡を訪はゞ當時を追想し幽學遺徳の民心に存せしを見るに足らむ其庭園の雅素にして一團の俗氣を帯びざるは亦賞すべし西隣高丘上平坦の地あり石祠を建て其左右に前俊嫌を受け獄に入るもの、姓名を刻す人物

櫻井城址

神代村櫻井區字家中内御前中屋敷馬洗馬場跡等の地に亘る今山林及び耕圃たり地勢高ふして干瀉に臨み南方より北部に亘り東西に短かし東胤頼初めて之に居り後須賀山城に移る天正の末徳川氏の臣松平家忠封を此に承け其臣従をして之を守らしめ其小見川に移るに及び廢城と爲る城主一に前掛城の稱あり

諸書に胤頼以前上代越前守後一之に居るとなし千葉家臣記又上代越前を以て天正中の人となす二説詳かならざるも家臣記の説是なるに近し

和田砦址

夏方原古戰場

同村東和田區字鳩谷に在り今概ね耕圃となり小祠を安んじ妙見宮と稱す里人は之を登城と名づく上代掃部助なるもの之に居り里見氏の亡すところとなる里東秀胤掃部助と稱す蓋し此裔ならむか隣區大久保區字古城に又一城址あり今山林たり何人の居なるを詳にせず

神代村和田區に夏方の字名を存す今尋常高等小學校敷地に屬し餘は山林たり蓋し往時は此近傍の地を概稱せしものならむ世俗夏方戰記なるものを傳ふ其書杜撰にして必ずしも信すべからざるも一二又取るべきものなきに非るを以て此に略記す曰く里見義弘の威を房總に奮ふや其將正木左近をして本郡地方を狗へしむ時に上代胤正掃部和田城主たり米井城主木内氏と共に志を通じ以て里見氏に抗す義弘怒り左近をして米井を攻めしめ自ら將として和田を攻む胤正庶子花香勝源之及ぶ其臣菅谷清次進市之山崎某野崎某渡邊某と共に柵を構へて堅守す幾何もなくして義弘來り攻む勝乘清次等固より勇武を以て聞ゆ軍に臨む毎に縱横奮戰當るところ敵なし義弘軍の利なきを知り將に引き還らんとす清次岡上より之を嘲罵す義弘怒り再び城を攻め大に夏方原に戰ふ胤正等力盡き皆戰死す村農

與三なるもの年老え力尤も強し其妻杉亦奮力あり俱に軍に従ひ殺傷算なく遂に敵の圍むところとなり水田中に死す爺田婆田等の地名今尙存す義弘兩軍の死者を瘞めて之を祀らしむ同記に曰く左右明神は此時の祭祀するところにして之を夏方原の戰と稱す後大須賀政朝守胤正の子を祿し家を繼がしめ厚く勝乘等を吊せしむと曰ふ方以上又今和田區に上代五左衛門あり傳へて上代氏の裔となす後又分れて二家となり別に同村字稻荷入に住するもの名族たり

大友砦址

同村大友區字政所臺に在り北部より西南に長く中央最も高き處今耕圃となり餘の四面は山林に屬し北方僅かに一路の山徑を通し東西南は干瀉の水田に臨む城主詳ならず傳へ曰ふ平良文より四世此に居り平忠常の反亦此に於てす總陽政所は乃ち當時の政廳にして其子常將亦此に居りしと古職場砦址中三四の丘塚を存す往時冢邊を掘り石槨を得たりしことあり天正中大友忠信右衛門及び孫三郎なるもの亦此に居る千葉家臣記

按ずるに良文は武藏村岡に在り本郡に居りしこと確證あるなし總陽概録果して何の據ありしか又古戰場考に平致頼本城に居り利根川を隔て、同族維衡と

戦ふの事を載す然るに致頼維衡の戦は本州に在らずして伊勢に在り利根川役の臆説なること従て知るべし又按ずるに忠常政廳を置くの説確證を得がたし東大神寶函に東左馬助胤家及び當政所等の文あり此地或は東氏の政廳を置きし所に非るか何となれば忠常の本城は上總に在り其本州に入りしは一時の事に過ぎざるを以て政廳を置くの間なきなり識者の再考を要す

須賀山砦址

笹川村須賀山區字龍谷リウカと森山村岡飯田區字古城の間に跨り森山城の東方に位し今耕圃となれり四面山林を繞らし下は直ちに方沼に臨む址中濠形を存するところあり東胤頼初めて之に居り尋て森山に移り後東教頼及び常綱之に居る砦址の下に大門小門と稱する地あり蓋し城門を設けしところならむ城主

鹿戸砦址

同村鹿戸區に在り神崎出羽之に居ると千葉家其址今詳ならず或は曰く區内龍神山岡麓の地と又曰く山下妙幢院の地と記して後考を俟つ

海上國造居址

海上郡家址

橘村羽計谷津今郡新宿石出五區に亘れる曠圃蓋し其址ならむ

按ずるに國郡の制定まらざりしや下海上國造の管するところは本州東部即ち今の本郡東部地方と海上匝瑳二郡と常陸國鹿島郡の東南部一帯に亘れるものなり然るに國造の居址考ふるところなし後世國郡の制を設くるに及び海上郡の地は今の本郡大倉村に及び一大郡を爲せり往古郡家の遺址或は郡領郡司の居りしところは後世郡郷又は郡村等の地名を存するは諸州其例なきに非ず橘村羽斗石出新宿谷津今郡は古昔海上郡の中央に位し郡郷と稱し羽斗區其本土たるものゝ如く故に天正中の水帳郡郷羽計村及び郡郷枝今郡郡郷枝谷等と書す蓋し海上國造の居址に因り郡家を置きしものならむ羽計新宿石出今郡谷津の五區間に亘る耕圃は渺として一大高原を爲し其當時廣濶なる區劃を定められしを想像するに足る今郡區人吉田利右衛門又區中の耕圃を鑿ち古代土器を得たることあり或は以て参考に供するに足らむ圃中又古冢の類多し

羽計砦址

同村字要害に在り地勢漸高く下は方沼に臨み須賀山砦址と相對す今耕圃となり周圍に山林を存す古松一株あり其近傍壘址の形を存す城主詳ならず或は曰く此

舊

地は即ち郡家の址と前項千葉系圖に遠山師胤方七の子師常の相馬石出胤朝石出城に居るの事を載す其址今考ふるところなし石出羽計往時は共に郡郷の一部なりしを以て見れば或は本城を指稱せしに非るか或は曰く胤朝の居城は石出氏宅址と同所なりと然れども石出區邊田は城郭を設くべきの地勢に非ず同址は吉深の時に至り移住せしものに非るか後考を俟つ天正中又羽場狩光胤四なるものあり蓋亦此地に居りしならむ砦址の下に吉祥院あり

元祿九年暮春遊吉祥院

平胤貞

相求春山夕日中苔碑存得傳無窮吉祥院裏獨回首瑟瑟松杉遺古風

青馬氏宅址

橘村青馬區字八幡に在り今山林たり方形を爲し壘址尙存するものあり石祠あり八幡祠と稱す千葉氏の臣青馬主計小林外記等之に居る千葉家一に曰く往時平兼經なるもの亦此地に居りしと右衛門家記近傍字西塚耕圃中に古塚を存す又字淺間山に於て往時石柳を得たることありしと里人或は曰く青馬彈正なるものあり亦本村の人なりと今區中に彈正の地名を存す此近傍より往々古代土器を發見す

四塚

舊

橘村青馬宮本兩區と東城村小南粟野三區の間に在り此地往時は原野たりしが明治十九年戊辰後開拓して耕圃と爲す其中央に四塚あり大なるもの方十四五間許に亘る呼んで四塚と爲す或は曰く豫卒塚なりと其故を詳にせず古記に又曰く此地は古へ民家數十戸ありしも水利の便ならざるを以て退轉し今や一戸を留めずと某古老の説に又曰く此地は往古の牧馬場址にして塚は即ち所謂馬見塚の類なり故に近傍接近地に野馬井戸高ノ込木戸等の字名ありと

石出氏宅址

同村石出區字邊田に在り今民居及び水田たり千葉氏の臣石出吉深之に居り小田原役に従ふ千葉家人呼んで帶刀殿と曰ふ里傳其裔今武藏に存す人物

今泉砦址

同村今泉區字要害に在り地勢漸高ふして利根川に臨む東部湟形尙存するものあり土を穿ち往々古陶器を得る天正中今泉九郎兵衛なるものあり之に住す千葉家

沼闕砦址

東城村小南區に在り即ち福聚寺所在の地にして地勢最も高燥なり今寺域及び山林耕地たり下は直ちに干瀉に臨む里人稱して城山と名づく二九三九等の字名を

誌

蹟

舊

存せり本城其創始を詳かにせず或は曰く平忠常の反實に此地に於てすと弘化史に源頼信利根川を濟て之を討すと記すものは乃ち誤傳にして椿湖を越る以て本城に迫りしものなりと碑又曰く東胤頼も亦本城に居りしと説の如何を審にせず後ち東氏の族東盛胤以下世々之に居る系圖字虎崎に土窟を發見し刀劍の鏽腐せるものを出せしことあり又海上郡高田村宮内清右衛門藏永祿十三年庚午六月二日文書に従下總小南乗船一艘實城之儀申上候御知行之内不可有相違者也仍如件の文あり以て當時尙本城下の湖狀を爲せしを知るべし

河田 熊

登東氏城墟

東氏遺墟倚古邱殘花撩亂寺門幽依然形勝控山海想見威風振八州

栗野砦址

同村栗野區字城腰に在り今山林或は耕圃たり東秀胤掃部の子栗野胤香七なるもの之に居る系圖今古塚二三を存せり

松平氏陣屋址

同村小南區字北宿に在り今民居たり呼で陣屋小路と稱す天正十八年庚寅徳川氏の關東に入るや松平定勝三此地に封せられ幾何もなくして采邑を轉じ子孫伊豫

誌

蹟

舊

國松山の城主たり系圖

椿海址

即ち干瀉諸村の地なり俗傳ふ太古此地に巨大なる山茶樹あり高さ數百丈枝葉三里を蔭ひ其花發ぐときは天色爲めに紅に散るときは地上錦を敷くに似たり其樹一朝覆倒して根跡自ら湖水と爲る因て椿海と名づくと荒唐の説固より信ずるに足らざるも今や悉く開拓して良腴の田と爲り干瀉八萬石の稱あり此に當時海水灣入の證據を略記せんに東城村夏目區掛巢氏宅地を里俗鬼石と稱し近傍土中より怪奇の石材を出す是れ往時海水衝擊の作用に由り此石質を化成せしもの、如し村人某亦同區の水田深底に舟楫を得たり貝殻之に附着す即ち往古の遺物ならむ神代村舟戸區は當時の着船場にして舟渡と稱せしを後誤て舟戸と爲すと萬歳其他諸村近傍の水田を鑿つときは深さ七八尺にして必ず貝殻の存在しあるを見る且同村西北の岡上水神社地は當時航海者の目標たりしと此他古老の口碑等に存するところの證例なきに非ず以て其概況を知るに足らん近時又海上郡瀧郷村清瀧區地中より一の丸木舟を發見せし事あり町村名勝參觀

諸持館址

誌

蹟

舊

墳

豊里村諸持區字館内小池氏通稱太宅邊の地なり東部松林の間土壘濠形の跡尙存し近傍土中を鑿ては往々窟居址或は古墳の如きものを發見す未だ何人の館址なるを詳にせず區中字勝善の耕圃中より又古瓶に人骨及び古錢等を納れしものを發見し接近地より鐵屑の類を出せしこと尤も夥しかりしと云ふ

陣野氏宅址

同村宮原區蓮藏院所在の地即ち其遺址なりと里人曰く天正中陣野角助此近傍を領し營を設けて以て居りしと角助は府馬時持の族なり

墳墓誌

郡内至るところとして古墳舊塚の存在せざるなく姫塚大塚十王塚六部塚等の名を附するもの少なからず或は曰く千葉氏の族を葬る又曰く某城没落の時城主の姬妾を産む等皆臆説を傳へ一も證據すべきものなきを以て本誌上の如きは著名なるものゝみを集録せり且近時郷夫子及び兵士の墓碑文殊に多く一村の中四五基を見ざるなし是等を集録せば一の碑文集たるに過ぎざるを以て省略するところ少からず以て後來の材料に供す

兒塚

滑河町西大須賀區字四谷の路傍に在り小林中小祠を安んじ之を兒宮と稱し近傍を總稱して兒原と呼べり祠の前後に二三の古石碑を建て和歌俳句等を刻せり廻國雜記に曰く去もつふさの國兒の原と云へる處あり如何なる故に斯る名の所は侍るやと里人に尋ねければ此在所白浪青林横行の地たるによりて或る少人の通りけるに衣装なを剃ぎとるのみならず剩へ殺害し侍りき夫より此處をかやうに號し侍るよし云々其他尙數説あり下總名勝圖繪には藤原師賢の子父を尋ねて此に至り害に遭ふの事を載するも皆信するに足らず要するに回國雜記を以て是と爲すが如し

回國雜記に

白浪に浮名をながす兒の原戀路にすつる身とも聞ばや

佳人落命荒原上、薜苔古碑空留名、勿恨青林犯花影、浮生有限辱兼榮、

藤原師賢墓

小御門村名古屋區小御門神社域内に在り社後に位し一堆の丘冢を爲し樹木之を蓋ふ面積百八十三坪繞らすに木柵を以てし正面一大碑を建つ官命に由るものなり傳へ曰ふ初め此地に古塚ありしも里人其故を知るものなく世徒らに公家墳と

道興 准后

誌 墓 墳

墳

呼稱せり稻葉氏の臣磯邊昌言佐倉風土記を著はし始めて公の墓たることを表し
安永六年丁二月二十三日淀侯稻葉正邦命じて墓地を檢し嘉永元年申正月清宮秀
堅下總國圖を撰し再び墓を標し安政元年甲九月水戸侯徳川齊昭書を正邦に贈り墳
墓の由來を問はしむ二年卯秀堅藤田彪に就き烈公の書を請ふて將に墓碑を建て
んとし成らずして止み三年申九月伊能穎則文貞公事蹟考を著はし文久元年辛秀
堅公卿塚考を編し慶應三年卯三月稻葉正邦墓石を建て明治二年己墓道を開き瑞
垣を廻らし後年遂に建社の舉あり公の誠忠更に昭々たり神社舊蹟
人物參照

墓

藤原文貞公碑

太政大臣從一位勳一等三條實美題額

明治十一年三月内務卿大久保利通奉命千葉縣令柴原和建碑於贈太政大臣
藤原文貞公遺墳且撰之銘墳在縣内下總國香取郡名古屋村村民澤田總右衛門等
嘗慨其久委榛莽就和上書請營祠墳上以列官幣社朝議以祀典有例格不允特勅表
其墓所以有此命也臣和謹按舊史公諱師賢家稱花山院世列清華歷事花園後醍醐
二帝至正二位大納言輔後醍醐帝圖誅北條高時事洩高時發兵犯闕公與中納言藤
原藤房等謀使帝幸於笠置山公服袈衣乘御輿伴稱天子幸延曆寺以欺賊既而奔從
帝於笠置笠置陷與藤房等扶帝遁路相失就虜及帝狩隱岐高時使千葉貞胤幽公于

誌

墳

其邑居五月以病薨實元弘二年十月廿九日也後贈太政大臣諡日文貞公公少好學
尙氣節其在幽所每思及帝輒歔歔流涕曰主辱則臣死今日何等時也祖醜裂裂固臣
分而已忠憤之氣今尙存于歌辭其薨時年卅二葬于此地而歷年之久世莫之知土人
相傳稱公家墳云享保中磯部昌言著佐倉風土記斷以爲公窀穸之地近世伊能穎則
清宮秀堅等亦是其說蓋名古屋村當時稱助崎係大須賀胤時采地胤時貞胤之族故
貞胤使其館公于此遺址在墳外數十武之地此足以徵矣嗚呼公雖屈于一時而伸于
百世之後上蒙天子之旌表下使村民敬墓不敢緩豈得非積忠大義之所致乎臣和既
奉職于此土又承朝命乃敢記其事係以銘曰天孫承天迺自天降萬世一系日出之邦
孰紊皇紐微猷失守惟公忠謀輔帝左右和鸞之輿袞龍之衣踵武紀信脫君賊圍妖氣
一熄前狼後虎興亡百世政歸霸府皇帝赫怒乃復舊謨百廢俱舉四海無虞英魄所託
寧委荆棘詔旨優渥冤抑乃伸刀水浩蕩總野遼瀾屹此豐碑長表遺烈

誌

公家塚

千葉縣令從五位 柴原 和撰
太政官大書記官從五位巖谷修書

村岡 良弼

無賴山風掀翠帷消沮兵氣誤軍機荒僻長埋忠義魄不知天道是耶非

比丘尼塚

同區字十二代耕圃中に在り高五尺周十六間許往時圃二丈許の古松ありしが嘉永中風災に罹り折損し古株の側更に小松を植う今の樹即ち是れなり繞らすに木柵を以てす小御門神社を距る東方二町許に位し同社の攝社とし十二代神社と稱す社傳に曰く藤原師賢の室師賢配流の跡を慕ふて此地に至り尼と爲り其後を吊し身を終りしと或は曰く師賢乳母の墓なりと

比丘尼塚

菊池起

泣血洛陽生別公、金鈿羅袖獨追蹤、可憐削髮終世、千古貞魂一樹松、

按ずるに師賢の室は右大臣家貞の女にして師賢の二子と留て京に在り本州に至るの事確證なし太平記に師賢千葉に至るや悉く臣妾を散去せしむ獨り伯耆兵衛尉成國僧と爲り相從ふの事を載す此墓或は成國の墓なりしと後世比丘尼塚と誤稱せるより遂に附會の説を爲すに非るか記して後考を俟つ

入定塚

同村中里區字原に在り周九間高八尺塚上塔石高五尺方七寸表面定徹道本信士入

墳

木内信久墓

定墳中里住人俗名裏面延寶四丙辰八月十一日入定云云を刻す四郎左衛門は本村の人其性慈愛にして厚く佛法を信じ嘗て樂滿寺住職長空を師とし家事を妻子に委し坐禪念佛の外他意なく遂に一首の辭世を遺して此に入寂すと

墓

寺田嘉績墓碑

神崎町神崎神社の東北麓に在り一丈三四尺許の塔石を建て下總州香取郡神崎郷木内壹岐守藤原信久寛永十年四月十七日と刻す信久は米井蛇峰の城主なり里見氏の兵と戦ひ軍敗れ此に退去し以て終ると子孫民間に降り今尙ほ同町に住するものあり墓域内又其母の墓あり塔形相類す母は大須賀常安の女なり

寺田孔美墓表

同町永興寺域内に在り寺田氏は本邑の名族たり事は碑文に詳かなり

君姓寺田氏諱嘉績字孔美通稱敬三郎別號敬村其先從近江徒籍下總香取郡神崎本宿祖曰儀八考曰忠藏妣福田氏家世業釀君讀書講藝尤愛翰墨精賞鑑然不以玩物解於治産雅性儉樸好善樂施嘗夜行懷數十金散予貧人秘不自言一鄉推爲長者

文學博士 川田剛撰

米澤村武田區高源院の後岡上山林に在り塔石四五を存す里人は傳へて千葉氏の墳墓と爲すも刻銘に因れば堀田氏云々と刻するものあり且概ね徳川時代のものたるが如く然るに本寺の焼失に會し古記等を漸盡せしを以て詳細を得る能はず按ずるに千葉氏の子孫武田に住するの事世俗多く之を傳ふ然るに確證を得る能はず香取神宮元祿中の文書に千葉定胤なるものあり其世系詳ならず或は曰く是れ即ち武田の人なりと果して然るや否や記して後考を俟つ 東忠胤家記に千葉重胤の子なりとの

谷中古冢

瑞穂村谷中區宇越塚に在り芝生地たり丘冢面積三十坪許明治十七年甲申五月二十七日村人郡秀藏之を發掘し鏝製風鈴及び鍔片刀劍矢鏃等の腐鏽せるものを出す何人の墳墓なるを知らざるも此地は大須賀川に沿ふを以て之を考ふれば蓋し栗林義長本郡に入りし時の戦死者を葬りしならむ

土岐治綱墓

常陸國稻敷郡本新島村上之島區字上の町共有墓地内に在り卵形塔石高三尺許臺石二層塔面管天寺殿閻翁心公庵主慶安四年と刻す治綱は同國信太郡江崎城主な

り里人曰く天正中城陥り阿波崎に奔り自殺し首級を此に葬ると或は曰く塔は其遺臣の建立に係ると

按ずるに弘安中土岐師親信太莊地頭となり其孫秀成左馬介○又足利持氏を討て功あり信太莊及び信濃上田莊并びに上總の地を加賜す因て信太郡に徙り信太總綱に至り政所と稱す 同密院 其孫景秀江戶崎城を修築し子孫世襲す九世治綱に至り天正十八年庚辰豊臣秀吉關東を略するの時治綱城を棄て、逃る 茨城縣名勝誌

櫻井理一郎墓

同所に在り櫻井氏は土岐氏の支族にして其先櫻井主税なるものに至り初めて上之島に移住し石田駿河と共に十六島開拓に關し功あり家記に曰く主税は土岐治英の五子にして老臣高野廣信内藏之助の養子となる母は岡見氏の家臣櫻井土佐の女なり後遂に母家の姓を冒すといふ理一郎は其裔なり碑は同區靈光山新福寺に在り寺は即ち主税の孫理右衛門の開創するところなり理一郎の二子健寛皆名あり健は嚮に本縣縣會議員となり寛は今茨城縣々會議員たり

櫻井理一郎之墓銘

東京大學教授從五位三島毅撰

余曾爲新治裁判所長一日訪小田城墟慨北畠准后義舉之跡歸埋沒管下戶長櫻井

墳

墓

誌

理一郎、大須賀庸之助聞之奮起、募同志、樹碑表章、賜余文、余深嘉其有功、于名教應之、既歸京、不相見數年、庸之助忽報理一郎死、且請曰、吾實爲理一郎內弟、能盡其爲人、理一郎自少好讀書、善筆札、因教授村童、既壯爲鄉吏、銳敏有才幹、尤用心教育、吾適爲郡長、委以教育、益奮勵、募學資、督教授、早夜不倦、一郡翕然嚮學、既而患肺、人勸休養、不聽、時千葉縣有教育會、欲力疾赴之、吾固止之、又不聽、既還、議別開教育會于郡中、而疾加劇、猶以書促之、不幾會遂開于佐原校、在蓐欣然不覺疾在躬、然竟不起、其勤勞有不忍沒者、二子健寬與門人欲碑之、子幸銘之、余曰、君盡力一郡教育、固不易及、然教育之尤大者、莫若表章忠臣義士、勸勵名教、水府義公、當弱府旺盛之日、表章楠子之墓于湊川海內、曉然知大義名分所在、於是忠義之士接踵而起、馴致今日王室中興、則君表章北畠公之跡于小田、以勸勵名教、其効所及、殆不可測量、尤不可沒也、君諱喜威、櫻井氏、稱理一郎、號雙鯉、下總香取郡上之島村人、父利右衛門、諱喜弼、母大須賀氏、即庸之助姑也、君生于天保十一年三月三日、歿于明治十六年二月十三日、享年四十有四、葬先塋之側、妻風間氏、誕三男一女、長男健出、嗣結佐村山來氏、次寬承家、次轍三及女在家、君自戶長爲學區、取締兼醫務、取締、終遷郡書記、執吏務、凡十年、勵精匪懈、所在皆有成績、而教育之功爲最、已歿之明年、文部省賜金若干、追賞之、庸之助之言、果不欺吾矣、乃係

之銘曰、擴張教學、德遍一鄉、勸勵名教、効及四方、爰表遺蹟、刀水之傍、千歲不竭、餘澤洋洋、

千葉縣令從五位勳四等船越衛篆額
修史館監事從五位勳五等巖谷修書

小井土貞經墓

佐原町法界寺域内に在り、平面石を建つ、高二尺五寸、幅二尺許、石面慶長十九年乙卯三月二日、如實院圓譽西傾居士、俗名小井土伊豫守藤原貞經及び寛永十年壬酉三月十六日、通心院惣譽妙閑大姉と刻す、即ち貞經夫妻の法諡及び逝歿年月日なり、貞經佐原草創の時に當り、永澤圓城寺の諸氏と共に來りて之を開拓せしと曰ふ、其の宅址は今の同町字田宿市人箕輪氏宅地より、佐原女子小學校敷地の邊に亘れりと

葛井溫墓

同寺域内に在り、平面石を建て、葛井文哉先生墓と題す、高五尺許、温初の名は、履一又登と稱し、元温と字し、文哉、柳村月鴻等の號あり、上野桐生の人、幼にして敏捷、精警人に過ぐ、佐藤坦に學び、神童の稱あり、文政中家産を棄て、佐原に來り、帷を下し、教授す、其學程朱を宗とし、博覽せざるなく、傍ら俳歌等に熟達し、弟子大に進む、嘉永二年七

誌

墓

墳

月八日夜才著書頗多し

葛井處士墓銘

昌平學講官佐藤坦撰

大竹培書丹并篆額

文哉處士以三十九歲之秋七月八日歿寔爲嘉永第二屠維作噩處士諱温字元温葛井氏稱和槌文哉其號也考諱百成越中富山人承京買梅染屋之後娶其女移於上毛山田郡桐生以機織爲業生處士處士幼而聰慧好讀書年甫十三來江都問字於余業殆不讓成人至詞章筆札則最爲其所長於是余特寵愛焉居數年歸鄉又遊歷畿內諸州既而產業漸荒客寓於北總香取郡佐原而教授生徒若有暇餘則寄心於韻事以爲娛處士博覽強記兼通國史嘗欲著制度通增補先章度量一部未脫稿餘所著有慎靜舍詩集和歌集初秋紀行中庸發蒙割鷄普語彗星略說傷寒論摘說越俎致遠等諸書嗚呼處士之少也余期其大成而今天遽奪之痛曷可勝殆乎嘉苗難植而易稿芝菌不踰旬者爾歟處士配森氏生一男二女皆孺門人相讎葬于佐原法界寺塋次請墓銘於余乃係以短辭曰天於文士兮何生之寡天於文士兮何其軀軻子孫不繼兮產業亦墮蹟雖可哀兮有可喜者郁々書香兮人仰文雅誰乎其匹兮維屈維賈

渡邊德藏墓

同寺域内に在り方形塔石を建て正面渡邊德藏墓と題し左右背三面墓誌を刻す

渡邊士素墓碣銘

昌平農教官河田興撰

渡邊生名絢字士素稱德藏父名昂稱吉兵衛母渡邊氏下總香取郡佐原村人家世業農生之初生有放棄諸高橋氏更請而養之幼而穎悟頗有膽量三歲能言屹如成人一日索紙筆父母與之立書天地字咸驚異焉四歲隣阻得惡馬生嬉遊欲秣爲馬所齧殆死傍人遽救而免生大怒曰馬無禮於我吾將殺之人宥之不聽擊之三杖觀者以爲後生可畏矣嘗遊隣家聽演曲歸而具舉其語父戲之曰彼皆爲君殺其身苟忠義我亦將斬兒何如生默然稍久曰兒命不足惜只恐兒死而不孝於親因爲嗚咽父感嘆益愛之及長好學善書入清宮子栗之門子栗愛其才憇憇遊學父母又命之乃從子栗來江都留余塾受業是歲嘉永庚戌生歲十六也在塾三年孜孜讀書略通大義傍及詩文有可觀者既而歸鄉里督課子弟未幾安政丙辰正月晦日以病歿距生天保乙未六月十日得年僅廿二葬鄉法界寺塋次余嘗謂學問之道有三志以立其極知以知之勇以行之今觀生之爲兒書天地字者志也聽演曲審其義者知也怒馬杖之者勇也然則生之得於天資者固美矣苟繼之以往篤學而力行則焉知其來者之不如今也余望其有成也而天俄奪之不亦可惜哉生娶秋山氏舉子麟而出後娶淺野氏無子歿之明年其父因子

栗譜墓銘余已惜之惡可辭乎銘之曰苗而不秀孰知其真雖縮於壽能孝於親勒銘貞石以詔後人

安政四年歲次丁巳五月下泔

雪城澤俊卿書并題額

吉田天梁墓

同町字横宿觀照院墓地に在り塔高四尺餘臺石二層高二尺許塔面天梁吉田先生墓と題し側面及び背に墓表を刻す

天梁吉田先生墓表

天梁先生歿既克喪事矣南總門人相謀欲立石勒其履歷以不朽之請其文於余余不敏何以當之豈足係固陋之辭以盡先生之爲人乎諸君固以請余於是不能辭乃述其狀曰先生諱柳字尙悒吉田氏通稱柳助號天梁北總香取郡佐原村人考諱玄德妣大竹氏幼好讀書其父親授小學四書句讀及長從竹窓窪木先生受學精思覃心夙夜刻苦揭朱考亭勸學文於齋楣以自警有得乎心沛然樂以忘憂性沈默謙虛不欺俗誇名恬淡寡欲不爲財所汚其風貌古朴類乎濶事情者及其壯游常陽數年去來吾南總其所到村落片貝東金今泉四天木及吾敝邑一松一之宮金田藻原其附近之諸邑請先生開筵誨諭子弟列席受教者日衆循々然勝之無厭倦之色遂留此地三十有餘年

葛齋恒丸墓

□□□□捐館舍嗚呼哀哉距生享和紀元二月十七日得壽□□□□附葬觀照院先考心嶽君之墓側配寺本氏先卒有一男一女養小笹氏子爲嗣以女配之男稱安二郎出嗣成毛氏云乃敢錄梗概以表墓石者如此

慶應三年丁卯秋九月

門人南總酒井弘謹撰小川清敬書

葛齋翁碑

同町字濱宿延壽寺域内に在り平面石を建て表面に易篋前自筆の書蘆花半輪これ俳諧の一大事の數字を刻し裏面碑文を勒す恒丸俳諧を以て名あり其詩及び俳句は門人集するところ玉箒集に在り此地に其餘風を亞ぐものあり

久保木清淵撰

文化七年庚午九月十四日俳士葛齋翁死其徒封墓造碑使余系其陰狀曰翁者陸奥田村郡三春常磐人自稱恒丸以俳諧飄遊四方文化初至于下總小南見俳士太節與之相好遂來佐原主篠塚六兵衛家後別卜團魚而居焉翁初仕秋田侯稱今泉與右衛門年四十二屬家於嗣子隱居稱櫻井玄圃去遊四方五年而歸蓋以老母在堂也及喪母決然而去在于江戶八年多與當世名士相唱和其來佐原實文化三年也死時年六十矣名恒丸一字大寧別號養拙齋又號石巖山人或曰翁初學儒賦詩屬文而終用資

爲俳借云、余未知翁然如其所聞、則所謂好遜而亨者乎、不爲尾、不爲係、無愆無厲、乃其風月所契、翁之名長乎世、何有于茲石之系、是爲銘、

素月尼墓

同所に在り小塔を建つ尼は俗名茂登と稱す恒丸の室なり亦風雅を好み恒丸と共に本郡に來り恒丸歿後髮を削て素月と號す其集を蛋のあとと稱す

眞如尼碑

眞如尼者、葛齋翁之婦、名茂登、從翁自三春來、與翁同風致、尼年五十、翁歿、即謁誠拙和尚而薙髮、和尚時在京師嵐山、賜以今名、遂探于畿内諸勝、西到于長崎、經歷三年、東歸更訪乙二於仙台、適聞乙二逝宮館、跡而從之、相視莫逆、遂遭疾歿于宮館、年六十一、爲文政二年己卯九月二日、越翌庚辰五月乙二送遺骨於左原、於是社友等、兆之於翁墓側云、

永澤氏墓

左原町淨國寺域内に在り塔石大小數拾基并列し位置區畫儼然たり之を永澤氏本支族黨の墳墓となす永澤氏は千葉氏の族臣にして後佐原に來り圓城寺伊能小井土の諸氏と共に佐原草創の舊族と稱せらる西北隅一小石祠あり即ち祖伊豆守の

墓なり伊豆守老後家を其子に譲り本寺を開き日施と號し永祿十三年庚午五月二十六日を以て寂し淨妙院と法諡す日施の墓塔別に一基あるも後世の建子孫數家に分れ佐原に住す歷代中征俊門と稱すなるものあり慈仁を以て稱せらる

了玄翁濟貧恤窮紀略

荏土龜田興撰并書

翁姓永澤氏、諱征俊、稱次郎右衛門、下總左原人、世爲鄉之豪富、翁天性至孝、好仁貴義、父歿之日捐資周急、以修七之追福、於是一鄉稱其爲仁恕愛祥之人、左原素澤國十年九潦、民負逋稅非一日矣、翁出錢穀、以盡購之、某歲大飢、翁新修其宅、大興營築、私情貧民六十以下、七歲以上之人、使運土石小籃一筐、換入錢而買之、由是免饑荒之艱者數百人、又聞有鄉民逼餓寒之不淑、欲棄妻子去鄉貫者、則唱義出資、鳩其流民焉、資曆丙子之歉、捐錢數萬緡、賑濟貧民八百餘人、其明年秋霖雨連日、河水漲湧、一鄉被水、五稼盡菸、翁復發儲粟、賦數月之餘糧、又潛問他邑阻食者、班餘粒而救之、闔境窮民、因翁舉火者、凡數十家、而翁未嘗見德色、其濟貧恤窮之心、出於眞實者、蓋如此、是事聞于官廳、官廳迺巡採一鄉之輿論、表揚其事、召賜爵一級、以加褒賞焉、事詳於官府頒行孝義錄、夫人苟好仁貴義、則與人必歸之、與人所歸、則上天必嚮之、上天所嚮、則官家必賞之、仁義之報、其彰矣哉、翁好施人、而其家愈顯、仲尼曰、以富而能富人者、欲貧不可得也、噫亦

翁之謂耶文化戊辰冬十一月男永澤俊順立

清宮秀堅墓

同寺域内に在り歷代墓域中に葬り方形塔石に法名を刻す多人

十三塚

同町字仁井宿に在り佐原町より香取町に至る里道の兩邊田圃中に散在し或は古松を植し或は崩壞して舊形を留めざるものあり其何人の墓なるを知らず一を案司塚と稱す往時香取神宮案司の職名あり蓋し是れ等の人の墳墓ならむか其他は庚申塚等の俗稱を附するのみにして考ふるところなし

原川孫平墓

東大戸村森戸區字上宿大法寺域内に在り塔高二尺許平面にして七字の題目及び姓名年月等を刻す孫平は鳥居元忠の族にして元忠此地を領せし時岩崎に住し慶長五年庚子八月從て伏見の役に戦死す後遺骨を本寺に歸葬し大法院法金日森と謚す寺は即ち其母の創するところなり域内又其母及び鳥居氏の臣市川某の墓ありと爲すも所在を詳にせず記寺

鍋島氏墓

同村上小川區圓通寺域内に在り石塔六基あり之を領主鍋島忠茂和泉守甲子八月四日卒及び室酒見氏元和八年壬戌十一月四日卒并に帶刀正恭直旨等の供養塔及び其墳墓と爲す鍋島氏曾て此地方を領せり

佐藤繼信供養塔

同村大戸川區字中宿禪昌寺域内に在り塔高三尺許古松樹ありしが今枯槁す傳へて佐藤繼信庄司とのの墓と爲す然れども繼信の墓は本郡に在るの理なし蓋し供養塔の類ならむか別に一碑あり千葉某の墳墓と爲す

大須賀氏世々墓

大須賀村伊能區寶應寺域内墓地に在り五輪塔の殘壞するもの八九基を存す寺記を按ずるに大須賀氏二十一世を葬ると爲すも之を區別する能はず城主

府馬丑之助碑

同村南敷區明星院域内に在り碑面貫名正禰撰するところの墓誌銘を刻す丑之助は區人庄右衛門なるもの、養嗣子にして陸軍歩兵二等軍曹と爲り明治二十七年甲午征清の役に從ひ金州攻城の際功あり十一月二十一日從て旅順を攻め第三砲臺の下に戦ふ偶ま飛丸あり其左眼を貫き遂に斃る後其遺骸を旅順港上に葬り遺髪

誌 墓 墳 誌 墓 墳

國分壽歡墓

を郷里に遺り碑を建つと銘

同村與倉區大龍寺域内墓地に在り平面石を建つ高四尺幅三尺許一梵字を刻し餘は磨滅して詳ならず寺傳以て國分壽歡の墓と爲す國分氏世々矢作大崎の二城に居る然るに其墳墓の所在詳ならず本寺古碑數基を存するも文字缺損分明ならざるを以て考ふる所なきも蓋し是等の碑は國分氏に關引するところのものならむ

城主

伊能朝辰墓

同寺域内に在りと記今詳ならず寺の域内即ち國分氏の墓碑に並びて五基の平面石碑を建つ缺損して文字等詳ならざるも蓋し此中ならむか

伊能氏墓

香西村牧野區觀福寺域内に在り伊能魚彦及び景晴の墓は歷代の墓域に在り景晴の墓碕は宮内確の撰文樞密顧問官佐野常民の題額巖谷修の書にして其石材は最も堅剛潤澤の美石を用う伊能顯則小石塔及び伊能桐雨の墓も亦本寺に在り

桐雨伊能君墓銘

桐雨伊能君歿嗣子景廣介簡木叔昌寄狀請銘其墓案狀曰君諱景好伊能氏桐雨其號別號牧庵稱彦作北總香取郡佐原村人原姓林氏同郡山崎村林宗巳之第二子出嗣伊能氏伊能氏之先世業農至君家產業殖嘗遭年荒歉賑恤閭里村民依賴之君性磊落過人好作俳歌出自機軸不由師傅然雋新可喜也又好山水遊嘗探勝於京畿攝播後委產於子景廣備事吟哦時々徘徊乎江都暨總房常陸之間既而得病就醫于都然綿綴不起以天保八年十一月四日歿距生安永九年十一月十一日得齡五十有八葬於同郡牧野村觀福寺之塋次君先閨即伊能氏之女產二女而歿長女亦歿因養海老原氏之子爲嗣以次女配之即景廣也後娶簡木氏生一男一女所著有黙庵俳歌集五卷藏於家嗚呼世風澆漓今之爲農商者率習奢靡往々自蕩其產君則能守儉素惠及鄉曲早既避世寄情於歌詠以自娛是則其加人一等者歟銘曰國雅一變爲俳諧猶詩一變爲填詞愈近人情愈新奇君之所寄恒於斯性靈自問匪問師於戲餘力如是他可推也夫

天保九年戊戌五月

江都佐藤坦撰 河三亥書并題額

入定塚

同區に在り即ち觀福寺の舊地にして呼で坊山と稱す岡上一の古窟あり窟口崩壞

して小平面石の古碑を建つ文字等辨すべからず寺傳に曰く開祖尊海比立尼入定の古蹟なりと同記載するところ寛平九年の碑なるものは即ち之を指せしならむ

僧頭白塚

同村大根區字坊臺に在り今耕圃となり方州間許の丘塚を存し上に平面石を建つ文明十五年卯癸西藏院五世頭上人入定の古塚なりと或は曰く小見川町の一坊を大根塚と稱するは頭白の開拓に係るを以てなりと

又見古墳

香取町字又見神社域内此邊を追野と總稱すに在り地勢漸高く丘形を爲す往時社地を平かにし社宇を修めんとするの時偶然石槨を發見す槨は祠側の土中より側面を露はし四面及び上部皆七尺以上の巨石を以て之を圍む祠下亦石槨ありと香取之を近傍里人に問ふに社地數處尙石槨を納在しあるが如しと本社は諸神の王族を祀りしものなれば或は其墳墓には非るか

王子古墳

同町字王字臺に在り小社あり香取神宮の境外末社にして大神の王子王孫三十餘世を祀る山の半腹平面の處土中に比々として大石の連接するあり即ち古墳墓の

類にして石は即ち納郭ならむと香取新誌

飯篠長威墓

同町同區神宮城外新坂小林氏宅地内に在り阜上平面石を建つ高さ三尺幅一尺五寸許表面長威大覺位飯篠伊賀守長享二年四月十五日と刻す此地は古へ梅木山不斷所址なりと或は曰く長威の墓は往時今の地の西方に在りしを新坂開墾のとき此に移せしものなりと地勢に因り之を考ふれば或は然らん參人物

大中臣氏墓

香取氏墓

共に同區字新寺新福寺後丘上の墓地に在り九輪塔及び古塔石并列す然るに年代の久しき或は缺壞傾倒して文字等詳かならざるを以て一々之を辨明し難し之を神宮兩社務なる大中臣香取兩家世々の墓となす其詳は家系之を載するを以て此に贅せず又區中字頭巾山に大中臣氏の葬地あり字寶幢院山に香取氏宗家の墓地あり

中臣鑰取氏墓

同町多田區字塙にあり古碑石大小九基を建つ文明十四年庚午天云々及び明應并

墳

に永祿五壬申年四月十五日等の刻字を存するあり墓前に草堂を建つ土俗ふんが
いし堂を稱す中臣鑰取氏は香取神宮の神官にして職名を分飯司と稱し中世又分
云本村に居住し應保中分神司未成あり正和中分神司未友あり明應中分神司未光
あり應永中分神司未吉あり寶徳中鑰取中臣家房あり天文中分神司實久あり香取
古文天正中香取宮中に移住し子孫傳襲す

多田氏墓

同町多田區光明院域内の丘上に在り古碑を存するも鏽字等磨滅して詳ならず里
人は呼んで多田満仲の墓となすも多田の名稱に因り之を附會せしに過ぎず多田
氏は千葉氏の支族にして世々本村に住し此地の地頭職を爲り正安中小四郎有時
あり嘉曆中平朝光あり曆應中掃部亮家光あり應永中平常一あり永正中掃部亮胤
家あり貞和中彦右衛門尉胤時あり天正中對馬守胤秀あり香取神宮世人呼んで多
田殿と稱す即ち其墳墓ならむ碑に康永二年四月二十二日と刻せるもの一基文字
漸く識見すべし

堀直重墓

香取區新福寺域内堂宇の側に在り小堂を建てて之を覆ひしが今破壊に垂んとす塔

誌

墓

墳

石高四尺許自光院殿の四字を刻し傍ら碑を建つ直重は信濃須坂の藩祖なり堂後
又從臣の墓あり

故淡路守藤原朝臣堀公廟碑

公諱直重、小字大學、系出於斯波武衛、稱奧田氏、考諱直政、仕豐臣氏、更姓藤原氏、曰堀、
天正十三年乙酉、公生於越前北莊、慶長三年戊戌、公年十四、出仕台徳公、明年特命賜
祿一千俵、任淡路守、五年庚子、台徳公北伐上杉景勝、公從軍有功、明年賜食邑於下總
香取郡、矢作領二千石、十五年庚戌、益封信濃高井郡之地六千石、合前八千石、十九年
甲寅、難波之役、公屢戰破其軍、十二月和議成、諸侯皆解嚴而還、元和元年、秀頼渝盟、神
祖再起兵伐之、五月七日、天王寺之戰、城將毛利勝永督兵出戰、公迎擊斬之、時我將有
與公爭先者、敵兵乘其擾奪其旗而走、公提槍策馬直斬之、敵兵懼、不敢迫之、繼而城陷、
乃論功加封高井郡四千五十餘石、下總矢作領如故、凡一萬二千五十餘石、崇其勳也、
三年丁巳、夏六月十三日、疾而薨、年三十三、葬於下總香取郡新福寺、注謚曰自光院殿、
余叨續祖業、懼不克聿修厥徳、乃據家牒、錄其概略、以告後裔、文政十三年歲次庚寅、夏
六月十三日、十一世孫、從五位下藤原朝臣直格謹撰書并篆額、

久保木清淵墓

誌

墓

津宮村字西根本の丘畔にして久保木氏塋域内に在り平面石碑を建て碑文を刻す
參人
觀物

墳
墓
誌
竹窓久保木先生墓表

余官暇無事時、與書冊相對、一日有人來告曰、聞竹窓先生疾劇恐不起、余驚悸廢卷、長息久之、更使人問之、未幾訃音果至、嗚呼余之於先生、久辱友誼、聞之得不悲且泣乎、初余之宰於南郡也、二三父老、請設鄉校教子弟、余喜其舉、勸勉之、創書院於延方村、遂屈先生爲師、先生比月必來講經、子弟初知嚮學、我侯嘉賞之、給月餼以報其勞、國相中山子弘見問道、余之所以往來親善、亦以是也、於是至茨城新治等地、距書院遠者、一再請先生、開筵誨諭、子弟列席受教者、每數百人、既而余去職還水戶、猶書信往來、每事諮詢、而俄有脩文之召、嗟乎、今而後、吾其誰之適從哉、其終焉之日、實在文政十二年八月二十八日、自生寶曆十二年十月某日、至是得年六十八歲、葬于鄉之西崗先塋之次、聞者知與不知、莫不嘆惜也、今茲春正月、其子伯明遠來、請得文勒墓石、余以不嫻文辭、固辭不聽、乃閱狀曰、先生諱清淵、通稱太郎右衛門、其先出於判官代藤原清實、建久中管領下總猿俣關子孫分爲數家、居大久保者、稱久保木黨、遂以爲氏、世爲下總國香取郡津宮村長、父清英、娶香取氏、先生少名新四郎、幼好讀書、年七八歲、其父自授古文孝經、十

墳

墓

誌

一歲從鄉先生松永香舟受句讀、小學四書五經皆成誦、後香舟出孝經一本、曰學之者、不得、不以孔鄭之二家爲歸、而鄭註亡已久矣、我嘗於群書治要、錄其剛本、因此求其說、則庶幾可得大旨焉、今以之付汝、々克誦之、先生及年長、恨其不備、考究諸書、摺遺摭逸、殆復舊觀、遂授梓以貽同好者、又嘗與伊能忠敬友善、忠敬年長、先生視之如父兄、及忠敬蒙官命製輿圖、每請先生成其事、然先生謹愿、不敢以其功語人、故世無知輿圖之成、由於先生者矣、遠近聞先生之風、從遊者極多、而先生誨之無倦、有略戒告訓、其爲教以心術爲行道之要、以脩齊爲處事之先、又有紳言摘諸書之要、以揭坐隅朝夕視以自警、是以子弟皆務夸業、不染浮靡之習、鄉里多化之者、至其一再受誨者、亦往々有悔過遷善之漸、蓋先生溫然之容、醇乎之言、入於人之深、其効有不能已者矣、其地屬安房守小笠原君采邑、君乃知其高義、賜爵列士、以監其采地若干村、先生性恬淡鎮靜、不求聞達、然其爲人謙遜沖退、不違俗以矜名、故公侯之命、皆不肯峻拒、固多材、特有善書之聲、而在先生不以爲意、然有恩之者、則不敢忤、皆應其需、庭際綠竹一叢、故號竹窓、又竹陰堂、名息耕、初字蟠龍、後謂龍五靈之一、王者之嘉瑞、非吾之所以可字也、遂改仲默、而學者猶稱蟠龍先生、蓋先生以道德才藝、終身不出畎畝之中、猶龍之蟠於泥中、故世以是爲適其實也、平生學依濂洛、而博涉諸家、所著有孝經獨見、及孔傳翼註、論語講演集說、經

墳

義勳説、宮室圖解、續史編年略、病間設録、西遊日記、温泉紀行、香取私記、竹窓設記、巷談、偶記等、遺命火之、伯明不忍、其稿存于家云、先生娶水瀧氏、生伯明及二女、二女既嫁人、伯明名清常、俗稱俊藏、退讓有父之風、不欲過實溢美、故其所言略矣、余固不敏、多文之、富、不能窺之、乃敢錄梗概以表墓石、止如此耳、文政十三年庚寅春正月之吉建、

水戸小宮山昌秀撰

立原任書并篆額

孝子清常建

僧吞舟墓

津宮村千佛寮域内に在り塔石高五尺餘幅二尺臺石二層塔面嵯峨後學和漢兩派及第松永友也源宗弼之碑と題し傍ら一碑あり其傳を刻す門人智積院留學綜義の誌すところなり吞舟は紀伊有田郡の人なり香取根本寺主となり博學多才にして物に拘はらず活達を以て稱せらる註

鹿塚

同村字堀川の耕圃中に在り小冢形を爲し古石片を建つ里人曰く香取鹿島兩宮間傳信の神鹿を瘞めしものなりと

富田古墳

豊浦村富田區字原に在り今村役場及び小學校敷地の一部に屬す明治三十三年

墳

五月某日丘塚を發掘し土器數個を發見す即ち齋器齋壺の類なり相離るゝこと數間の地に四五の丘塚あり山林或は耕圃中に散在す古代の墳墓形に類するものありも舊記里傳の存するなきを以て之を詳にする能はず

成毛氏世々墓

同村一分目區善雄寺域内に在り平面石碑九基あり一は永祿二年十月吉日の字を刻し一は永祿七年十一月吉日の字を刻し共に小見川成毛氏等の字あり一は小見川城主粟飯原平胤壽氏女祖寛永三年十月二十三日及び大永四年六月四日宗定天文十七年十月十日宗智元和八年九月七日宗正慶安元年三月十一日宗久當時開基大檀那前成毛對馬守等の字あり其永祿以前に係るものは文字剝損して皆辨すべからず成毛氏は小見川城主粟飯原氏の老臣にして宗久に至り粟飯原氏の嗣となる今小見川町に成毛を姓とするものあり蓋し對馬守の裔なり

大塚

同村三分目區に在り縣道に沿ひ呼んで大塚山と稱す一大圓丘を爲し狀は榎器を覆ふが如く上に三大平面石を建つるも刻文の徵證すべきものなきを以て其故を詳にせざるも宛然として古墳の形狀を爲せることは斷して疑を容れず里人は單

墳

に千葉氏の墓となす或は曰く丘下に石槨を納在すと丘状より之を観察するに千葉以前の古墳たるが如し且丘上建つるところの平面石は往古より丘上に存在せしものに非ずして里人の埋葬墓地と爲せしとき塚中より發掘せしものに非るか今里人の埋葬墓地たり

胤壽姫墓

同村分郷區字大門眞福寺墓地に在り五輪塔二基を建つ高共に三尺許一を胤壽姫の墓塔となすも一は何人の墓なるを知らず或は曰く姫の墓は一、分目區善雄寺に在り城主

墓

粟飯原氏墓

小見川町小見川區字城山々上に在り今埋没して其跡を留めず里人曰ふ往年城址の東南隅を開拓し石郭を得る郭は皆巨石を以て之を蓋ふ中に人骨及び刀劍の類あり因て之を埋めて舊形に復し上に小石を建て之を表すと南方別に一高阜あり野田區淺間に屬す最頂の處淺間祠あり祠側一石窟あり方石を疊み圓室形を爲す窟中方八尺許亦社地を擴めんとし之を發見すと共に傳へて小見川城主粟飯原氏の墓となす

誌

墳

成毛宗親墓

同村下小川區字川向東光院域内墓地に在り方形塔石高二尺五寸幅一尺許塔面小見川城山前住明訓道曉禪定門成毛宰相宗親天文二十一年壬午十月二十七日行年二十九歳と刻し左側に永祿年中前對馬宗正爲父此寺建立の字を刻す傍ら平面の古碑あり文字磨損詳ならざるも宗親の墓碑は蓋し此古碑にして今の碑は後世の建つるところならん宗親は粟飯原氏の臣にして里見氏の兵と戦ひ此地に死す記寺近傍水田中又姫塚等の古塚あり皆同時代の事に關せしならむ墓域内別に宗親の臣木村氏等の墳墓あり城主

墓

木内古碑

神里村木内區木内神社の西隣耕圃中に在り平面石二基を建つ一は高二尺餘幅二尺許表面損壞して辨すべからず一は高さ二尺四五寸幅之に稱ふ一梵字を刻し右に右爲□□建修善根也の數字を刻し左に明德四年十一月日の字を刻す文字模糊として漸くに之を辨すべし傳へて某公卿を葬るとなす明德四年癸は明治三十一年戊を距ること五百四年にして實に南北相和し後小松天皇正位を定むるの年と爲す碑は即ち當年の遺物にして其古きこと從て知るべきなり碑の北部耕圃の下

誌

藪林中往年帝國大學より人を派して之を鑿たしめしことあり數畝の間皆貝殻にして中に人骨及び土器を得西南部耕圃今里道の所在と連袂地なりし古昔はより貝殻又は馬骨に類するもの及び矢根石土器等を出す尤も夥し其數片は今伊勢賓日館陳列部に在り考證存せず口碑傳はらざるを以て何人の墳墓なるを詳にせざるも其位置築造より之を考ふれば或は古代貴人の墳墓に非るか土器中には往々古代人形壺に類するもの、缺片を出す人形壺は所謂土偶壺なるものに建つるもの碑面の文字其一は分明ならざるも明德の碑修善根也の數字に據れば其當時已に此墳を發見し供養の爲めに之を建てしか或は在來古碑の一碑の磨損により更に此墳を建てしものなるか兩者何れを詳にせざるも事蹟の明德以前に關せしことは疑を容れざるなり或は曰く此碑と貝殻發掘の地とは其事相關せずと

府馬時持墓

同村上小堀區に在り即ち木内區木内神社より虫幡區清水寺に至る里道に沿ひしところ耕圃の壠側に平面石を露出す文字等缺損して知るべからず之を府馬村人に問ふに府馬城主時持香取野の役に殿戦し此に至りて死す因て屍を此に瘞むと古墳考に東國戰記を引き曰く府馬左衛門香取の合戦に討死す惣勢三十四人其地は今の米之井砂留(今砂押と稱す)なり近年迄煉石の石塔に府馬左衛門以下惣勢

三十四人討死之精靈と云 其接近地耕圃中に左衛門塚の字あり木内區に屬す左衛門は即ち府馬氏の通稱なり考據の資と爲すに足る一に曰く時持の墓は虫幡區字平石に在るもの是なりと塚上古碑あり高六尺幅四尺平面石にして梵字を刻し左右の文字は概ね剝缺して讀むべからず唯至徳四天丁卯二月四日の字分明なるのみ此地は田部府馬より香取に至る順路なるも時持の戦死は天正中にして至徳以後二百年の差あるを見れば此碑は蓋し時持に非るべし或は曰く鹿島治亂記に鹿島景幹五郎左衛門 永正九年壬申十月某日を以て米之井に戦死す其通稱時常と相似たり故に後人之を誤りて二氏を混するに至ると

木内氏碑

八都村米之井區字通臺墓地内に在り松楠二樹の間高二尺二寸幅一尺許の方形塔石を建て中央に奉讀誦普門品一萬卷成就之所と刻し左右及び兩側面に久屋源長居士天正元年庚申四月二十四日木内右馬允藤原信重梅岳院殿華翁宗春大居士寛永丁卯正月十七日木内壹岐守藤原信久と刻す別に一石祠を建て木内氏の歴代を祀る木内氏は即ち米之井蛇峠城主なり

按ずるに信久は後年神崎町に退隱し以て終る其墓同町に在り卒去年月を刻し

墳 墓 誌
三神靈墓碑

て寛永十年四月十七日と爲し米之井に在るものは寛永丁卯正月十七日と爲す
丁卯は四年なり年月同じからず考定を俟つ

同村田部區西雲寺域内地藏堂側に在り方四尺餘の平面石を建て上に三神靈之墓
と題し下に碑記を刻す

總州香取縣田部邑三神靈墓誌

近江源顯惠宜郷甫撰

夫盛衰榮枯之相轉移也、幽與明皆不得免也、王公常受辱、鬼神不得不汚、蓋出自然之
數云、世之學士大夫、論其明、故遺其幽、抑亦有故矣、至事之不可已者、則不得書而不傳
也、總之北州香取縣田部邑、有古墳、無知爲誰氏之墓者、或傳千葉氏之支族某五世、居
此地、是或其一歟、不可的知、負岡臨谷、古松一株、蔭其上、亦枯而且倒焉、唯見一大玄石
橫於土中而已、又有神祠、接其塋域、往文政五年壬午六月二十九日、里民零于祠、鼓聲
殷々、亂舞噪踏醉歌、以避暑於古墳上、觀其摧殘也、相謂曰、塚中有物、非貨寶則必什器、
請發而分之、衆皆諾之、轉爭而犯破焉、凡壘石者十有七枚、下有一室、亦以石、郭之中有
三屍、似併葬夫婦及一兒者、弓劍刀槍、皆半朽半存、不可以爲用矣、里民大失望、欲束而
棄之溝中、曝之隘巷三日、觀者如堵牆、此夜西雲前往詣公、彷彿不能睡、又不能坐、非疲

墳

墓

誌

又非病異而思之、不知何故也、後復如此者二夜、既而遭里民之盛屍於朽桶來而請之
埋葬、詣公呵曰、汝等愚頑、不知神之爲何物、暴戾刻薄、狠發舊塚、穢之禿之、罪莫大焉、而
今不可追咎之也、遂埋之其域內、修以佛則云、後有謀取所發之石、鬻之遠邇者、牛負之
則牛死焉、人移之則陰譴立至焉、有發狂而死者、有見鬼而僵者、怪之屢起、年甚於一年、
不可勝紀、里民恐怖、不知所措也、現住海公愍其如此、更修佛事、懇薦冥福、且奉新號於
各位、曰證空院殿、儀山宗忠大居士、曰證光院殿、貞元妙操大姉、曰徹山了映大童子、海
公曰、如斯而後、神之意安否、若夫新室築墳、復其舊域、則不亦善乎、然力不能及也、不可
奈何耳、今就新葬之處、建碑設祭、庶有不朽於永世矣、是我之志也、於是徵碑、記於余、余
以眼疾之故、荏苒不果、今得少閑、因援筆以塞其命、然時天保十年己亥之春二月也、

銘并序

予既奉法號於三神靈、事詳碑記、若夫忌辰、則無有一字之可徵也、因今以六月二十九
日爲忌辰、蓋系以發塚之日云、仰願我之法嗣子孫、嚴祭祀于春秋、薦冥福于日夕、遂作
銘、々曰、神之所宅、土肥泉清、神之所憇、松淨月明、晨迎暝韻、夕送經聲、聽法之因、作佛之
緣、相得兩宜、實不唐□、況復祭祀、春秋不休、綿々繩々、如岡如丘、一片之石、四言之銘、拔
擢神威、以垂後裔、吁千萬世、視赫彼靈、

同寺古墳

同寺域内墓域の一隅に在り明治二十七年甲九月二十三日土中を鑿ち石槨を得たり中に刀二口及び白骨を納む何人の墓なるを知らず寺僧再び之を埋葬し掘得するところの一石を以て墓表と爲し法證を題し恭雄院殿信譽寛厚大居士と刻銘す按ずるに木内氏數世田部に在城し木内胤俊亦西雲寺を創せしことあり然らば則ち三神靈及び此古墳は此輩を葬りしものならむ

千人塚

同村小見區字石佛に葬り水田中小塚を存す舊記傳はらざるも同區德聖寺域内古碑文に因り其事を想見するに足る碑は方七尺餘の平面石にして初め石佛に在りしを後年寺中に移せしものなり

碑陰記

元龜二年小見米井共遇府馬左衛門等之亂城隍民家佛寺神廟悉被兵燹燒也積紛首散足作千人塚埋斷碣殘碑以石佛爲地名亦在斯歲喜譽取石於田即石佛田也石面仍有梵字則眞本是塔而二石四十九年後再化新塔者也嗚呼時哉富光僧吏隆星院智圓廣德院謙恒小見保正大八木八郎兵衛多田庄兵衛木内小兵衛鈴木平左衛

墳

墓

誌

墳

墓

誌

川上古墳

門拜記

同村川上區字鶴田に在り四方水田と爲り舊狀大に損す里人傳へて木内胤尙の墳墓と爲す胤尙は川上城主なり字向井内又一塚あり水田中に屬す高六尺方七尺傳へ曰ふ米井城主木内右馬允落城の時此地に至り川上八郎なるものゝ殺すところとなる因て此に瘞むと同所又姫塚と稱するものあり芝生地中央小石祠を建て姫宮大神と刻す米之井城主の姫人を瘞むと

按ずるに木内右馬允は信重の通稱なり其墓一は米之井區に在り前項木内信重及び信久の事を傳ふるもの數説あり各年月及び事實を異にす皆確説を得がたし後考を俟つ

すくも塚

同村神生區と山倉村大角區栗源村高萩區の三區入會地にして字をすくも塚と稱す或は曰くすくもは九十九の誤音にして香西村大根區邊より神生大角に至る沿道なる山林耕圃中古塚を存すること夥し故に九十九塚と稱し後世遂にすくも塚と誤稱すと清宮秀堅曰く油田神生に屬すは香取大官司家の邸地にして即ち勅

使の宿驛となりしものなり故に「すくも塚」は驛址に關引する地名なり云々即ち驛馬の食糧秣粟を置きしならむと諸説紛として定めがたきも明治二十七年甲午十二月十二日塚の一部なる三區入會地の一塚を鑿ちし時石柳を得たることあり皆平面石を以て之を疊み中に人骨刀劍の類を藏む之に因て是を考ふれば其古墳なることは斷して疑を容れず

按ずるに千葉系圖に須久毛能直左衛門尉其子信直中務丞等あり或は是等の人の古墳に非るか又本郡中原野に「すくも塚」と稱するもの數所あり蓋し往時本郡には牧場多きを以て是等に關するものも亦是れなきに非ず

東胤頼夫妻墓

郡中胤頼の墓と稱するもの二あり一は森山村岡飯田區字寺谷芳泰寺墓地に在り五輪塔二基を列す高共に四尺許空風火水の字を刻す寺記に一を胤頼の墓とし一を室家の墓と爲す一は神代村櫻井城址の一部なる字十二殿に在り四五の丘塚を存す其一郷主塚と稱するもの尤も大なり之を胤頼の墓と爲す里人曰く東氏十二世を葬る故に此地を十二殿と呼ぶと或は曰く本城鎮護の爲めに佛神十二天を祀る故に十二天と稱し後誤て十二殿と爲すと古蹟觀

按ずるに東胤頼初め上代に在り尋で森山に移り以て世々の居城と爲す古人其居所に就て墓所を築くは例とする所なり然らば則ち森山移城の後更に上代に葬るべきの理なし櫻井に在るものは上代越前守の墳墓にして森山にあるものは蓋し東氏の墓ならむ然れども現今芳泰寺中に在るものは其位置甚だ狹隘にして信を措く能はず蓋し城址中散在するところの古墳に在りし塔石を後世寺中に移せしものにして下項記するところの冢墳是なるに近し

岡飯田古塚

同區に在り八所に分る其六は字鳳凰山林中に在り乃ち森山城址の一部に屬す皆丘塚を爲す其一尤も大なり小祠ありしが明治六年西之を廢す土人傳へて東常縁の墓と爲すも信偽を詳にせず一は南方字高塚に在り亦塚形を爲す一は東方字天の宮に在り林中一祠を安んじ之を天宮と稱す十年丁十二月二日社殿修繕の際殿下の土を穿ち石槨を得る長七尺二寸幅四尺一寸四個の大石を以て覆蓋と爲し中に人骨二體を出す一は大にして一は小兒の如し外氣の觸るゝに及び壞散す或は以て東常綱父子の墳墓となし或は曰く千葉胤直父子の戰死するや常縁遺體を携て此に葬るとなす一説に天宮は平將門の勸請するところなりと將門の殿下總名勝誌に拠出す

一は南方大六天に在り須賀山城址に屬す林中一小祠を建つ諸墳皆其由來を知る能はざるも東氏世々須賀山森山の二城に居りしを以て之を考ふれば其墳墓なることは從て知るべきなり古蹟城主參觀

阿玉臺古墳

其文村阿玉臺區字千堂谷山腹に在り塚上碑あり表面夕顔觀世音菩薩と刻し側面正徳六年丙申三月阿玉臺村と刻す里人曰ふ往時堂宇ありしが其破壊するに及び代るに此碑を以てすと里傳は以て平良文を葬りしものと爲すも未だ確證を得ず按ずるに其文は武藏村岡に居り村岡氏と稱し其卒するや同所に葬るとなす孰れか是なるを知らず

來迎寺古墳

同村貝塚區來迎寺墓地に在り一を府馬時持左衛門の塔石と爲す高さ八尺許相對して同形塔石あり之を神野角助の塔と爲す共に傳へて時持の子勝若僧となる人物參觀の建つるところとなす角助は貝塚の領主にして勝若の母兄なりと慶長七年壬辰三月十三日歿し月山祥心と謚す本寺過去帳一は酒井忠次の女清心院の埋髮塔と爲す高七尺許の五輪塔を建つ院は徳川家康の養ふところとなり松平外記に配す本寺に塔あり

其何の故を詳にせず又陶工四目藤四郎なるもの墓と稱するあり所謂四目燒陶器の製作者なりと村中一二の古陶器を藏するものあり即ち藤四郎の作となす又源頼朝の塔と稱する五輪形古塔石を建つ傳へ曰ふ頼朝鹿島に詣するの途次本寺に詣り開祖高辨と談法す高辨紀念の爲めに之を建つと確説を保し難し里人又曰く高辨初めて茶種を此邊に植ゑ遂に畿内に及ぼすと説の眞偽を詳にせず寺記上

貝塚

同區字海内に在り今耕圃となり圃中數畝の間之を鑿てば貝殻を得ること最も夥し往年坪井理學士今理學博士等帝國大學の命を受け之を調査せられたり貝殻中往々土器の欠片を出す貝塚の名稱は本邦中各州郡に散在し自ら人類學者の定論あり更に示説を俟たざるも要するに石器時代の民族が食用に供せし貝殻を棄積せしものと地勢の變遷に因り海底隆起等の作用より起因するものと往年北亞米利加に於て地殼の際海底凸起の貝或は古代貴人の墳墓を築くや其周圍に貝殻を埋めしものと稱せし石灰の類に同じ箱數種あり或は曰く本區貝塚は即ち第一種にして食用後委棄せしものなりと若し此説を是と爲さば貝殻は概ね本區北面の地に出で南面の地より發見せざるを以て之を考ふるに大洋の今の鹿島郡より小見川及ひ森山神

里八都神代其文諸村の境界地に灣入せし時にして食貝は即ち此灣内に得たるものならむ又曰く木内古墳の傍なる貝塚も亦是れと同一種にして混出するところの土器は即ち食器の欠片なりと

府馬古墳

府馬村府馬區字日下部に在り天神坂の右側に沿ひ古塚を存す傳へて府馬氏の墓地と爲し或は時持の墓と爲す嘉永元年申戌道路修繕の際一の石棺を發見す中に大小の古刀及び鎧甲の鏽腐せるものを出す棺石凡そ二十三枚あり大さ方三尺許厚さ三寸より四寸に至る里人之を改葬し石祠を建て金山大神と稱す字歸命臺岡上又一古墳あり巨杉を植す里人傳へて高望王の墓となすも臆説に過ぎず

府馬氏世々墓

同區修徳院域内に在り竹林中方形塔石を建て歴世の法號を刻す府馬氏は即ち本區府馬城主にして塔は元和二年丙辰二月二十日裔孫胤村左衛門尉の建つるところなり銘別
豐里村諸持區向後源右衛門藏文書に府馬左衛門胤持あり慶長中の人と爲す蓋し胤村の父に非るか

府馬時持室墓

同區字奥の臺に在り丘形を爲し小石祠を建て姫宮と曰ふ里人曰く室其夫の戰死を悲み此に死す因て祠を建て之を祀ると或は曰く室は其兄神野角助に因り天年を以て終りしと舊記の存するなきを以て確證を得ず村人林剛其詠草を藏せりと

宇井太兵衛碑

同區字歸命臺墓地に在り此地は寶光院の舊地なり宇井氏村の舊家を以て稱せらる

宇井翁墓銘

宇井翁名壽稱太兵衛其先出紀州熊野神職後徙北總香取郡松澤村再徙府馬村以農爲業翁生數月失怙恃爲祖父母所鞠養年甫十五承嗣文化八年三月邑主依田君舉爲戶長十一年正月擢里正許稱氏佩刀文政十一年六月詣伊勢神宮遊歷西方諸州弘化四年六月陪依田君詣日光大廟至嘉永二年十一月患痰咳以三年正月八日卒距生安永九年四月九日得齡七十一葬村內寶光精舍先塋次翁謹慎寡言薄自奉而厚救恤墾田闢地亦不少又好文藝每以讀書習字課村中兒童於是闔村欽仰產亦太豐而人未嘗怨妬及病篤猶強起視事其勤職業如此翁娶鎌形氏產一男二女男壽

富承家、二女一適鎌形某、一適藤崎某、頃者壽富介人乞墓銘、乃係曰、宇井之源、出自紀州、徙居下總、子孫以稠、墾田關地、是翁之謀、救恤恩惠、靡所弗周、

嘉永四年歲在辛亥六月上浣

昌平學講官佐藏坦撰

墳

山倉古墳

山倉村山倉區に在り一を千人塚と稱す、字白旗竹林中に在り、今開拓して現形を留めず、傳へ曰ふ、矢作國分氏曾て府馬城主、府馬氏の臣、實川氏を此地に攻め、其戰死者を瘞むと、今に至て往々人骨等を掘出することあり、一は山倉神社社域の巨松樹下に在り、往年之を發見すと、樹根の盤屈して石郭を包纏するを以て外部より僅かに窟口を認め得るに過ぎず、今樹下に小石を置き、御魂社の三字を刻し之を祀れり

墓

石橋信義墓

栗源村岩部區字田島の水田中に在り、小丘堆を爲す、傳へ曰ふ、此地古ひ勝田原と稱せしが、信義の通稱、但馬守に因り、但馬塚と稱ひ、遂に誤て田島の字を用うと、或は曰く、水田中の丘土自ら島形を爲すを以て田島と傳呼せしものにして、必ずしも信義を葬りしものに非ると、二説姑らく擧げて、後人の判定を待つ、信義の事史に之を載するものなきも、區中に其裔と稱するものあり、石橋誠等亦區の名族たり、大乘寺域

誌

墳

内石橋保義の碑に左の一節あり、今之を節略す

足利家氏、生義利、稱廣澤太郎、居野州石橋、因氏焉、義利十一世之孫、信義、仕將軍義植、明應二年、義植伐畠山義豊、不克奔周防、京師擾、柳營無主、信義乃歸下野、又入常陸、永正二年、移下總岩部、蓋下總當時爲千葉氏所管、信義娶結城氏、結城與千葉接境、是以來投也、略

石橋杏隣碑

同區大乘寺域内に在り、杏隣は村人石橋必の高祖父なり、家世醫を業とす

墓

偃華先生壽碑

偃華先生者、本州香取郡岩部里之人也、幼而柔懦、長襲先人之業、學漢醫方、又脩疾醫家之術、後游江都、問荷蘭之學於磐水大槻夫子、夫子慮其既過中年而不易終業也、不許讀橫文洋書、唯就諸家譯述之書而了其要領、然而備伺顛預、莫能覺悟焉、無幾歸鄉、歷觀近郡爲醫者、率皆疾醫家耳、因竊以謂古之爲醫者一、今之爲醫者三、蓋疾醫家起而方裂古今、西洋家興而道異其端、水炭分爭、義不相容、當此之時、如有豪傑之士、出乎其間、而貫穿古今、蒼綜東西、坦然公平、以執其中焉、則吾醫之道始有所歸矣、然是重任大事、非天之所縱、則孰能與乎此、但如漢方分裂、則融會諸說、以析其衷、或未之難也已、

誌

乃不自量欲著醫方中論一書以言其大意亦惟僥倖願預有志而遂不果也嘉永壬子之秋門人等相謀欲營立壽碑於鄉之大乘寺徵自撰之文於是乎述平生所志以付之其題曰僊華先生壽碑者嘗夢異人舉此四字授之因以自號也而友人清崇士廣作之銘士廣即磐水夫子之季子而以儒別成家者也銘曰軒岐配五行長沙主陰陽所說各有理驗實孰短長輓近洋醫起解剖視心膈內傷與外感應變在知常吾黨僊華子結髮事青囊折衷三家說運用無定方濟世七十載幾人免長殤俛仰可以死遺德遍一鄉

嘉永六年歲在癸丑春三月

東與大槻清崇撰書并篆額

經塚

同區字野馬木戸に在り俗に御塚と稱す面積三四十坪平坦にして周らずに二尺許の土壘を以てす往時大椎樹ありしが之を伐採せり其下に古石碑數枚あり毎年七月十九日方俗題目經を此に誦するを以て經塚の稱あるも或は岩部城主の墓に非るか参照

千葉胤直胤宣父子墓

久賀村字寺作に在り舊東漸寺墓地にして参照五輪塔石七基を列す高三四尺より七尺許に至る本寺今廢し荆棘中古塔の尖頂を露はすのみにして人の香花を奠す

るなく此に至て千葉氏の盛時を追想すれば實に今昔の感に堪へざるものあり胤直千葉は兼胤千葉の長子にして應永廿六年己八月二十一日を以て生れ永享二年胤家を繼ぎ千葉城に主たり足利持氏の上杉氏を討する胤直諫止容れられず去て千葉を守り尋て足利氏の命を奉じ持氏を討じ功あり千葉後持氏の子成氏兵を起して鎌倉に據り威東國に震ふ足利氏今川範忠上總をして之を討たしむ成氏敗れて本州下河邊城を保つ胤直の族圓城寺尙任下野胤直を勸めて上杉氏に屬し以て成氏に抗せしむ同族原胤房越後胤茂筑後成氏を援け康正元年乙亥三月二十日千葉城を攻む胤直及び其子胤宣走て多古志摩二城を保ち胤直志摩を守り胤宣多古を守る馬加常輝陸奥守一亦千葉氏の族なり來て胤房を援く胤房大に喜ぶ常輝をして多古に向はしめ自ら志摩を攻む八月十二日多古陥り胤宣自殺し十四日志摩陥り胤直其衆を率ひ東覺院に入る十五日胤房之を圍む胤直遂に自殺す鎌倉紙年三十三千葉大他内胤直豐後圓城寺因幡守木内左衛門尉他内藏人多田伊豫守粟飯原右衛門尉高田胤行中務等之に殉す東覺院僧屍を集めて之を火す胤茂命じて遺骨を千葉大日寺に納めしめ塔石を此に建て、之を吊し大草瑞光常西臨阿彌陀佛と諡す大系國多田氏覺寺には相應寺瑞光常西と法諡す千葉兼胤の弟賢胤西葛

領主の亦此役に死すと子孫

胤宣は胤直の子なり多古城を保ち馬加常輝の攻むるところとなり衆寡敵せず城陥り乳母の子圓城寺直時五を遣はし城を致して自殺せむを乞ふ常輝許諾

し兵をして之を阿彌陀堂に送らしむ胤宣辭世二首を賦し遂に自殺す年僅かに

十五佐倉城草創椎名胤家與十木内彦十郎圓城寺又三郎米井藤五郎粟飯原助九

郎池内十郎深山彌十郎岡本彦八青野新九郎多田孫八高田孫八三谷新十郎寺本

彌七中野與十郎等皆之に殉す常輝其首級を成氏に致し大草照山常流重阿彌陀

佛と謚す大系圖○本土寺過去帳には妙宣と爲し佐倉城草創記には清流院宣悅幼道と法隆せり

兒墓

同村字次浦西臺に在り一古松を植す傳へ曰ふ某城主の幼兒を葬りしとき此松を

栽え以て墓表と爲す寛永中領主松平出雲守の老母此村中に住し病卒の後亦其遺

骸を松樹の前に葬り天保五年庚子二月有志者爲めに塔を建て題して松平出雲守老

母君墓と曰ふ名木

木食上人塚

同村大門區字入作に在り塚形を爲す里人傳へ曰ふ元文二年丁巳十月二十一日僧某

入定の塚なりと某は本郡小松村の人にして常に木實を食ひ以て其身を終れりと

次浦古墳

同村次浦區字山王耕圃中に在り藤崎次郎兵衛なるもの、所有地に屬す今石を疊

み之を祭れり明治二十八年乙未陰曆三月二十五日之を發きしに縦七尺横三尺餘の

石郭を得たり其上下も亦平面石を以て之を蓋ひ中に人骨齒骨及び勾玉十八箇管

五十八箇其他小玉二百二十餘箇を得たり何人の古墳なるを詳にせず

吉田古墳

吉田村吉田區字蒲、臺耕圃及び同村南神崎區の耕圃中に散在す或は塚形を爲し或

は開拓して石郭を得たることあり蒲、臺に在るものを御塚と稱す舊記埋滅して微

證を得がたきも吉田は此近傍に在て尤も舊村の稱あるに因り之を考ふれば蓋し

往古豪族の此邊に割據せしものあり死後遂に其墓を築きしものならんか

船塚

中村北中村區字船塚耕圃中に在り里道の傍に沿ふ里道今は南側に通ず往時は

其當時此塚の巨大なりしを知るに足るべし古老長十三四間許に亘る二丘一は

高く一は低く首尾堆起の狀舳艫の如き狀あるを以て此稱あるも何人の墓なるを

僧日侘墓

詳にせず里人曰く逐年崩壊して大に舊形を損せしも其當時は塚の一隅に石柳の一角を顯はせしことありしと村岡良弼曰く印波國造の墓其形船に似たり因て村を稱して船形と曰ふ上古墳墓の制此の如し疑らくは是れ匝璣郡司の墓ならむと

松平勝權墓

同村南中村區日本寺域内山門の外に在り塔石高三尺餘臺石三層其下更に礎石を疊む高二尺許塔面當山中興日侘上人慶長三年五月二十九日の字を刻す乃ち其示寂の年月日なり日侘道德の聞え最も高く北條氏政の信するところとなる寺觀

僧日圓墓

同村妙興寺域内に在り高三尺幅一尺許の塔石を建て卒去年月及び法諡を刻す臺石三層勝權は井伊直亮掃部の弟にして相模守と稱し松平勝升の養ふところとなり多古藩主たり明治元年辰閏四月二十三日を以て卒す年六十三至徳院厚仁惠相心日清と諡す記家

飯高村飯高區字聖人塚山林中に在り日祐百坐說法塚と相距る數十步墓域東西十四間南北十三間一小宇を建て中に塔石を安んず高四尺五寸方一尺三寸表面開基

保科正則墓

同區字馬場墓地に在り塔石高三尺幅八寸表面祥雲院殿椿叟榮壽大居士と題し裏面保科筑前守正則公之墓天正十九年九月六日卒の字を刻す傍ら室家の墓あり塔形相類す正則の傳詳ならず按ずるに保科正直天正十九年卯閏八月を以て多古近傍の領主たり正則は乃ち其族ならむ

小高古墳

同村小高區字向臺耕圃中に散在す其一を鏡塚と稱し一にごりやう塚御靈塚とごり呼ぶ小樹叢生す里人嘗て之を斬伐し數人皆病に罹るを以て其祟りと爲し復た之を犯すなし隣村豊和村内山區此地と相接し耕圃中又古塚多く同區字城の臺を古城址と爲すも其由を詳にせず蓋し本城と此古墳とは相關引するの事なきか

飯塚古墳

豊和村飯塚區字關上耕圃中に在り村人菅谷五郎左衛門なるもの、所有地たり往年土を鑿ち之を發見すと其構造尤も堅牢にして長三間幅一間餘に亘る兩邊悉く

墳

石材を甃み窟室形を爲し窟口稍狭く兩大石を建て、支柱に代へ上部は長七八尺より一丈餘の巨石を並べて蓋と爲し發掘の當時人骨及び刀劍の類ありしと今に至りて尙何人の墳墓なるや其證を得がたし然れども尋常人を葬りしものに非るは其構造に由て知らるべし

鐚木氏墓

古城村鐚木區字御塚耕圃中に在り丘塚を爲し高三尺許の碑石を建つ往時巨椎樹ありしが今斬伐して其形を留めず傳へて鐚木氏の祖胤定九を葬ると爲し光明寺記或は以て十世胤定信濃守を葬るとなす長泉寺記二説孰れか是なるを知らず字川岸湖長泉寺域内又一古塔を建つ高八尺許中部に常桂院殿の字を刻す即ち裔孫胤幹の墓なり舊蹟城

鐚木古墳

同區鐚木大神の社邊なる耕圃中に散在せり里人此地を呼んで稻荷後又はじようせん塚と稱せり社後に在る一塚尤も大にしてじようせん塚と名づく長さ十四五間にして二丘相並び一は大にして一は小に古代墳墓の制を爲す其他皆塚形を爲す鐚木氏世々此地を領せしより之を考ふれば蓋し同氏宗族を葬りしものに非る

誌

墓

墳

墓

誌

か西北耕圃中別に一塚あり往時之を發掘し人骨を得たることあり方二尺許平面石を建て其事を刻せり

古墳碑

平山氏家僮曾治廢圃而掘得一石郭其内蓋百歲骸骨臙然而存云主翁哀其靈之無所馮輒封樹之以表其墓使後人莫敢犯也自翁歿後嗣子德眞追念父志而不已遂刻石以貽來世於是使弟子恭請碑銘於余余善子恭乃爲之作銘曰不朽者石不死者神神之依寧百世維新天明丁未春三月南總僑客豐懷識

栗本清右衛門墓

同區光明寺墓域内に在り方三尺許の礎石を存し償債還宿の四字を刻す即ち清右の法諡なり清右は栗本源左衛門の弟にして其兄と共に干潟開墾に關し功あり後事を以て野田市郎右衛門と相際し貞享三年丙寅八月二十六日辻内善右衛門の手代勘兵衛權兵衛の二人を傷つけて自殺す因て遺骸を此に葬る寺傳栗本家記干潟開墾に關し尤も功あるものを辻内刑部左衛門及び其婿善右衛門伊勢の人并に野田市郎衛門栗本源左衛門等の數氏と爲す辻内栗本二氏の墳墓は匝瑳郡共和村廣徳寺開基域内に在り此に附記す

僧宋休墓

萬歲村溝原區字諏訪山耕圃中に在り丘塚を爲し雜樹を生ず傳へて僧宋休入定の墓となす宋休は尾張の人常に木食を爲し千體の佛像を諸國寺院に納むることを祈願し其事遂に畢り後此地に來り萬歲村今の同村に來り寓し延寶五年丁卯九月二十四日此に入定す東榮寺僧什觀爲めに供養回向し淨法院木食宗休と法諡す東榮寺記

花香安精墓碑

同村萬歲區東福寺墓域内に在り安精の家世農を業とし區の望族を以て稱せらる裔孫傳右衛門明治三十年後再び出で、縣會議員となり參事員に列す野長英難を避けて花香氏に宿墓碑の側に征清軍人谷本市太郎の碑あり山田愨の撰文にして野津大將の篆額なり

椿園花香氏碑

紀府侍講遠藤通撰文

田邊隊士莊文響書并題額

業成於勤而荒於怠、勤者無不隆焉、怠者無不替焉、夫無非常之功而坐受厚福者、莫不由祖先勤勞之力也、苟爲之子孫者、思其勤勞、銘心刻骨、不怠其業、則祖先之功德者、彌明、著者益大、而家世之隆、可傳之永久矣、花香氏諱安精、字子詳、稱傳右衛門、號椿園、高

墳

墓

誌

紀琴夫墓

同村溝原區字一杯塚區人菅谷氏宅地中に在り即ち琴夫の故宅なり塔は方形にし

木長兵衛第二子也、出爲花香氏義子、花香氏之先、出于千葉氏、及千葉氏亡、潛居下謫、國香取郡椿湖之側、寬文中、官決湖注之海、得良田、置村凡十有八矣、及其後六世之祖、憲繼、以力田、擢里正、爾後定居萬歲村、世々相承、不墜其家訓、以至子詳、子詳亦某年以獎、誘其村氏、能盡力于農事、乃又擢爲里正、長爲人淳樸、誠切、精力過人、幼而好數學、受業於家庭、及長、周擇良師、學點竄諸術於藤田、曆算推步於石坂、西洋詳證術於內田、觀齋、數理之奧、無不窮極焉、子詳之於數術、非世之所謂圖巧術、以鈞名於當世、誑勝愚民、以成己之功利之類、專用之實用急務、凡於農畝之務、自步畝經界、土宜貢賦、以至播種、耕、耘、培養、收穫、無不精究其事、宜矣、苟事之有益于人者、開諭懇到、啓胸露懷、推之於其腹中、賑窮乏、撫幼孤、令其莫逃氓離散之患、是以稼不失其時、穡不謬其節、膏腴之地、益肥、瘠鹵之田、更闢、衣食有餘、而民無不樂其業焉、可謂善繼祖先之志、能成其事業者矣、爲之子孫者、以子詳之心爲心、則庶幾永受胡福歟、子詳生天明三年七月十六日、歿天保十三年五月十二日、享年六十矣、觀齋翁請記其履歷、余與觀齋、熟與子詳舊知、遂記、

天保十五年甲辰年夏五月

孝子恭致建石

墳 墓 誌

て高四尺幅一尺五寸許臺石二層塔面に琴夫紀先生墓と題し側に嘉永六年癸丑六月十一日歿すと刻す琴夫は本村の人菅谷氏の子にして紀は其本姓なり醫を業し東都に出て再び本村に歸り以て終る性磊落にして尊貴に屈せず常に曰く余は人の病を醫するに非ずして醫の師たるものなりと嘗て某侯に到り正階より上らんとす吏命じて側階よりせしむ琴夫慨然として曰く余は聘に應せしものなり何ぞ輕易するの甚しきやと直ちに去て復た來らず其豪邁概ね此くの如し然れども是を以て遂に世に容れられず

十騎塚

神代村平山區字夏見の耕圃中に在る小塚なり里入傳へ曰ふ長元中源賴信平忠常と戦ひしとき戦死の武人十騎を瘞むと想像の説にして確證を得がたし

佐伯邦墓碑

同村大久保區東徳寺域内墓地に在り邦は區人佐伯逸齋の弟なり家世醫を以て業と爲し其兄と共に昌平費に遊學し中道にして歿す逸齋及び其子救今其道を以て鳴る

佐伯俊齋墓碣銘

播磨守戸川安清隸額

墳

俊齋名邦字咸寧佐伯氏稱宣三郎俊齋其號父陽齋仙臺人世以醫爲業俊齋其第二子母堀江氏俊齋天資愿朴四歲始知讀書及長益潛心芸編所讀往々背誦之又刻意劍法廣問名家往試其技至十有六歲而慨然有游學之志陽齋偉之使執贖入我家塾既而屢勉不懈業將竣々乎向成矣然不幸中道淪謝誠可惜也以安政三年六月九日下世距生天保十年三月二十七日齡僅十有八葬於下總香取郡大久保村銘曰稂莠易殖嘉苗難榮哀哉之子蘭蕙萎英

大學頭林昇撰 澤 俊 卿書

上人塚

笹川村須賀山區字坊内原に在り縣道の南方に沿ふ塚上松樹一株あり呼で和尚塚と稱す或は曰く僧聖尋の墓ならむと未だ確説を得ず

聖尋は關白基忠の子なり大僧正となる元弘元年^{辛未}後醍醐天皇南都に幸す聖尋帝を奉じ松嶺寺に入り尙未だ駕の至るを顯言せず以て衆徒の向背を察す東大寺西室主僧顯寶北條高時の族なり僧徒之を憚かり義に之くものなし聖尋事の成すべからざるを知り又帝を奉じ山城鷲峯山に往き既にして其幽僻なるを以て笠置山に移り御し險に據り行營となす幾もなくして敵の大軍來り犯し之を

誌

墓

墳

僧鐵牛墓

陷る聖尋擒に就き六波羅に送られ明年本州に流さる高時、の誅に伏すに及び還り東大寺に住し笠置寺の兵燹に罹りしを以て救を奉じ再び之を造り終るところを知らず本史或は此塚を以て僧意教の墓とす北總誌亦證するところなし意教は曾て智積院に住し後ち笹川西福院の開祖となり名僧の聞へあり寺記

墓

東城村小南區字城山福聚寺域内本堂の後に在り小庵中塔石を安んず卵形塔にして高三尺餘圍六尺二寸臺石三層高合せて三尺許塔面開山鐵牛機老和尚の塔と題し側面より裏面に至るの間勅謚大慈普應禪師塔陰惟定住洛西葉室山淨住寺時適值師遠芳忌辰恭蒙賜太上皇自染宸翰乃謚號實正德壬辰八月也定諸院拜受且望闕謝恩略鐫堅珉之陰以永諭後昆云享保己亥天中秋日當山二代不肖徒元定謹誌云云と寺前別に一大銅碑あり高九尺圍八尺五寸蓮臺高一尺五寸其下石を疊て礎臺と爲す碑面題して勅謚普應禪師遺德碑と曰ふ小松宮彰仁親王の篆するところなり

勅謚普應禪師遺德碑

歲丙申春予遊北總山田某甫導上東城之墟丘阜聯屬林木荷秀有寺曰福聚蕭然一古刹耳丘南俯視豁然平曠田疇井々如方野問之則曰此所謂椿新田又稱千瀉八萬

誌

墳

墓

誌

石福聚開山鐵牛師贊畫而成之者也予因得聞其詳歎曰利民益世如此而邑乘不載人少知之者豈不一大缺典哉於是國人相謀將碑其事某甫周旋之今茲己亥以紫銅碑版既具告乃叙曰師諱道機鐵牛其號又自牧子石見人益田氏子後徙長門幼聰悟就龍峰提宗蘊染遊學四方從明僧隱元木菴等問禪理深究蘊奧幕府執政稻葉正則篤信之萬治初邀至江戶主麟祥院及瑞聖寺又開牛島弘福寺道望翕然仙臺侯伊達綱宗等諸貴人及士庶爭參講席北總有椿湖淳潞周十里且香取海上匝璫三郡慶安中江戶人白井某謀舉起請幕府議不諧師歷遊至此見其可關曰弘法利民其於濟世則一雖我出塵界食者民之本當任而成之乃堅請諸正則嘉納焉寬文七年使師論環湖民命白井某及辻内某共起工事遣吏監之鑿渠長三里十町餘達之海海濱廣斥所云九十九里者湖距海僅里餘海面高於湖故其渠迂迴曲折纔能得達九年決湖水注之民操小艇試下種則禾芑々長矣至貞享土壤漸堅可耕岱元祿八年官檢之置十八村計畝八千餘町收租二萬二千斛有奇田制蓋出師規畫倣古井田法經界端正歷久以不廢其村名亦師所選定各有意義云初師之往來北總幕府賜地創福聚脩福諸寺以爲駐錫之所至是又欲爲營一巨刹使十八村民爲檀越師曰此功之成一由神佛加護與民人協和老耆何勞之有固辭之建大神八幡水神三社於鎌數高生春海創廣德

東福海寶三寺於鎌數萬歲琴田使民知所歸嚮鎌數以下新村名也山添某大營殿庶於福聚請師供養遠運會者數千人師晚中興山城葉室淨住寺有終老志幕府以師德化遍布陰翊廟算命勿去江戶乃在弘福十二歲遂去住福聚公侯士庶惜別來送綱宗子綱村正則子正通各賦詩歌贈之十三年秋得疾正通遣醫來診不痊八月二十日寂世壽七十三僧臘五十九法弟從遺命閻維分骨歸淨住綱村正通等建塔於福聚師在京師蒙靈元上皇嘉獎正德二年上皇特勅賜謚普應禪師嗚呼壘關雖一事也利被永遠其功偉矣而師不自居歸之於神佛古昔釋行基堰水灌田設橋梁津渡後世賴之噴々稱揚而其地多係畿甸諸州今椿湖僻在東鄙千里之外加以師之謙讓其事不表曝乎世諸子之此舉固得其宜予故嘉而文之福聚寺舊藏師及隱元木庵畫像師像龐眉秀目丰標高澹而堅銳之氣自露想見其人銘曰

椿湖之水澁々其沚爰土爰人禾秀其美誰乎倡之曰白井氏誰乎成之曰自牧子備有番山始井其田彼儒此禪時亦後先苟利吾民厥道維均普應名詮慈恩如天

勅選議員文科大學教授正四位勳四等文學博士重野安繹撰

諸持古墳

豐里村諸持區字坂戸野耕圃中に在り明治三十一年^{戊戌}三月區人向後四郎左衛門此

地を開拓せんとし之を發見す郭は長さ八尺幅三尺許にして悉く石材を以て之を圍む其質白色にして堅剛の質ならず中に人骨の碎解せるものを藏す未だ何人の墓なるを知らず此地は往時一體の原野或は山林たりしが明治以後逐年之を開拓せしものなり原野の一部なる字勝善より勾玉を出せしことあり古昔此邊は人民居住の地にして後世地勢の變遷に因り居民皆低下の地即ち今の所謂河通なる利根沿岸に移住せしものならむ之に因て見れば本區の如き此地方に在ては舊村たりしやも知るべからずと雖も記録の存在せざるを以て之を詳にする能はず

宮原古墳

同村宮原區字通り村人石上助右衛門の宅地内に在りしと天保七年^{丙申}石上氏之を鑿ち無數の人骨及び馬骨并に刀劍の鏽蝕せるもの等を出せりと是より先き傳へて此地を古戰場址と爲す蓋し其當時の戦死者を葬りしならむ石上氏悉く之を村中寺域に改瘞す或は以て平忠常或は致頼維衡の戦地と爲すも信を措く能はず

考私

石上貞淳碑

同區蓮藏院域内に在り貞淳醫を業とし詩文を好み筆翰に工みなり明治十九年^{戊辰}

四月十四日を以て歿す

石上松濤居士翁壽藏碑

中村 正直

墳 墓 誌

居士名淳、字君備、姓石上氏、通稱貞淳、號松濤、又有楫浦菴室、山青水綠等號、下總國香取郡宮原村人、王父常春、始業醫、通稱周悅、學於多紀藍溪、與片倉鶴陵等相切磨、以通博稱、名噪一時、父忠、通稱貞隣、善紹家學、母鏞木氏、居士夙從小川龍仙院、學內外科、傍涉蛭田流產科、業成而歸、遠近請治者甚衆、近歲痧病之行、居士大憂之、講求治術、有年、著痧病雨水毒考、淺田栗園作序稱之、居士益奮勉、用力實驗、著致痧一斑、識者謂前人所未發、居士性忠、不拘小節、氣宇軒昂、不趨時好、嗜詞章、善筆翰、其所居之樓、青山列屏障、刀水流其前、朝暉夕陰之變幻、風帆沙鳥之往來、無一不怡其心目、佐其興趣、晚年謝絕塵緣、嘯詠風月、若將以終身者、所著又有隨得雜記、芸窓筆塵、怪疫瘧論、山青水綠樓詩鈔、松濤文稿、娶木村氏、先歿、有一男一女、男某、以農嗣家、長女適崎山氏、次孺繼娶植松氏、有一女、配田村氏、第二子周齋、繼醫、孫男一曰貞齋、女三、居士今年七十有四、門人為營壽藏、請余銘、其辭曰、醫不三世、不服其藥、居士紹述、治効顯赫、救人夭折、躋諸壽域、宜其鶴齡聰明、嬰鑠

香取郡誌卷之三終

香取郡誌卷之四

城主 平忠常

高望王の曾孫にして平良文鎮守府の孫なり、良文武藏村岡に居り、村岡五郎と稱し、父忠頼村岡次郎と稱す、忠常下總に居り、上總介に任じ、從五位下に叙し、武藏押領使と爲る、其世々東國に居り、族衆疆盛なるを以て、勢を恃み、暴横なり、遂に二總の地に盤居し、貢賦を輸さず、徭役を供せず、長元元年戊辰兵を擧げて、反し、上總國府を陥れ、安房を侵し、守の惟忠を燒殺す、朝廷檢非違使平直方等を遣はし、東海東山二道の兵を帥ひて追討す、明年又北陸道に官符し、二道の兵を同じく之を討せしむ、三年庚午安房守藤原光業忠常を畏れ、印鑰を棄て、逃れて京師に歸る、直方等久しく功なし、詔して之を召還す、更に甲斐守源頼信に敕し、之に代る時に、忠常の族人武總の間に雄視せり、四年辛未頼信軍を進め、常陸に次す、平惟基左衛門之に屬す、總常の間大水あり、忠常要害を扼し、防守の備を爲す、頼信人を遣はし、之を諭す、忠常曰く、僕素より君の名を聞く、當に身を陛下に委すべし、然るに惟基なるものは、僕の仇家にして、公の左右に在

主

り僕仇人の間に跪拜するに忍びず且大河船なくして濟るを得べからずと卒に命を奉せず既にして頼信兵を率ひて直ちに渉る忠常倉皇出る所を知らず薙髮して常安と改め二子常將常一常近等と書を奉じて降る頼信忠常を以て還り美濃野上に至る忠常病死す因て其首を斬り京に入る廷議忠常の降り且東國の疲弊するを以て煩窮せずして寝む常將後下總權介千葉系圖にに任じ千葉權介と稱す是より千葉上總の二宗族本州及び上總の間に昌なり本史

按ずるに忠常の據城は一に大友城と爲し總陽或は沼闕城と爲し下總舊又は長山城と爲す利根川皆想像の説を傳ふるものにして確證あるに非ず今一二説を録して後人の参考と爲す渡邊操曰く長山城址者山城在續川東一里史稱平忠常之叛也勅源頼信伐之頼信進赴鹿島忠常奪舟列柵於海岸不可濟衆謂其無舟後宜循海赴攻頼信曰賊恃險吾直渡攻其不備一戰可以下也聞有淺處可騎渡軍中有知之者有高文者自稱知之馳入海行立葦爲表頼信麾軍從之忠常驚怖出降斬之相傳香取郡小南村有忠常之牙城故曰頼信南渡椿海而入小南也椿海則今之干潟八萬石也余嘗登長山按地理非自西南入小南者則不能濟椿海也今頼信北至鹿島何有渡椿海之理哉自鹿島至小南則不得不過長山城也長山與鹿島南北相對今有一

刀稱川而隔之耳不見所謂列柵於海岸之海者然安知非今之刀稱川即古之海而古之海即今之刀稱川也又安知非長山者其支城而其存亡則忠常安危之所繫故一敗塗地終爲頼信所滅也然則曰濟椿海者不思而已矣或曰史稱至鹿島者過也と岸上安敬又曰く忠常の居城諸説あり一は以て利根川以南に在りと爲し一は以て椿海以北に在りと爲す史に載するところ頼信鹿島より軍を進むるの文を見るに利根川を濟るは順路なるも高文輩を植つるの説及び舟筏なきを以て海に循ひ之を攻むべきの論に據れば又一二の疑を生せざるを得ず夫れ今の利根川なるものゝ往古一大海灣を爲せしことは固より論を俟たず其證は之を古歌等に徴して明らかなり其利根川の北岸潮來に仙臺掘と稱する地名あり傳へ云昔時は仙臺地方より來るところの巨船は直ちに此に泊す因て此稱を存すと以て其以前利根川水路の深底なるを證するに足る天正以後水路の淤塞せしを以て復た舊の如くならずと頼信をして鹿島より直ちに軍を進めしめば必ず今の同郡大船津或は息栖地方よりせざるを得ず往時の水路に因り之を考ふれば此間豈葦を植つるの淺處を得べけむや且頼信をして舟を鹿島に得ずして其海に循ふの説に由らしめば東は今の利根川水路に循ひ輕野若松地方に出で北は霞浦の北

面に出でざるべからず然るに利根沿岸の舟筏は悉く忠常の收むるところと爲さば必ず北路を取らざるを得ず北路に出づれば即ち數十日の日子を費すべく小兒と雖も其迂遠なるを知る然るを況んや武略を講ずるの當時何ぞ此拙策を陳するものあらむ今按ずるに忠常の本城は上總大椎に在り而して頼信は常陸介に任せられしを以て地を略して鹿島に至り以て敵狀を伺察し遂に忠常の本城大椎に向ひしものならむ然るに忠常は頼信の己れを討じ其常陸に在るを聞き其未だ本州に入りしを知らずして之を本州に拒がむと欲し大椎を發し既に本州に入るに及び頼信も亦之を聞知し大椎進撃の鋒を轉じて更に本州に至る是に於てか忠常は遂に其支城沼關或は大友に入り椿海を控し以て之を拒ぎ北向の忠常は南嚮し南進の頼信は北轉し而して頼信は陸路に循はむと欲するも要扼の地多きを以て高文の策を用ゐ今の椿新田中所謂る中洲の邊より直ちに攻城の針路を取りしならむ之に因て是を見れば史は頼信の利根渡水を記して椿海渡水を逃し加ふるに椿海に於ける事實を利根渡水に混じ兩事を合して一事と爲せしより遂に此錯雜を來せしなり聞く頼信椿海渡水の説は其由るところ實に久しきものにして常藩の大日本史を撰する初めは利根川を濟るの説に

從ひしも疑説の存在せるを以て單に總常の間大水あり云云と略記し其地を指稱せざりしと近世の著常陸國史等は概ね椿海を渡るとなす或は曰く忠常は終始大椎に在り本州に至らざりしと其他尙數説あり文學士大森金五郎亦忠常遺跡考の著あり之を歴史地理雜誌に掲ぐ

大須賀氏

大須賀胤信

胤信は千葉常胤下總の四子にして母は秩父重弘太の女なり胤信四郎左衛門尉と稱し千葉系後信濃守と改む佐倉風土記源頼朝の義兵を擧ぐるや父と共に之に應じ頼朝に國府に會す壽永元年壬寅八月十八日源頼家生誕七夜の儀あり胤信諸兄弟と式場に列し儀容あり頼朝の稱するところとなる文治五年己酉七月頼朝藤原泰衡を陸奥に討す常胤東海道先鋒となり宇太行方を經岩城岩崎に出で遇隈川を濟る胤信亦諸兄弟と共に従ふ八月十二日多賀國府に至り頼朝に會す東鑑後源實朝に繼事し本郡大須賀庄を領し因て氏とし千葉六黨の一と稱せらる千葉系元久二年丑乙北條氏の命を以て畠山重忠を討するの時後陣に在り建曆二年壬申正月十九日實朝鶴岡に詣し胤信を召して射術を命ず固辭す實朝怒て曰く故將軍制あり二十矢を發し二十

人を踏すに非れば此選に與かるを得ず然るに汝故事を知らず視て以て賤役と爲す甚だ開れなしと因て出仕を禁ず之を久ふして釋くを得る東建保元年西和田義盛の反するや北條氏に屬し甲斐國井上庄を賜はり子孫甲斐に盛んなり千葉三年乙九月十六日卒し寶應寺全雄英信と謚す寶應寺四子あり通信胤秀次郎左衛門尉氏を胤村小四郎後胤秀の子と稱重信氏を稱す子信常貞康あり範胤門尉浦桑村の反に坐し誅せらるる日お通信嗣と爲り太郎左衛門尉と稱し大須賀松子城を保す源實朝に仕へ和田氏の亂に功あり千葉嘉禎二年申六月十二日卒し通信院如覺淨意と謚す卒去年月及ひ法隆は實七子あり胤繼胤房に胤氏師氏頼氏あり子時通四郎左衛門尉左衛門尉爲信六郎左衛門尉景氏七郎日お次子胤氏一本に三嗣次郎左衛門尉と稱す將軍藤原賴經頼嗣の二世に仕ふ千葉寛元二年甲辰八月十五日頼嗣鶴岡に詣し放生會を行ふ胤氏等隨兵たり寶治元年未六月東胤行と共に三浦秀胤總一宮に討し之を平く東建治二年丙十一月十四日卒し修福院實性信蓮と謚す子朝氏嗣ぎ新左衛門尉と稱す東將軍頼嗣及び宗尊惟康の二親王に仕へ忠あり以下叙事は千葉系正安二年庚子十月四日卒し透玄院徹心朝公と謚す二子あり時朝胤泰四郎宗尊惟康二親王と日お時朝嗣ぎ亦幕府に仕へ嘉曆三年庚辰七月七日卒し義に仕ふ子を朝泰と日おと日お時朝嗣ぎ亦幕府に仕へ嘉曆三年庚辰七月七日卒し義

雲院忠覺禪信と謚す子宗朝嗣ぐ宗朝孫三郎と稱し後に下總前司と改む正平六年辛卯北朝四月三日卒し大清院禪暉信宗と謚す子宗時嗣ぐ宗時下總三郎と稱し後下總守と改む制梨の後下總元徳二年庚午千葉氏の臣多田彦四郎香取神主と相争訟す千葉範眞守河書を宗時及び結城六郎入道に與へ之を決せしむ天授三年丁北朝永和三月四月九日卒し淨明院心覺宗源と謚す子宗信嗣ぎ越後守と稱す越後信濃遠江に於て封地を受け子孫分て之に居る明徳四年癸卯二月十日卒し大榮院感契生應と謚す子憲宗嗣ぎ左馬介と稱す元弘二年壬申九月畿内西國の兵起る憲宗北條氏の命を受け千葉貞胤に従ひ京師に至る應永十七年庚寅五月十一日卒し憲章院明應聖哲と謚す子宗正嗣ぎ左馬介と稱す正平の末年本宗千葉滿胤千葉の幼弱なるを以て足利氏の命を奉じ之を補佐す文中三年甲寅北朝香取神領論争の事あり宗正及び族國分某等命を受け神輿を警護す永享二年庚戌八月十三日卒し廓震院大英雄機と謚す子宗幸嗣ぎ以下資應寺左馬介と稱す康正二年丙子十二月廿四日卒し瑞雲院鷹岳全祥と謚す子朝信繼ぎ左衛門尉と稱し延徳二年庚戌正月廿六日卒し見性院月溪道鑑と謚す本大須賀村大慈恩寺に子直朝嗣ぎ左馬助と稱す大永元年辛巳八月十日卒し永昌院喜山賀公と謚す子則安嗣ぎ左馬介と稱す一千葉系圖に日お感康

は宗正の子にして應永廿三年丙申上杉謙秀の亂千葉胤直に従ひ師を天文八年己三月十六日卒し寛祥院月峰道三と謚す子常康嗣ぎ左馬介と稱す永祿二年乙二月十八日卒し月潤院大應徹公と謚す子朝宗嗣ぎ左馬介と稱す天正四年丙子十月六日卒し大梁院銀雙淨金と謚す子常正嗣ぎ尾張守と稱す永祿十年卯三月十五日卒し觀樹院華翁久榮と謚す子政常嗣ぎ尾張守と稱す元龜元年庚午七月六日卒し陽盛院春宗淨光と謚す父常正政常二人共に先世に子政朝嗣ぎ尾張守と稱す天正八年庚辰十一月廿九日卒し大陽院綱叟胤公と謚す子常安嗣ぎ尾張守と稱す天正十八年庚辰十二月三日卒し文明院泰盛常安と謚す卒するに先だち子政氏嗣ぎ彌六郎と稱す小田原役後出て、徳川氏に降り寛永二年乙丑七月十一日卒し眞廣院大顯養樹と謚す

大須賀家記に塙丹波守謹而言上右子細者今度退城可仕條御内意被仰忝速引拂可申云云天正十八年五月日と伊藤泰歳曰く塙丹波守は大須賀政常尾張の二男にして常久と稱す松子城此時を以て落城せしならむと其甲斐井上庄に在るもの胤信より以下十餘世子孫連綿たり康高に至り徳川家康に仕へ勇武を以て愛遇せられ偏諱及び松平氏を賜はり上總久留里に封せられ子なく榊原忠政を養ひ嗣となし忠次を生む尋で榊原康勝の卒し嗣なきに會す家康忠次をして後

たらしむ是に於て甲斐大須賀氏絶ゆ

國分氏

國分胤通一作胤道

千葉常胤の五子にして母は秩父重弘の女なり五郎左衛門尉と稱し本郡矢作城に居る千葉系圖○同系圖に初め源頼朝の義兵を擧ぐるや父及び諸兄弟と之に會し亦源頼家生誕七夜の嘉儀に列し箭矢を持して塙に在り人之を壯とす壽永三年甲辰源範頼に従て平氏を討す文治五年己酉父兄と共に征奥の軍に従ふ元久二年乙丑北條氏の命を以て畠山重忠を討するの時兄胤信と共に後陣に在り東常胤與ふるに葛飾郡國分郷の地を以てす因て氏と爲す後源實朝に仕へ遠江參河の地若干を加賜せらる千葉系圖下同胤通卒し子常通嗣ぎ次郎左衛門尉と稱す源實朝に仕ふ卒し子常朝嗣ぎ小次郎と稱す後剃髮して悟蓮と號す卒す二子あり重常朝胤と曰ふ重常嗣と爲り小次郎太郎と稱し重常の後國分胤直あり三年辛亥將軍進發の時隨騎の中に朝胤彌次郎と稱す朝胤の後國分朝俊孫四郎松平松金丸頼忠下野守胤頼の數世に傳へ光胤は松澤長部に在城すの二人の後系譜備はらざるを以て其詳を得る能はず胤通の四子常義の裔獨り本郡に盛んなり常義一作常能六郎と稱し大戸矢

作の地を領す卒す四子あり胤實常氏矢作六郎と稱し又次郎左衛門と稱す建長三年謀に伏す胤義大戸川平行常六郎と稱す胤實家を嗣ぎ六郎大夫と稱す卒す子胤長嗣ぎ又太郎と稱す卒す三子あり胤村彦次郎と稱す胤通泰八と稱す胤彦八郎と稱す國分矢作の地を并領し移て大崎城に居る四子あり胤氏胤任兵衛沈時十氏胤余と曰ふ胤氏嗣ぐ孫六郎と稱し後剃髮して遠江入道契道と曰ふ足利尊氏に屬し功あり二子あり胤詮盛胤右馬助○陸胤詮嗣ぎ三河守と稱す足利氏に屬し功あり貞治中本宗千葉滿胤の幼弱なるを以て足利氏の命を以て宗族と共に之を補佐す黒川春村曰く與倉村大胤寺文書に此同寺の康曆三年文書に宗參を載せ明應九年文書に國分民部大夫直胤を載せ永正十四年文書に國分左衛門六郎胤文を載せ大永三年文書に國分民部直胤を載せ蓋し皆國分氏の族に於て矢作大崎等を詳に居りしものなる卒す二子あり忠胤胤重民部少輔○永享中千葉胤直も其世系を詳にする能はず胤直胤直胤重に屬し足利持氏を討ち功あり胤直と曰ふ忠胤家を嗣ぎ應永廿三年申上杉禪秀の亂千葉胤直に屬し奮戦力あり卒し子憲胤嗣ぎ三河守と稱す享徳三年戌甲十二月足利成氏を討つの時足利義政の命に因り千葉胤將に従ひ鎌倉に戦ひ功あり卒し子元胤嗣ぎ宮内少輔と稱し奇岩と號す香取神宮文明四年正文明十一年己未正月太田道灌白井城を攻むるの時元胤胤宗家を援け防戦功あり卒し子胤盛嗣ぎ宮内少輔と稱し月宗と號す香取神宮明應九年四月十九日

胤盛見胤大永中原友幸耶二屢ば武田豊三具里谷三河守と戦ふ胤盛千葉氏の命により兵を率ひ友幸を援く卒し子胤相嗣ぎ三河守と稱す香取神宮文書に大永八年卒す子朝胤嗣ぎ宮内少輔と稱す葉系以上千此後詳ならず天正中國分氏嗣絶ゆ是に於て松子城主大須賀尾張守の三男竹若丸を乞て國分城主と爲し伊能信月之に傳たり後里見氏の將正木正康大勝の攻陥するところとなり信月及び伊能定弘五左衛門等之に死し竹若丸等大須賀に走る伊能氏家記大蟲宗岑和尚語録に前下總州大崎縣矢作城居住大功徳平氏朝臣胤憲公永祿五年五月廿有日伏値先考江岩艇公十三回忌之辰云云及び平氏胤憲公天正二年戌甲五月二十有日謹値先考岩艇公居士二十五回之辰略中於矢作城唱之云云見え又夏目區掛巢家記に正木大膳來り攻む本郡諸城支へずして降る獨り矢作一城下らず房州軍小見川に據る胤憲之を破り諸城皆舊に復し胤憲の勇武小田原城主北條氏の賞する所と爲るの文あり蓋し胤憲は朝胤の子或は其孫にして其在城天正中に在るを以て見れば竹若丸の前代なりしならむか宗岑語録に又曰く天正三年乙未夏之孟避戰塵於矢作城而寓居の文あり即ち胤憲正木氏を拒ぎし時ならむ今水戸舊藩臣に國分氏あり五郎を以て通稱と爲し香西村大根區に國分を姓

とするものあり共に國分氏の裔なりと

東氏

東胤頼

千葉常胤の六子にして母は秩父重弘の女なり千葉久壽二年乙三月十五日生れ六郎と稱す東氏後遠藤持遠左近の薦むるところとなり上西門院に仕へ從五位下に叙し僧文覺を師とす東源頼朝と友とし善し東氏治承四年庚七月廿七日三浦義澄等と北條に至り頼朝に配所に謁す頼朝二人と密談刻を移し他人をして聞くことを得せしめず頼朝の義兵を擧ぐるや足立盛長をして常胤に説かしむ常胤未だ答へず胤頼傍らに在り進んで曰く武衛義に仗り兵を起し國の爲めに害を除き首として兵を我れに徵す順を扶け逆を討つ事は疑はざるに在り請ふ速かに命に應せよと遂に族を擧げて之に應し又竊かに常胤と謀りて曰く州の目代は平氏の黨なり宜しく先づ撃て之を取るべしと九月十三日火を目代の館に放ち其首を獲たり十七日父兄と共に國府に至り頼朝に會す壽永元年寅八月頼朝の冢子頼家生誕七夜の儀あり胤頼五兄と共に場に列し御劔を捧持す六人皆儀容あり頼朝之を壯とす元暦元年甲五月源範頼に從て平氏を討す東頼朝の覇權を握るに及び本郡東莊

三十三郷を領し千葉六黨の一と爲る千葉大頼朝賜ふに偏諱を以てす東氏文治二年丙正月三日頼朝鶴岡の祠に詣し叙位の典を賽す胤頼等十人供奉たり社前に列す座次常胤の上に在り或は之を讓するものあり頼朝曰く常胤は父たりと雖も六位なり胤頼は子たりと雖も五品なり官位は君の授くる所なり何ぞ不可なるものあらむと東胤頼初め上代前掛城に居り父の領地海上郡三崎莊五十五郷を與へられ後復た陸奥及び美濃に於て封を加へらる千葉大尋て須賀山城に移る芳泰五年己八月父に從て藤原泰衡を陸奥に討す東建保六年寅森山城に轉す其鎌倉に奉仕する殊に頼朝の親昵を受け出入相隨ふ族黨本郡及び匝瑳海上の地に昌んなり安貞二年戊十月十二日卒し年七十四通性院眞岩常源と諡し芳泰寺に葬る六子あり重胤胤朝胤康風早胤光小見眞寂榮尊と共なる附と曰ふ芳泰寺記

東宗雲記に胤頼左近衛少將に任じ下總権介と稱すと據を知らず治承中胤頼の父常胤頼朝を君待橋上に迎ふ頼朝左右を顧みて橋名を問ふ胤頼傍に在り答ふるに古歌載するところ君待橋を以てし且一首を詠じて曰く見えかくれ八重の汝路の待橋を渡りもあへず歸る舟人と人其風雅を稱す

重胤嗣系平太と稱す東母は遠藤持遠の女なり東氏建久六年卯八月十六日鎌倉

流鏑馬の事あり射手十六人を擇ばしむ重胤亦選中に入る正治元年己未諸將と連署し梶原景時を討たんと乞ふ東重胤武あり兼て和歌に通じ名を雅筵に擅にす故に子孫亦善く其傳を亞ぎ風詠の冠たり千元久二年乙丑北條氏の命を受け諸將と共に畠山重忠を討す東後領地に在り源實朝之を召す期に後れ見るを允されず其第に蟄居す建永元年丙寅十二月廿三日北條義時に因て歎訴するところあり義時和歌を献せしむ重胤立どころに一首を詠す義時之を呈す實朝感歎召し入れ歌道を問ふ承元二年戊辰閏四月廿七日京師に朝す父胤頼の故事に因るなり東後從五位下に叙す東幕府數ば歌會の事あり重胤常に筵に侍す建保六年戊戌四月千葉成胤病篤し實朝重胤をして之を問はしむ是歲六月廿七日實朝鶴岡祠に詣す重胤等供奉たり後暇を乞ふて領地に在り實朝和歌を賜ふて之を召す戀しとも思はでいはし久ん承久元年己卯正月廿七日實朝拜賀の禮を鶴岡祠に行ふ重胤等復た供奉たり是夜實朝公曉の弑する所となる東重胤削髮して覺然と號し寶治二年戊申丁未とす元六月廿一日卒す年七十一龍花院芳岩宗音と謚す芳寺記四子あり胤行胤方海上胤久海上胤胤有海上五郎と曰ふ系胤行嗣ぎ亦文武の才名あり藤原爲家に師事し和歌を學ぶ爲家妻はすに其女を以てす東建保中本宗千葉胤綱の家政を攝す其幼にして事に

堪へざるを以てなり系幕府譚事ある毎に胤行必ず陪從せざるなし大寛喜二年庚寅三月將軍賴經花を三崎磯山に觀る胤行等和歌を献す寶治元年丁未六月命を承け三浦泰村の妹婿秀胤上總を上總一宮に襲ふ秀胤自殺す東功に因て美濃郡上郡山田莊の地を賜はり城を築て之に居る東幕府特に命じて胤行をして問狀教書の事を掌らしむ常胤の子孫世々武を以て顯はる惟り胤行兼て吏事に明らかなるを以て特に此命あり千葉氏文職に補するは實に胤行を始とす大中務丞に任じ後ち素邇と號す東文永十年癸酉十月三日卒す年八十歳十一八廣慶院了空宗源と謚す四子あり泰行系助と稱す將軍藤原賴經及ひ宗尊系義行系親王に仕ふ四子あり盛六郎胤義系孫六郎胤義系七郎胤義系九郎胤義系行氏顯信東七と曰ふ系東氏東曰ふ皆東氏を稱せり東東氏の森山に居りしは胤頼重胤胤行の三世にして是より美濃に移城し森山には城代を置き常縁に至て一たび森山に入り裔孫直胤等に至り復た在城し世々常に森山に在らざると雖も首尾の連續せざるを恐れ其世系を略記するを以て見るもの幸に之を察せられんことを○胤行の長子泰行及び次子義行皆別に家を起し三子行氏嗣と爲れり○泰行の子行長丹後守又父に先て卒す行長の三子胤長次郎と稱す元弘二年壬申五月北條高時の命に非なり胤長は中胤耀胤長の子

是れは實録の年月
是なるに近し

千葉大系圖は氏數の子を常縁と爲し常縁の子を頼數頼數の子を元胤元胤の子
を常知常知の子を胤胤胤胤の子を尙胤尙胤の子を常氏常氏の子を常數と爲し
東氏系圖は氏數の子を頼數と爲し常氏を師氏の弟胤綱の子と爲し常知を常縁
の子と爲す今姑らく之に従ふ

常縁嗣々常縁は師氏の弟にして胤綱の長子三子なり母は大内義弘の女應永十二
年酉乙正月十五日生れ氏數の嗣と爲る氏數の罪せらるゝや常縁亦家に屏居す幾何
くもなくして事解け家を繼ぐ領邑故の如し美濃郡上に居り以て本封東莊を并領
し下野守と稱す系圖千葉胤直父子の多古に敗死するや馬加常輝千葉に主たり
足利氏千葉了心中務志死の二子實胤自胤を市川に置く是より千葉氏二家と爲る
足利氏常縁をして之を平げしむ常縁乃ち濱春利式部と共に京師を發し本州に至
り草紙森山城に入り和歌一首を東社今の東に獻じて曰く辭なる世にまた立や
かへらなん神と君とのめくみ盡せずと草尋て國分大須賀の諸族を率ひ馬加城を
攻め之を陥れ春利をして東金を守らしめ自ら東莊に歸る即ち森山に應仁中京師
大に亂れ二年子九月六日美濃の人齋藤妙椿隙に乗じ常縁の居城郡上を襲ひ之を

取る常縁東莊に在り偶々父胤綱明の忌日に會し歌を作りて情を述ぶ歌に曰くあ
るがうちにかゝる世をしも見ざりけん人のむかしのなをも戀しきと濱春利其意
を憐み書して其兄康慶豊後に贈る康慶時に京師に在り歌を得て感歎已ます傳へ
て妙椿に至る妙椿亦之を哀み曰く歌詠を贈らば則ち城を返さんと常縁乃ち和歌
十首を賦し之に贈る

ほり川やきよきなかれをへたてきてすみかたき世をなけくはかりろ
いかはかりなけくどかする心かなふみまよふ道の末のやとりを
かたはかり殘さん事もいざかゝるうき身はなにとまきしまの道
おもひやるころのかよふ道ならてたよりもしらぬ古郷のそら
たよりなき身をあき風の音なからさても戀しきふるさとの春
さらにまたたのむにしりぬうかりしは行末とをきちきりなりけり
木の葉ちる秋のおもひにあら玉のはるに忘るゝいろを見せなん
君をしもまゐるへとたのむ道なくはなを古郷や隔てはてまし
みよし野になく雁かねといさゝらはひたふるに今君によりこん
我世へんしるべといまもたのむか那みのゝをやまのまつの千とせを

と妙椿返歌を賦して曰く

言の葉に君か心はみつくきの行末とをらはあとはたがはし
常縁又歌を康慶に贈りて曰く

和歌のうらや汀のもくすくにもなをかすならぬほとそ見へぬる
霧こめしあきの月こそ餘所ならめかさしにほふ古郷のはな
康慶の返歌に曰く

わかのうらやみきはのもくすくにもみえずよみかく玉のひかりを
歸來ん君かためとや古郷のはなも八重たつ錦なるらん

と文明元年^{己丑}二月嗣子頼數を東莊に留め四月廿一日京師に至り五月十二日妙椿
に面し郡上城を復せらる妙椿時に一首を贈りて曰く

世の中をとくはかれは東路にいますみなからいにしへの人
常縁の返歌に曰く

世の中をとくはからはけふまでの君か言葉の花におくれし
又領地より一首を妙椿に贈りて曰く

古郷のあるをみてもまつそおもふあらさはいつかわけこん

妙椿の返歌に曰く

此ころのゑるべなくとも古郷に道ある人そやすくかへらん

と世傳へて美談と爲す^{草紙大}初め常縁の祖重胤烟を以て二條家に伺候し和歌の

秘要を得る常縁に至て益す其妙を極む後土御門天皇其名を聞き徴して歌道を問

ひ近衛政家三條公教足利義尚等皆質を委し業を受け宗祇亦嘗て其門に遊び古今

集の要旨を傳ふ所謂る古今集傳授なるものは是より始まる^{北總}文明十八年^{丙午}三月

十六日卒す年八十二^{芳泰寺記}〇一^{十六}花山院徳元常雅と謚す^{東氏}頼數^{草紙大}

數^作に嗣々頼數は氏數の長子にして^一長子^に常縁^の弟^或常縁の嗣と爲り東莊を領し^東

系^宮宮内少輔に任じ削髮して素光と號す^{千葉大}卒し寶慈院明行常意と謚す^{東氏}

系^圖圖に應仁二年九月卒すと爲す^然るに^{鎌倉大}草紙^に因れば^頼元胤^嗣々元胤は常

縁の長子にして^或は^氏數^の子^とすし^三郎と稱し頼數の嗣と爲り東莊を領し下野守

と稱す明應四年^{卯乙}五月九日卒し年六十九榮樹院道潤了源と謚す^{東氏}常知^一に常

る嗣々常知は常縁の二子にして^常縁^の三男^と爲す元胤の嗣と爲り東莊を領し大

和守と稱し兵庫頭に任す^{千葉大}系^圖圖後削髮して素安と號す天文十三年^{甲辰}正月廿

一日卒す年八十九尊勝院常照心月と謚す氏胤嗣々氏胤は元胤の長子にして^常知^一

又は頼敷の常知の嗣と爲り東莊を領す亦和歌に工みなり宮内少輔に任じ削髮して素純と號す東氏系圖○同系圖に氏胤の弟(一本に常縁の三子又は元胤の長子とす其子常縁飛騨に暇死し常縁の血胤是に絶へ遠藤胤好の次子盛數其家を繼ぐの文あり絶)天文十六年丁未正月廿一日卒す年六十九聖慶院知寶常光と謚す卒し子常數一に常嗣ぎ東莊を領し削髮素縁と號す

千葉大系圖に氏胤の子を尙胤後を承継○祖先の尙胤の子を常氏山○少輔より和歌の抄題を極め美濃に居り東氏を稱す常氏の子を常數と爲す二説何れか是なるを知らず

元龜四年未癸四月廿九日卒し年七十一寶幢院眞往知温と謚す子直胤以下東氏系六郎と稱し下總守と改む天文廿二年丑癸家を嗣ぎ森山城に居る時に年八歳粟飯原胤次之を補佐す天正十八年寅庚豊臣秀吉小田原城を攻む直胤千葉重胤に代りて宗族を率ひ湯本口を守り戦ひ利あらず之に死す年四十五のあり誤記なり棟胤嗣ぐ棟胤は千葉胤富の子なり大膳大夫と稱す直胤の子政胤の幼なるを以て迎へられて嗣となる小田原落城後森山に歸城す十九年卯辛城陥り子孫遂に民間に歸すと云其支族遠藤氏別に東氏を稱し今華族に列す

常陸鹿島に東氏あり東六郎の子孫と稱す維新前は岡飯田村民歳首毎に必ず之を訪問するを以て例と爲す

別族東氏

東盛胤

東胤行の弟海上胤方次の二子なり太郎左衛門尉と稱し千葉大系圖又右衛門大夫と稱す東城村四郎家記行氏美濃に移るに及び胤行盛胤を養ひ別に東氏を嗣がしめ小南郷南郷に湖沼關城に居らしむ千葉大系圖

黒川春村曰く銚子圓福寺藏正和二年丑癸四月廿五日北條相模守文書胤世胤の子に與ふるに正和元年七月日亡父左衛門尉平盛胤連券狀云々と見ゆ是に因て考ふれば其元年七月後より二年四月の間に卒去せしものならむと今東城村夏目區舊沼關山善乘院湖水寺今小學校の側六郎堂しを掛架實胤此地に移すと安んずるところの觀音像は盛胤の守護佛なりと掛架實胤

卒し子胤世嗣ぎ七郎太郎と稱し削髮圓と號す卒す二子あり高胤胤國孫太郎と稱す父に先て卒す子胤勝權太郎と稱し胤國と稱す高胤嗣ぎ下總守と稱し卒す實阿と謚す子有胤し孫爲胤小四郎と稱せりと稱す高胤嗣ぎ下總守と稱し卒す實阿と謚す子有胤七郎左衛門出て、族高上資胤胤七の後を嗣ぐを以て孫胤俊直ちに高胤の後を承く胤俊左馬助と稱し卒す子廣胤繼ぐ廣胤初め彌陀犬丸と稱し後七郎と改む卒す子なし有胤の二子胤家其後を承く胤家初め幸満丸と稱し後次郎左衛門と改む東大系圖

別族東氏

應永廿三年東左馬助卒す子胤名と爲す嗣ぐ胤初め左衛門次郎と稱す千葉満胤の補翼たり千葉大系圖此後詳ならず蓋し宗家と共に小田原役後衰弱に歸せしならむ接するに胤世以下諸書に沼闕に居るの事を記せざるも圓福寺古文書及び東大神厨子記文等に據れば此地に世襲せしこと疑を待たず

東教頼

東氏數の二子にして須賀山城主たり千葉系圖東常氏の二子常綱其後を承く常綱二郎右衛門と稱し亦須賀山城に居り千葉胤富の攻陥するところなる二子ありしも皆淪落して聞ゆるところなし

千葉氏

千葉胤富

千葉昌胤千葉の三子なり母は金田正信左衛門の女なり大永七年丁正月十五日を以て生る父昌胤常に房常二州を窺はんと欲するの心あり須賀山城を得て以て根據の地と爲さんとし屢ば旨を城主常綱に諭す常綱聽かず是に於て胤富をして常綱を攻めしめ火を放て之を陥れ別に森山城を築き胤富を以て城主と爲す弘治中

本宗千葉親胤千葉政亂れ其下離叛し親胤自殺す衆胤富を乞ふて主と爲す乃ち入て佐倉城に治し千葉介と稱し森山を以て支族粟飯原胤次に與ふ

按ずるに森山城は東氏宗本の居城にして其築城は遠く祖先胤頼の時に在り然るに千葉系圖胤富森山城を築き後粟飯原胤次に與ふと即ち本文蓋し此時東直胤尙幼なるを以て常綱須賀山城に居り以て之を補佐し其實權を握りしものにして胤富の意は須賀山城に在らずして森山を得んと欲するに在りしも常綱の拒ひで容れざるを以て先づ之を亡ぼし森山を修築し其佐倉に主たるに及び粟飯原氏をして代て直胤を補佐せしめしものにして系圖の單に森山を以て胤次に與ふると爲すは蓋し脱文ありしならむ

粟飯原氏

平良兼晩に族を分て粟飯原文治郎と稱す是れを粟飯原氏の祖とす盛家左衛門定秀尾張秀家孫次實秀河内秀宗備前親秀尾張に傳へ伊勢尾張の間に分居す千葉大系圖小見川城主粟飯原氏は是と祖を異にす一本盛家以下皆小見川に居ると爲すは信すべかざるが如し小見川に居りしは親秀の子朝秀の後なり

栗飯原常基常一に

平常長下總介の四子なり一に長子孫平と稱す常長は忠常の孫にして常將の子なり常基其兄常房の養ふところと爲り初め岩部五郎と稱す後族を分て栗飯原氏を興す常長給するに香取海上二郡内の地若干を以てし宗家及び栗飯原氏若し嗣なくんば互に相繼て斷絶するなからしむ卒し子有胤嗣ぎ孫平と稱す源頼朝に仕ふ卒し朝秀嗣ぐ朝秀は族親秀の子なり初め伊勢壽丸と稱し後ち孫次郎と改む養はれて有胤の後を嗣ぎ小見川城に居る是に於て栗飯原氏の兩家合して一となる養和元年辛丑八月源頼朝に謁し偏諱を授けらる時に年甫めて八歳なり卒す三子あり信秀太○建保元年癸酉五月和田盛に就し鎌倉正秀十次秀久三郎○正秀秀久二人と曰ふ實秀嗣ぐ實秀は千葉胤政の子なり孫三郎と稱す入て朝秀の後を承け父祖の封地を領す卒す子常行嗣ぎ兵衛尉と稱し後千田莊内の地を増賜せらる卒し子常實嗣ぎ右衛門尉と稱す卒し子常久嗣ぎ左衛門尉と稱す卒し子常光嗣ぎ左衛門尉と稱す卒し氏光嗣ぐ氏光は千葉胤宗千葉の二子なり養はれて常光の嗣と爲り下總守と稱す故封の外胤宗の領地若干を割與せらる初め將軍守邦親王に仕へ後足利尊氏に屬す卒す三子あり清胤基胤新田○正平六年辛卯北朝觀應二年足利尊氏吹

城

主

城

主

功あり兼胤守野と曰ふ清胤嗣ぐ下總守と稱す元弘建武以來足利氏に隨ひ功あり千葉氏胤千葉の幼なるや清胤常に之を補翼す興國五年甲申○北朝七月廿日領するところ大戸莊岩崎村の地若干を香取神宮に寄附す六年乙酉○北朝尊氏天龍寺供養會あり清胤千葉氏胤及び東常顯中務等と共に之に従ふ足利直義の高師直を圖るや清胤其謀に與り已にして意中變し師直に告げ之に備へしむ卒す誓阿と諡す二子あり詮胤常善と曰ふ詮胤嗣ぎ彈正左衛門尉と稱す足利義詮に仕へ戰功あり偏諱を授けらる貞治中千葉滿胤千葉の幼弱なるを以て族黨と共に之を補佐す卒す子胤長嗣ぐ胤長下總守と稱す卒す子秀助嗣ぎ治部少輔と稱す卒す子胤定嗣ぎ左馬介と稱す卒す子晴次嗣ぎ藏人と稱す卒し春岩榮公と諡す子胤俊嗣ぎ越前守と稱す卒す機先鑑公と諡す卒す子胤行嗣ぎ但馬守と稱す卒す底月徹公と諡す子胤次嗣ぎ但馬守と稱す小見川に居り千葉胤富千葉の佐倉城に移るに及び命せられて森山城を管す削髮して源公入道と號す子常次孫早く卒するを以て北條氏康の九子光胤を養ふて嗣となす卒し光胤嗣ぐ光胤出雲守と稱す是より先き常次故あり父胤次之を廢し光胤を以て嗣と爲す時に年甫めて七歳後胤次常次の罪を宥し家に在らしむ光胤乃ち辭して小田原に歸る既にして常次病歿し嗣なし

是に於て光胤再び迎へられて胤次の嗣と爲る屢ば軍に臨み功あり天正十六年子戊五月五日卒し通性山芳泰寺に葬り玉琳金公と謚す俊胤嗣々俊胤は千葉邦胤千葉の二子にして母は府中幹定大の女なり天正十六年寅二月十五日生れ小門若子と稱す孫平と改む光胤の卒するに及び其嗣と爲り千葉權介と稱す十八年庚小田原の役起るに及び北條氏に屬し兄重胤千葉と共に宗族を率ひ湯本口に屯す北條氏の亡ぶるや千葉氏本枝亦衰頽に就き重胤俊胤等皆隠れて顯はれずと曰ふ以上千葉系圖

按するに小見川町粟飯原金右衛門同金兵衛等あり家に系譜を傳ふ世次本文載するところと大に異なるものあり茲に附記して参考と爲す同譜に常長の後を常房常益盛家左衛門定秀尾張頼秀朝實秀河内胤秀式部親秀尾張基繁義信胤秀長秀助胤定晴次胤俊清胤詮胤滿胤大左衛門教胤大左衛門政胤出雲尙胤左衛門宗上野幹宗左衛門持宗左衛門の廿五世に傳ふ持宗子なし女子を胤壽姫一に胤と曰ふ東六郎左衛門の子保宗婿と爲り協はずして八日市場に別居す天文中里見氏の將正木時忠本郡に入り城山を陥れ小見川橋向城川一城を築き之に據る粟飯原氏の族悉く離散す其臣成毛宗親亦下小川橋邊に戰死す後宗親の子宗正

秋葉勘解由等を率ひ風雨の夜に乘じ橋向城を陥れ小見川を復す胤壽姫其子宗久を養ひ粟飯原氏を興さしむ云々と爲し光胤俊胤等の事を載せず黒川春村又曰く胤壽姫は千葉親胤千葉の妹にして粟飯原常宣所なるの室と爲り寛永三丙寅年十月廿三日卒す年八十三眞福院梅林清香大姉と號す云々と亦此系譜と合はず後考を俟て之を定むべし

木内氏

木内胤朝

東胤頼の二子にして三子初め次郎と稱す本郡木内莊を領し因て氏と爲し下總前司と稱す承久の役北條氏に屬し功あり但馬磯部淡路由良二莊を加賜せらる子孫其地に存す後裔皆千葉氏に屬し千葉家臣の長と爲る後ち分れて數家と爲り本郡田部小見油田川上等の地に分居す胤朝卒し長子胤家嗣ぎ次郎左衛門尉と稱す寛元二年甲辰藤原頼嗣に従ひ鶴岡社參の供奉に列す其子を景胤細次と爲す景胤四子あり胤氏中務貞胤太左衛門胤宗三位政胤八と稱す胤氏二子あり宣胤小次胤繼六と稱す胤宗子あり胤國次と曰ふ千葉系圖

按するに千葉氏の族黨中木内氏最も繁衍し支族本州に熾んなり故に今に至て

其子孫臣隼木内を姓と爲すもの殊に多し

鐫木胤定

白井胤時の長子なり父と共に千葉氏に寄寓し因て本姓を冒し千葉九郎と稱す後本郡鐫木郷の地を領し因て氏と爲し千葉氏の臣と爲り木内氏の次席に列す千葉系圖文永十年西癸二月十五日卒し胤定院在阿信佛と謚す光明寺記千葉氏の族金田成常の子胤泰八郎と稱すを養ふて嗣と爲す胤泰は胤定の姪なり嗣となり卒し子家胤十郎に家弘安十年亥丁を以て父の後を嗣ぎ卒し子祐胤嗣ぎ孫十郎と稱す卒し子胤繁初に伊豆犬丸後嗣ぎ卒し子察胤初め松壽丸と稱す後嗣ぎ卒し子公永信濃嗣ぐ公永に範永と稱す康正中具壁義成の三子幹成を養ふて授くるに白井莊の地を以てし白井氏を復稱せしめ次子胤元をして鐫木氏を嗣がしむ胤元十郎と稱す卒す道意と謚す子胤義嗣ぐ胤義長門守と稱し卒し淨印と謚す二子あり胤定義定廿六と稱すと稱す胤定嗣ぎ信濃守と稱し以上千葉系圖永祿九年丙寅正月廿日卒し天長院長泉高巖道賀と謚す長泉寺位牌子胤家嗣ぎ備後守と稱す千葉系圖慶長元年申丙正月九日卒し常鶴院松巖道意と謚す長泉寺記此後詳ならざるも蓋し小田原落城と共に衰弱せしならむ古

主

城

城

城村鐫木區光明長泉二寺あり皆鐫木氏の菩提等にして長泉寺域内に鐫木胤幹右門左の墓と稱するものあり同寺位牌に常桂院殿雲州胤露大居士寛文六年八月廿九日の字あり即ち胤幹の卒去年月及び法號なり胤幹は蓋し胤家の子孫ならむ同區中鐫木を姓とするもの最も多く近時鐫木誠亦本區に出て海軍將校現時となり盛名あり舊蹟垣

鳥居氏

鳥居元忠

參河國碧海郡渡村に生る彦右衛門と稱す幼より徳川家康に侍し桶狭間廣瀨沓掛姉川長篠高天神諸役皆功あり後軍事興る毎に必ず従はざることなし忠勤衆に異なり徳川氏創業の功臣と稱せらる天正十八年庚寅豊臣秀吉の小田原を征する元忠徳川氏の裨將を以て淺野長政少弼木内重茲常陸を助けて上野に入り又本多忠勝等と共に上總下總を狗へ佐倉東金鷹南の諸城を取る同年八月徳川氏封を關東に移し本郡矢作莊四萬石を以て元忠に賜ふ慶長五年庚子六月十六日家康上杉景勝を討し伏見に抵り元忠に命じ留守とす松平近正内藤家長松平家忠之に副す守兵僅かに一千八百餘人七月廿日石田三成等兵を集めて家康の後を躡み是日大舉伏見

主